

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会（第19回）の開催について(第137回生涯学習分科会合同開催) 配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/015/giji_list/mext_00024.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

生涯学習分科会

>

社会教育の在り方に関する特別部会

> 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会（第19回）の開催について(第137回生涯学習分科会合同開催) 配布資料

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会（第19回）の開催について(第137回生涯学習分科会合同開催) 配布資料

1．日時

令和8年7月3日（金曜日）10時00分～12時00分

2．議題

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について

その他

3．配付資料

【議事次第】第137回生涯学習分科会・第19回社会教育の在り方に関する特別部会 (PDF:113KB)

【資料1 - 1】社会教育主事・社会教育の在り方について（報告）(PDF:3.3MB)

【資料1 - 2】社会教育主事・社会教育士に共通する活動の多様な層のイメージ（案）(PDF:403KB)

【資料2】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）(PDF:664KB)

【資料3】中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会における主な意見 (PDF:435KB)

【参考資料1】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について(諮問)(PDF:181KB)

【参考資料2】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について(諮問)

【概要】(PDF:224KB)

【参考資料3】参考資料集 (PDF:7.0MB)

【参考資料4】社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号) (PDF:431KB)

【参考資料5】教育基本法(社会教育関係部分抜粋) (PDF:321KB)

【参考資料6】令和7年度第2回認定日本語教育機関の認定並びに登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査結果について（持ち回り開催分報告）(PDF:263KB)

お問合せ先

総合教育政策局地域学習推進課

電話番号：03-5253-4111（内線2977）

メールアドレス：houki@mext.go.jp

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

[ページの先頭に戻る](#)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

中央教育審議会生涯学習分科会（第137回）

社会教育の在り方に関する特別部会（第19回）

議 事 次 第

1. 日 時：令和8年7月3日（金）10：00～12：00
2. 場 所：文部科学省 第2講堂 ※WEB 会議併用
3. 議 題：
 - （1）地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について
 - （2）その他
4. 資 料：

資料1－1	社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（報告）
資料1－2	社会教育主事・社会教育士に共通する活動の多様な層のイメージ（案）
資料2	地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について （審議経過報告案）
資料3	中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会における主な意見
参考資料1	地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策 について（諮問）
参考資料2	地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策 について（諮問）【概要】
参考資料3	参考資料集
参考資料4	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）
参考資料5	教育基本法（社会教育関係部分抜粋）
参考資料6	令和7年度第2回認定日本語教育機関の認定並びに登録実践研修機 関・登録日本語教員養成機関審査結果について（持ち回り開催分）

社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について

令和8年7月

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関する

ワーキング・グループ

目 次

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と 本WGの射程	2
2. 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等	
（1）社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた 総単位数の見直しの要否	3
（2）社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性を確保した新講習 の枠組み	4
（3）各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性	8
3. 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し	
（1）講習受講の利便性の向上等	9
（2）単位互換や分割履修への柔軟な対応	10
（3）講習の受講に関して任命権者に求められる対応等	11
4. 社会教育の裾野を広げるための方策	
（1）社会教育に関する導入的講習の充実	12
（2）受講資格の見直し	13
5. 講習受講後の活躍促進	
（1）継続的な研修等の推進	14
（2）活躍の場の拡充	16
6. 養成課程の見直しについて	
（1）基本的な枠組みの考え方	16
（2）見直しの方向性	17
（3）各科目の具体的内容の検討に向けて	18
7. 今後さらに取り組みが求められる課題	
（1）具体的制度設計の更なる検討	20
（2）社会教育の更なる振興に向けて	21

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と本WGの射程

本ワーキング・グループ（以下「WG」という。）においては、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会がまとめた「審議事項1に関する意見の整理」（令和7年3月）において、下記のような指摘がなされたことを踏まえ、社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関して検討を行ってきた。

「審議事項1に関する意見の整理」において指摘された主な内容

【社会教育人材を中核とした社会教育の推進】

- 社会教育人材をネットワーク化し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要。
- 社会教育主事には、学校教育や多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割が期待される。また、地域の社会教育人材のネットワーク化を担うことも期待される。

【社会教育主事・社会教育士の役割と講習内容の整理の視点】

- 社会教育主事と社会教育士の異なる役割に応じた養成の改善方策を検討する必要。
- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台（1階）に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。

その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。

【社会教育士の称号の取得のしやすさの視点】

- 社会教育士の称号取得が容易になるような段階的な仕組みの検討が必要。

今後、社会教育が地域コミュニティの基盤を支える役割を果たしていく上では、教育施策の枠に閉じることなく、首長部局のほかNPOや企業等を含めた関係する様々な分野における施策や活動との連携を推進することが極めて重要である。このため、そうした多様な分野で活躍する者が社会教育士となることを促

進し、社会教育士が社会教育主事を中核とした社会教育人材ネットワークに支えられながら、社会教育としての側面を備えた各種の施策や活動を展開していくような体制を構築していくことが求められている。

このように、今後、社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、専ら社会教育主事の養成を前提として検討された現在の社会教育主事講習（以下「講習」という。）及び社会教育主事養成課程（以下、「養成課程」という。）の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

本 WG では、「審議事項 1 に関する意見の整理」で指摘されていたとおり、社会教育主事と社会教育士の役割を踏まえながら、新たな講習（以下「新講習」という。）及び養成課程の果たすべき役割に関する考え方を整理した上で、対象者や総単位数を含む制度の基本的な枠組みを示すことに主眼を置くこととした。このため、各科目の内容等のより具体的な検討事項に関しては、改善に向けた一定の方向性を示した上で、専門家や実務家の知見等を踏まえた更なる検討を求めることとしたい。

2. 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

（1）社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた総単位数の見直しの要否

社会教育を推進するに当たっては、自治体の行政計画等において社会教育がどのように取り扱われているかを踏まえることをはじめ、社会教育施設との連携や、活動に対する助成など、社会教育や他の関連分野の行政との関係を考慮する必要が生じることが極めて多い。このため、「審議事項 1 に関する意見の整理」でも指摘されていたとおり、社会教育士にとっても社会教育行政に関する基礎的な学びは必要である。

一方で、現行の講習内容は、社会教育主事の任用資格を前提とした講習であることから、社会教育主事のみが必要とされる内容については、主事発令を想定せずに社会教育士としての活躍を見込んでいる者のニーズとはミスマッチが生じているとの指摘もある。もとより、講習内容については、実施機関ごとに、社会教育主事としての実務的な内容を重視したり、社会教育士として有用な内容をより重視したりする等の工夫がなされているため、一律に論じ難い面もあるが、例えば、「社会教育経営論」のうち、行政担当者として必要な実務的内容等は、社会教育士にとっての学習の優先度は必ずしも高い訳ではないと考えられる。

他方で、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」の内容や、社会教育経営論のうち上記以外の内容については、今後、どのような内容をより重視していくべきかについて検討すべきものと考えられるが、概して、社会教育主事だけではなく、社会教育士となる上でも必要なものと考えられる。

したがって、仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。

さらに、社会教育士の称号を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重であるべきとの意見も強いことや、後述するように、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、新講習の総単位数については、現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、受講の促進や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

（２）社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性を確保した新講習の枠組み

上記1.のとおり、社会教育主事には社会教育士を含む社会教育人材のネットワークにおいて中核的役割を果たすことが求められている。また、上記（１）のとおり、社会教育主事と社会教育士が学ぶべき内容は、かなりの部分が共通している。

これらを踏まえれば、基本的に社会教育主事は社会教育士でもある、換言すれば、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計とすることが重要と考えられる。

これまでも、講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身につけることにとどまらず、例えば、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を、グループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につける場として、重要な役割を担ってきた。

さらに、講習で共に学ぶことを通じて受講生相互の関係を構築できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしており、社会教育人材のネットワーク化が重要性を増す中で、講習のこうした側面にも大きな意義があると考えられる。

特に、多様な社会教育人材の中核となる社会教育主事にとって、様々な分野で活躍する者との協働的な学習活動を通じて、多様な分野にまたがる社会教育の在り方についての知見と認識を深められる機会は極めて重要である。以上のこ

とから、社会教育主事として発令されることを予定している者が、発令を想定せずに様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とすべきである。

講習の受講は、既に関連する活動を行っている者にとっては、社会教育の素養を身に付けたり、社会教育関係者とのつながりを得たりすることで、活動の質の向上や幅の拡充を図るために、社会教育士の称号の取得を目指すものという位置づけであると考えられる。他方、社会教育主事の発令が予定されている者にとっては、講習を修了することはあくまで社会教育主事としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待されるものである。特に、社会教育主事に期待される、多様な分野と社会教育行政をつなぎ牽引する役割に関しては、講習で培われた知見や他の受講生等とのつながりを基礎としつつも、当該自治体の実際の施策や予算・体制等の実状を踏まえるとともに、関係を有する部局や団体との実際のやりとりと並行して学ぶことで身につけられる部分が大きいと考えられることから、社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。

本WGでは、「審議事項1に関する意見の整理」も踏まえ、講習自体を社会教育士の称号を得るために必要な一階部分と、社会教育主事の発令を受けるために必要な二階部分とに分割する選択肢も含めて検討した。しかし、前述のとおり、講習で学ぶべき内容については共通する部分が多く、社会教育士になる場合でも8単位の取得を求めることが適当と考えられることに加えて、両者が同一の講習を受けることの重要性も考慮すれば、新講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

そうした制度設計を前提としつつ、併せて、下記①～④のような方策を総合的に推進していくことにより、「審議事項1に関する意見の整理」で指摘されていた課題等への対応を含めて、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図っていくことが可能となるものと考えられる。

- ① 社会教育主事の任用資格を得るための講習として構成されていた従来の科目・内容について、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育主事も社会教育士の活躍支援が業務の柱の一つとなること等を踏まえて、見直しを行うこと（次節（3）参照）。
- ② 社会教育主事の資質向上と円滑な業務遂行に資するよう、講習の見直しのみならず、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展を図ること（5．参照）
- ③ オンラインの活用や土日・夜間の実施など、教育の質の担保に留意しながら、受講の利便性の向上等を一層図ること（3．参照）。

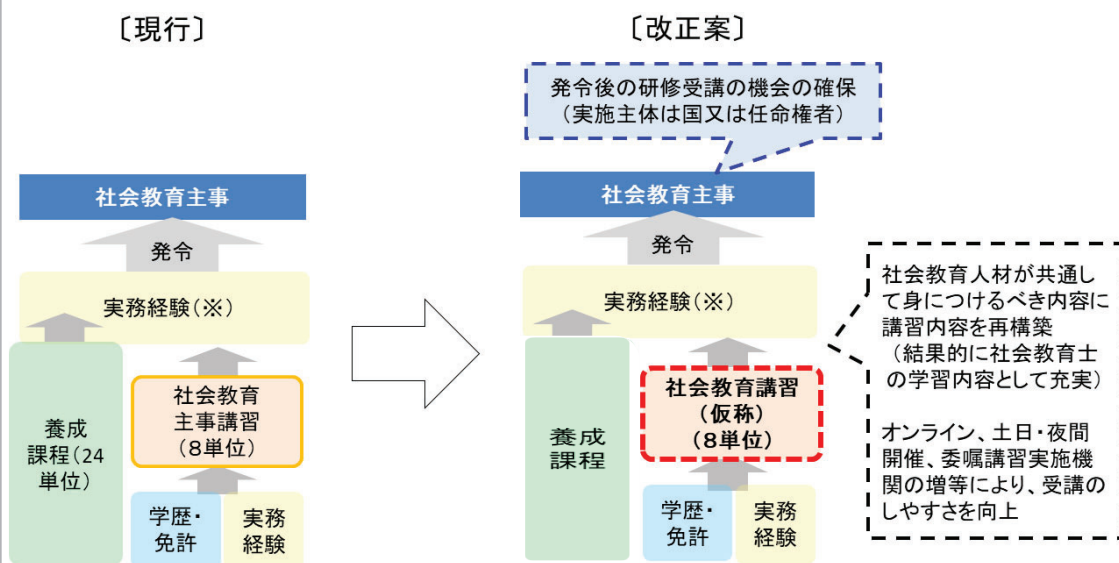
- ④ 社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的講習等を広く推奨していくこと（４．参照）。

上記②に関して、必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、自治体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の自治体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

なお、今回の検討に基づく見直しの一環として、従来の講習や社会教育士の位置づけを見直す際には、社会教育主事講習という呼称についても、例えば、「社会教育講習」など、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になるような呼称とすることが適当である。

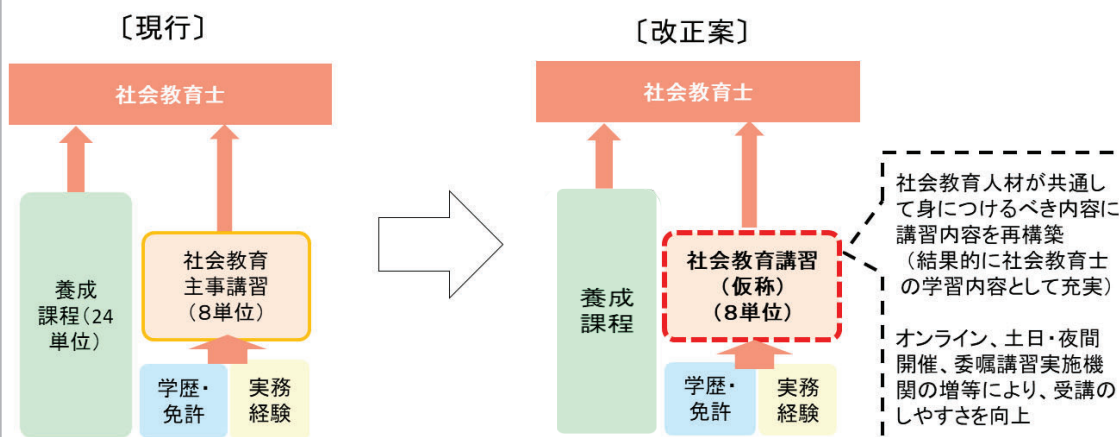
社会教育主事及び社会教育士の養成の枠組みの改正イメージ

●社会教育主事



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

●社会教育士



(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性

上記1.でも触れたとおり、各科目の内容に関する具体的な改善内容等については、専門家や実務家の知見等も得つつ更に検討する必要があるが、その際には、次のような点を踏まえながら検討が行われるべきである。

- 上記(2)のとおり、講習は、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を身につけられる場であり、それをグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につけられる場であることが求められる。
- 参加者が日々の職務等における実践を、講習の機会に振り返り、実践の意義や課題について検討するなど、実践と省察の往還に資する演習等の要素の充実が望まれる。
- 社会教育の在り方に関する特別部会でも検討されているとおり、社会教育主事や社会教育士等には、社会教育が以下のような特長を有しているとの基本的な理解に基づき、そうした特長が十分に発揮されるよう教育活動等を企画・実施することが求められている。これは、民主主義と住民自治を醸成するとともに、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現にもつながるものである。
 - ① 活動自体を楽しいものとすることや、参画することの充足感・有用感を感じられるものに通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
 - ② 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
 - ③ 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、①の楽しさや充足感に根差した主体性の涵養、②の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。
- 社会教育士の称号を導入した際には、社会教育士に求められる能力として、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力という汎用的な能力が特に注目されていた。もとより、例えば、協働的学習を

デザインする際にはコーディネート能力やファシリテーション能力が求められることから明らかなように、社会教育主事や社会教育士がその役割を果たしていく上でそれらを身に付けておく必要があることは、これまでと変わるものではないと考えられる。ただし、社会教育主事や社会教育士に求められる能力については、これらの技術的な側面のみから捉えるのではなく、上記の社会教育の特長との関係や、社会教育主事や社会教育士が活躍する実際の場面等との関係を踏まえた捉え方をすることが重要である。

- また、社会教育の役割についてはこれまで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の三つの観点からとらえられてきた。このことは、社会教育に関わる領域が個人レベルから社会レベルまで多様な層を含んでいることを示している。社会教育人材を養成する科目の具体的な内容についても、例えば、「学びを促進する」、「学び合い・つながり合う協働的な場や集団をつくる」、「自律的・継続的な活動の仕組みをつくる」というような、多様な層の広がりや関係性等を踏まえて検討することが求められる。
- 社会教育人材ネットワークに関する内容の充実を図るとともに、社会教育行政に関する内容については、社会教育士として活動する際にも関係が深い内容をより重視すべきである。とりわけ、障害者や外国人等を含む誰もが参加できる生涯学習の推進をはじめとする共生社会の実現に関する内容等を重視すべきである。
- 多様な分野における、社会教育を取り入れた活動や取組の事例等に触れることができるような工夫が望まれる。
- 各科目の内容や3（2）で述べる単位数の細分化等と併せて、各科目の名称についても、改めて検討することも考えられる。

3. 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

（1）講習受講の利便性の向上等

社会教育特別部会でも議論されているとおり、従来、社会教育を行う者としては、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持つ者で、その本業において社会教育の素養を活かそう

とする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。

また、地域では自治会、民生委員や消防団等多様な主体が地域課題の解決に向けて取り組んでいるほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取り組みを行う地域運営組織（RMO）が各地で設置されている。RMOの中には、公民館活動を基盤として発展した団体や地区公民館や図書館等を活動拠点とする団体も一定数存在するなど、社会教育と密接な関わりを有している。

このため、こうした社会教育以外を本業とする者や組織的に地域活動を行う者にとっても社会教育士が魅力的なものとなり、かつ講習に対するアクセスの可能性を高められるよう、改善を図ることが重要である。

具体的には、教育の質に配慮しながら受講者の負担軽減も図れるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境の整備を促進することが必要である。

（２）単位互換や分割履修への柔軟な対応

現在、司書や学芸員の資格を得る際に履修した生涯学習概論を、社会教育主事講習の生涯学習概論の履修とみなし単位認定できるほか、公益社団法人全国子ども会連合会が行う「地域推進コーディネーター研修」が、「社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修（以下、「大臣認定学修」という。）」として文部科学大臣の認定を受けており、生涯学習支援論の履修として単位認定されるという例がある。このような特定の講習科目の受講と代替する他の研修等の大臣認定を進めることは、受講のしやすさの向上とともに、社会教育人材の裾野を広げる上でも有用であることから、さらなる促進が期待される。

しかしながら、今のところ、こうした認定が更に広がる兆しは見えていない。

その一因として、現行の講習の科目は二単位であることから、それとの代替を行うには、相当程度まとまった学習量が求められることも影響しているものと考えられる。

また、今後、推進することが期待される導入的講習は、その性質上、短期の学習となることが想定されるが、そのうち一定の水準を満たすものについて、大臣認定学修として講習科目との代替を認めることも検討することとなっている。

これらを踏まえれば、社会教育人材の裾野を広げるためにも、一科目の単位数を細分化することにより、科目の受講しやすさを高めることなども考えられる。

さらに、学習単位の細分化は、他の学修との代替を容易にするだけでなく、受講者の都合により、各科目を分割して受講する場合においても、より小さい単位

で柔軟に対応することを可能とする効果もある。

このため、各科目の単位数を細分化することについて、こうした利点も十分に踏まえながら、今後の各科目の具体的な内容と併せて検討すべきである。なお、単位数の細分化は、短期集中型の講習を受講しづらい方等がより受講しやすくなる、あるいは科目代替を促進するための方策として有効であるが、一方で講習は、講習全体を通じて得られる教育効果を意識して設計されるよう留意することが重要である。各講習実施機関の判断によって、複数の一単位科目について、内容の関連性等を踏まえながら、それらに相当する複数単位の科目を開設することも可能とし、実施機関ごとの創意工夫の余地が確保されるものとするのが適当である。

（３）講習の受講に関して任命権者に求められる対応等

社会教育主事の発令をするに際しては、あらかじめ計画的に社会教育主事養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすることのほか、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことが求められる。さらに、人事上の都合等により、該当するポストに異動した後に、職務の一環として講習を受講させ、その修了後に社会教育主事を発令することも考えられる。現状では、市町村における社会教育主事の配置率は低いことが課題となっており、社会教育主事の発令が法令上求められていることを周知するとともに、その前提となる講習の受講の一層の促進を図るべきである。

もとより、社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、今後、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。

また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講したことの成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各自治体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。このほか、実際の業務との関連性に応じて、受講に当たって自己啓発休暇の取得を認めることなども考えられる。

4. 社会教育の裾野を広げるための方策

(1) 社会教育に関する導入的講習の充実

今回の見直しでは、新講習の内容等については、活躍する場の行政の内外を問わず、すなわち、社会教育主事の発令を受けずに社会教育士として活躍する場合においても、そこで学んだ社会教育の素養等が、活動の質の向上等に資するものとなるよう改善を図ることとし、新講習の総単位数は減らさないこととしている。そのため、社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。

このため、社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。

導入的講習については、社会教育主事講習のように内容等を制度として一律に定めることはせずに、それぞれの講習等の目的、対象者、実施者等により様々な内容及び形態をとりうる緩やかな仕組みとすることが、多様な者へと社会教育の裾野を広げていくという趣旨に合致するものと考えられる。

導入的講習としては、例えば、各地で展開されている社会教育に関する入門的な研修や、多様な領域で行われている社会教育に関する研修等などが想定される。後者の具体例としては、地域と学校の連携・協働（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等）に関する講習や、首長部局における地域振興に関する講習の中で社会教育に関する内容を扱うもの等が考えられる。

実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している自治体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの自治体における取組を促進することが重要である。

こうした導入的講習の受講を契機として、今回の見直し後の新講習の受講へと繋げる役割を果たすことも期待され、この観点からは、内容に応じて科目代替を可能とするなど、インセンティブを付与すること等も考えられる。なお、こうした仕組みを導入することは、導入的講習へのインセンティブの観点だけでなく、全体的な制度との関係も考慮する必要があることから、具体的な制度設計については、更に検討を進めることが必要である。

社会教育主事講習と導入的講習等の関係イメージ

多様な分野で活躍する者が、講習を通じて社会教育の資質やつながりを持つことで、活動の質を高めたり幅を広げたりする

社会教育の裾野を広げるための短期の講習等（この後、必要に応じ、社会教育士を目指す）

社会教育人材ネットワーク

社会教育主事

実務を通じた資質向上

現職研修

法令

フォローアップ研修

社会教育士

社会教育主事講習

導入的講習等

他の関係者（ボランティア等）

企業等関係者

RMO・NPO等関係者

首長部局等関係者

学校関係者（教員等）

社会教育関係団体等

指定管理者関係者

社会教育施設関係者

教育委員会関係者

社会教育主事としての出発点

多様な人材の結末点の役割

CSや地域学校協働活動の関連研修等と連携

地域づくり関連研修等と連携

（２）受講資格の見直し

現在の社会教育主事講習の受講資格は、社会教育主事の任用資格を踏まえながら、その要件の一部（経験年数等）を緩和するような形で規定されている。

しかしながら、今後は、社会教育人材ネットワークを活用しながら社会教育行政を推進する体制を前提に考えれば、社会教育士として多様な分野で活躍する者を育成・確保していくことが不可欠である。

この観点からは、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司としての実務経験や地域運営組織（RMO）における活動経験等の他分野における実務経験等を、新たな受講資格として認めることが考えられる。なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の適否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえてさらに検討することも考えられる。

このため、新講習に関する他の検討事項と併せて、これらの具体的な内容についても、引き続き検討する必要がある。

5. 講習受講後の活躍促進

(1) 継続的な研修等の推進

講習や養成課程を修了することはあくまで社会教育主事・社会教育士としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待される。社会教育主事として発令される者については、発令後の現職研修等によって、社会教育主事の業務をより円滑かつ効果的に実施していけるようにする必要があることは、上記2.(2)でも触れたとおりである。

こうした事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりしながら、自らの実践を省察する重要な機会であることに加え、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。

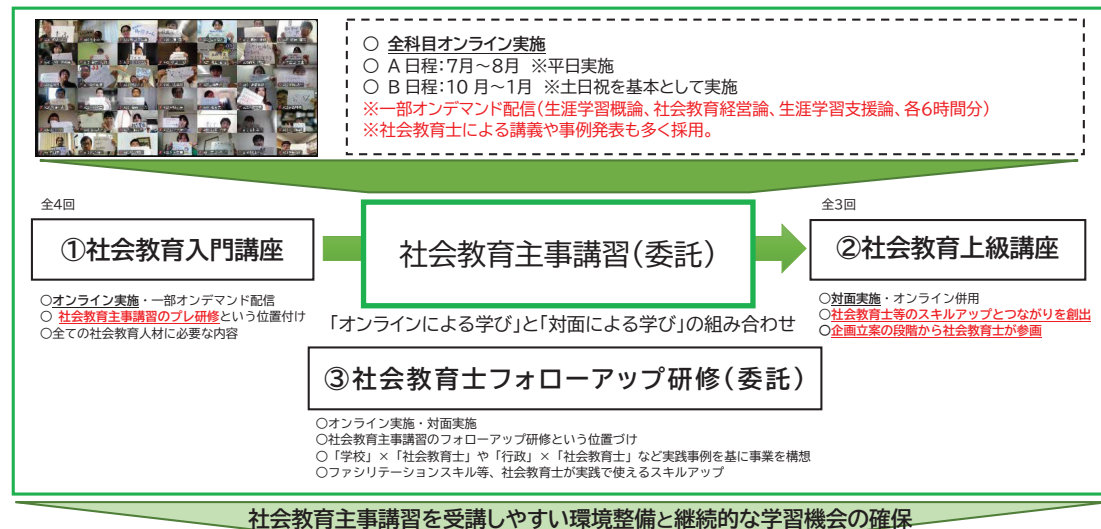
このため、行政側においても、社会教育人材ネットワークにおける取組の一環として、広域的な研修の機会を継続的に提供していくことが重要であることから、主として都道府県においてその取組を進めることが期待される。

その際、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。

なお、都道府県や社会教育関係団体等による、既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することも重要である。

《事例紹介》 段階的な研修の事例

令和7年度社会教育主事講習を軸とした研修事業について 北海道立生涯学習推進センター



社会教育人材の資質・能力の更なる向上と社会教育人材の多様な場での活躍促進

＜北海道立生涯学習推進センターでは、社会教育主事講習を主軸として各研修事業を実施＞

	①社会教育入門講座	②社会教育上級講座	③社会教育士フォローアップ研修
目 的	社会教育主事講習を受講する前の段階のスタートアップ支援	社会教育主事講習後における社会教育人材の伴走支援型のスキルアップと社会教育人材のネットワークの構築	社会教育士の実践的な学びによる資質向上と社会教育人材のネットワークの構築
概 要	全4回・オンライン実施(一部オンライン) ○生涯学習・社会教育に関する基礎的事項や今日的な課題について ○社会教育で学ば！使う！生成AI～デジタル活用を通じた人づくりと地域づくり～など	全3回・対面及びオンラインによるハイブリッド ○NPO 法人における社会教育士の実践 ○対話によるコミュニケーションの実践方法 ○社会教育士は必要か～対話による自分の強み発見会	全3日間・対面及びオンライン実施 ○社会教育士の実践事例から学ぶ、関係機関等との連携 ○「やってみたい」を叶えるための事業立案 ○グラフィックファシリテーションの技法 など
成 果	○社会教育に興味・関心のある方が社会教育主事講習受講を決める前に社会教育について学ぶことができた。 ○年度当初に講座を行うことで、若年層の社会教育行政職員が社会教育の基礎的な内容を学ぶことができた。	○現年度の講習修了者をメインとした有志の会に対して、伴走支援を行い、講習の学びを活かす場を創出した。 ○社会教育主事講習の過年度の修了生にとって、社会教育を学び直す機会となった。 ○社会教育主事講習の複数年度の修了生が関わり、多様な人材によるネットワークの構築に寄与することができた。	○当センターの社会教育主事講習修了生だけでなく、養成課程における社会教育士も参画し学び合った。 ○社会教育士の実践発表及び交流の場となった。 ○社会教育士が実践に役立つスキルアップができた。

（２）活躍の場の拡充

社会教育士の称号の取得促進を図る制度の見直しと併せて、社会教育士の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいうべき重要な課題である。

特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行ったり、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士の称号を取得することが強く望まれるところであり、行政においても例えば、社会教育士の場合には公民館主事の採用や処遇等において一定の優遇措置を設けることも望まれる。

公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画を通じて、住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は極めて有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士の称号を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、自治体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

このほか、社会教育人材の活躍を支える取組として、都道府県など広域行政において社会教育人材ネットワークを構築し、活用を進めていくことや、社会教育士等による自主的な活動をその範囲等に応じて都道府県や市町村が適切に支援していくことも求められる。

また、地域における社会教育活動そのものに対する支援のみならず、例えば、社会教育以外を本業とする者が社会教育の素養を活かして、本業における活動や取組に社会教育的な側面を持たせていくことも、活躍の場の広がりの一つの在り方とも考えられることから、そうした認識や取組事例の共有を進めることも重要である。

6. 養成課程の見直しについて

（１）基本的な枠組みの考え方

現行の養成課程の科目・内容は、社会教育主事の任用を前提として構成されているが、講習と同様に、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための課程でもあること等を踏まえた見直しが必要である。

見直しにあたっては、2. の基本的な枠組みで示した講習の見直しの方向性を踏まえ、養成課程においても、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な枠組みとすることが適当と考えられる。

(2)見直しの方向性

養成課程は、社会人としての一定の経験がある者を対象とした講習と異なり、実務経験を持たない学生が課程修了後に1年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されている。今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程であることも踏まえ、以下の観点から見直しを行う必要がある。

① 実践力の向上

養成課程で学んだ学生が、卒業後に社会教育士として地域における多様な領域で活躍できるよう、実践と省察の往還を行える演習や実習等の機会を充実し、地域社会での実践力をより高められる内容へ見直しを図る必要がある。

併せて、今後の養成課程は、大学及び地域における実習等の機会を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域の教育資源を発見・活用する視点を持てたりすることなどにより、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成する養成課程となることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。

② 社会教育士養成の質向上と拡充

社会教育士の称号取得者は令和7年度現在約1万2千人まで増加しているが、今後、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れ、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためにも、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが期待されており、社会教育士の質的・量的な抜本的拡充を図る必要がある。

例えば、社会に開かれた教育課程を実施するにあたり、特に総合的な学習や探究の時間において学校と地域の連携・協働の重要性がますます高まっている状況を踏まえれば、こうした活動の充実に向けて、将来の教員となる学生が社会教育の専門性を身に付けることも期待される。

教員免許制度の見直しの一環として教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の称号の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。これにより社会教育士の称号を有する教員が増えることは、総合的な学習と探究の時間の更なる充実とともに学校と地域の連携・協働がより進むだけでなく、社会教育主事の配置率向上にも資するものと考えられる。

社会教育士養成の質の向上と拡充に向けては、社会教育士として最低限必要な資質能力が確実に育成されるよう、求められる能力・専門性との関連性、想定

される活動分野等を踏まえて科目構成を見直すとともに、学生の講義外の学習も確保する単位の実質化を図った上で、単位数を精選する必要がある。

同時に、学生は学生生活と養成課程との往還を通じて社会教育への理解を深め、自らの価値観を形成していくとの指摘もある。学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性として発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。

（３）各科目の具体的内容の検討に向けて

講習科目同様、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大枠において現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後、新講習の内容と併せて検討していく必要がある。

本 WG では、（２）の見直しの方向性を踏まえて、科目構成に係る試案を検討した。「社会教育実習」（必修）については、実践と省察の往還を通じて高い実践力を身につけ、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、事前・事後学習等の時間を十分に確保し、省察として振り返りの機会等を充実するため、単位数を１単位から２単位に増やすなど、内容を見直すこととする。事前・事後学習の充実に加え、大学の創意工夫の一環として、例えば実習期間を延長したり、社会教育士となった後の多様な場での活動を見据えて実習先を多角化したりすることなどが考えられる。

また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びを振り返り、総括し、グループ討議や事例研究等を通じて学生同士で知識・経験を共有する機会を充実し、大学での学修内容を活かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習（仮称）」を必修科目として新設することが考えられる。このような新設科目の内容を踏まえ、２単位程度の学修が必要と考えられる。

一方で、現状において、選択必修科目（「社会教育実習」・「社会教育演習」・「社会教育課題研究」）の一部で総括的な演習を行っている大学があることも考慮すれば、「社会教育総合実践演習（仮称）」と選択必修科目を組み合わせで開講するような工夫も考えられる。

このため、「社会教育総合実践演習（仮称）」を２単位又は１単位とし、選択必修科目を２単位又は３単位として、これらの合計単位数を４単位程度とすることが考えられる。

このほか、養成課程における「社会教育特講」は、学生に社会教育主事として

の幅広い視野と社会的関心を持たせ、専門的内容についての理解を図る目的で設置されている科目である。「社会教育特講」は、大学、課程が置かれる学部等の特色に応じて多様な内容が選択できる科目であり、例えば生涯スポーツや歴史文化、地域産業等、各学部が提供する多様な領域における社会的課題と社会教育との関係について学ぶことができる。

社会教育主事は、様々な分野で社会教育を行う者に対して指導助言を行い、社会教育計画の立案等に携わることから、幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解を求められる。

一方、社会教育士は自らの職業や、取り組んでいる地域活動に関連した専門性を活かした活動を行うことが主として想定される。それぞれの専門性を活かせる社会教育士を養成するためにも、学生が大学で学ぶ専門性との関連性が高い科目に集中して取り組めるように、単位数を調整することが考えられる。

今後、実習の見直しにおいて事前・事後学習等を充実することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになる。併せて、新たに創設する「社会教育総合実践演習（仮称）」では「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他の学生と知識・経験を共有することで様々な現代的課題に対する理解を深めることができる。

これらに加えて、今回の見直し全体による学生等の負担も考慮すると、「社会教育特講」については単位数を8単位から4単位程度に縮減することが適当と考えられる。

上記により、総単位数は現行より2単位少ない22単位程度を想定して、今後、具体的内容について引き続き検討することとする。このことは、教職課程との併修の促進や社会教育の裾野拡大等にも資するものと考えられる。

なお、今後の各科目の具体的内容・単位数等に係る検討にあたっては、各大学がそれぞれの実情に応じて履修年次や内容について柔軟な開設ができるよう留意すべきである。

養成課程の科目・単位数に係る改正イメージ

〔現行〕

科目名	単位数
生涯学習概論	4
社会教育経営論	4
生涯学習支援論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(一科目以上)	3
合計	24



〔改正試案〕

科目名	単位数	
生涯学習概論	4	
社会教育経営論	4	
生涯学習支援論	4	
社会教育特講	4	
社会教育実習※	2	
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(一科目以上)	2	3
社会教育総合実践演習	2	1
合計	22	

※「社会教育実習」(必修)には
事前・事後学習を含む

7. 今後さらに取り組みが求められる課題

(1) 具体的制度設計の更なる検討

本 WG では、社会教育人材ネットワークの活用をはじめとした、これからの社会教育の推進体制等を踏まえながら、新講習の基本的な枠組みを示した。

今後は、本報告書で提言した方向性に沿って、各科目の具体的な内容の見直しや、単位数、受講資格の見直し等について更に検討を進めることが必要である。

また、これからの社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえて、科目名称を見直すことも考えられる。なお、社会教育演習についてはこれまでも総括的な性格を持つ科目として最後に受講する科目として位置づけられてきたところであるが、各講習実施機関で多様な内容が展開されていることや、新講習の見直しの方向性を踏まえながら、今後、共通して備える視点や目指す事項等についても検討することも必要である。

また、社会教育士の取得促進や多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前に有する学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等の適切な評価の在り方について検討を進めることも期待される。その際、社会教育主事講習が社会人としての一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、

講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意しながら、引き続き検討を進めることが考えられる。

併せて、本 WG では社会教育の裾野を広げる観点から、社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的講習について新たに提案を行ったところであり、今後、導入的講習の在り方や拡充方策についても引き続き検討が必要である。

また、今後、新講習の基本的な枠組みの考え方及び今後の更なる具体的制度設計と併せて、養成課程についても本 WG において示した基本的な枠組みの考え方を参考としながら、各科目の具体的な内容等について検討を進める必要がある。

（２）社会教育の更なる振興に向けて

今後、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の振興を図る上では、社会教育に実際に携わる者以外の者（他の行政関係者や一般の地域住民など）にも、社会教育の必要性や有用性に対する理解を得られるようにしていくことが重要である。そのためには、より具体的に、多くの人が身近なところで社会教育士に出会い、その活動を見聞きしたり、触れたりできるよう、様々な分野で社会教育士が活躍できる環境を創出することが重要である。

その際、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などを担う大学が、これまで以上にこうした役割を果たしていくことが期待される。

また、今回の見直しを受け、まずは、社会教育人材の裾野が広がるとともに、継続的な研修や社会教育人材ネットワークの整備により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成し、認証する制度について将来的に検討することも考えられる。

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ 設置要項

令和 7 年 9 月 5 日

社会教育の在り方に関する特別部会了承

1 設置の趣旨

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の「審議事項 1 に関する意見の整理」を踏まえ、社会教育主事と社会教育士の役割に応じた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習での養成の在り方について専門的に検討を行うため、本ワーキング・グループを設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育主事・社会教育士に期待される役割、求められる能力について
- (2) 社会教育主事・社会教育士の養成課程・講習の在り方について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本ワーキング・グループは、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本ワーキング・グループに関する庶務は、総合教育政策局地域学習推進課が国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの協力を得て行う。
- (2) その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ
委員

青 山 鉄 兵 文教大学人間科学部 准教授

岡 幸 江 国立大学法人九州大学人間環境学研究院教育学部門 教授

井 口 啓太郎 国立市教育委員会教育部公民館館長補佐・生涯学習課 課長補佐兼
任（社会教育主事）

坂 口 緑 明治学院大学社会学部社会学科 教授

志々田 まなみ 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
(併)社会教育実践研究センター社会教育調査官

長 岡 広 之 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課 課長補佐

水 野 敬一朗 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育班 副主査（社会教
育士）

(オブザーバー)

牧 野 篤 大正大学地域創生学部 教授、東京大学 名誉教授

令和7年9月5日時点

審議経過

令和7年11月17日 第1回

- ・社会教育主事・社会教育士に必要な知識、技術、養成の在り方等について意見交換

令和7年12月18日 第2回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）
- ・社会教育主事講習の課題等について（宇都宮大学発表）
- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（たんば社会教育士コミュニティ発表）

令和7年1月22日 第3回

- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（一般社団法人日本社会教育士会発表）
- ・意見交換

令和8年2月20日 第4回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について

令和8年3月19日 第5回

- ・今後の教職課程や教員免許制度の在り方について
- ・報告書（案）について

令和8年4月30日 第6回

- ・さらに検討を要する論点について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）

令和8年5月15日 第7回

- ・さらに検討を要する論点について
- ・報告書（案）について

令和8年6月24日 第8回

- ・報告書（案）について

參考資料

検討の前提となる資料

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見（社会教育人材部会における整理）

学習計画や
学習内容の
立案・編成は
社会教育士
にとっても
有意義

他方、例えば
社会教育関係
団体の育成や
多様な分野と
のつなぎ等
に関して
講習でどこまで
対応可能か

※ 薄緑の吹き出しは、
本資料での追加部分

期待される役割
求められる能力・知見

今後期待される
役割の方向性

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

首長部局、民間企業、NPOなどの
活躍の場において必要な各分野の専門的知見

社会教育の基本的な知見（社会教育行政に関するものを含む）は社会教育士にも必要

社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、
- ②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、
- ③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

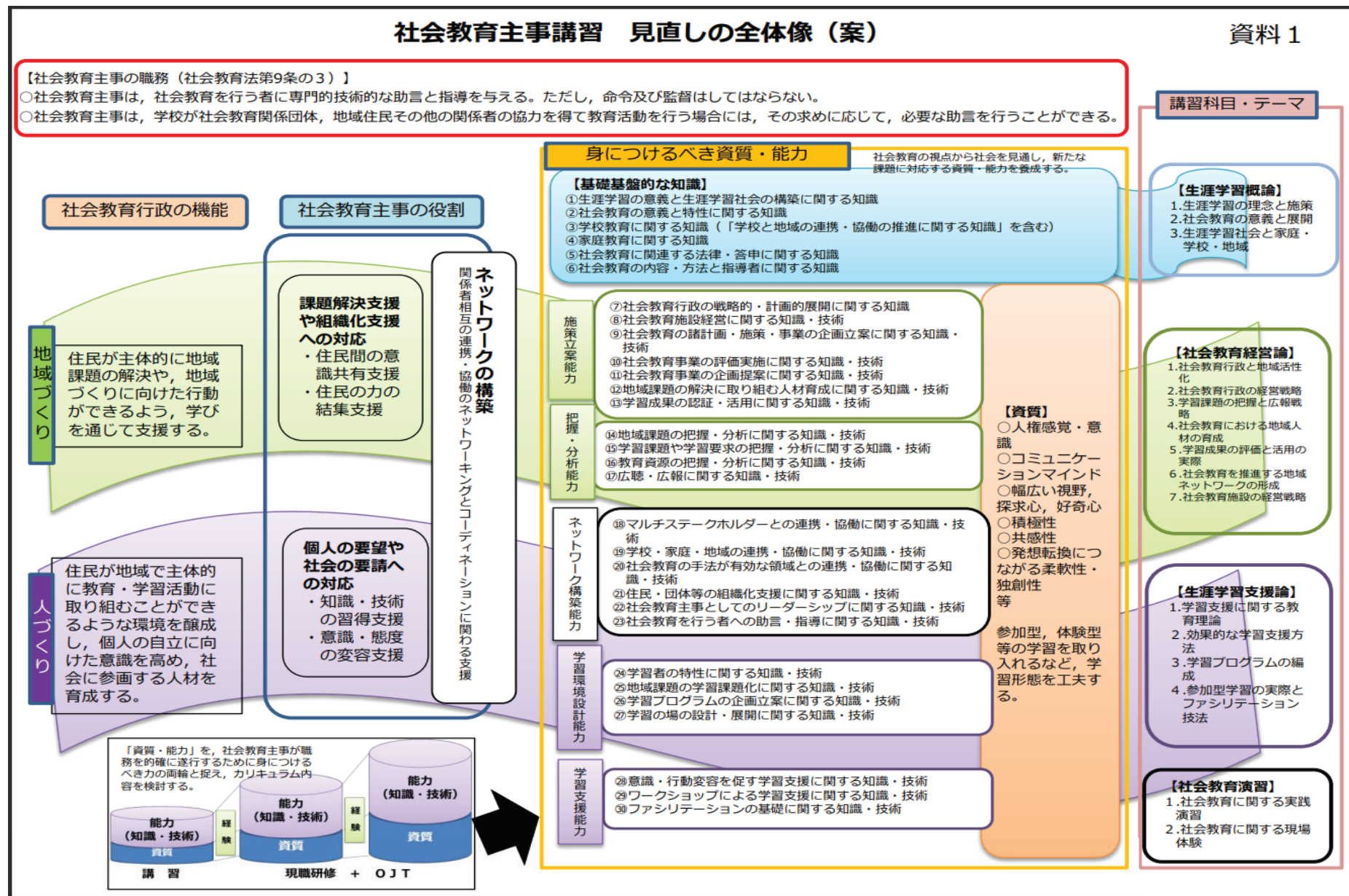
さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

検討の前提となる資料

社会教育主事が身につけるべき資質・能力（社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書（平成28年8月）より）



「資質・能力」を、社会教育主事が職務を的確に遂行するために身につけるべき力の両輪と捉え、カリキュラム内容を検討する。

能力（知識・技術）

資質

講習

経験

能力（知識・技術）

資質

現職研修 + OJT

経験

能力（知識・技術）

資質

(参考) 受講資格に関する現行の規定 (令和8年4月1日施行)

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)(抄)

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者
 - 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

【参考：社会教育主事の任用資格(社会教育法(昭和24年法律第207号)抄)】

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

(参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

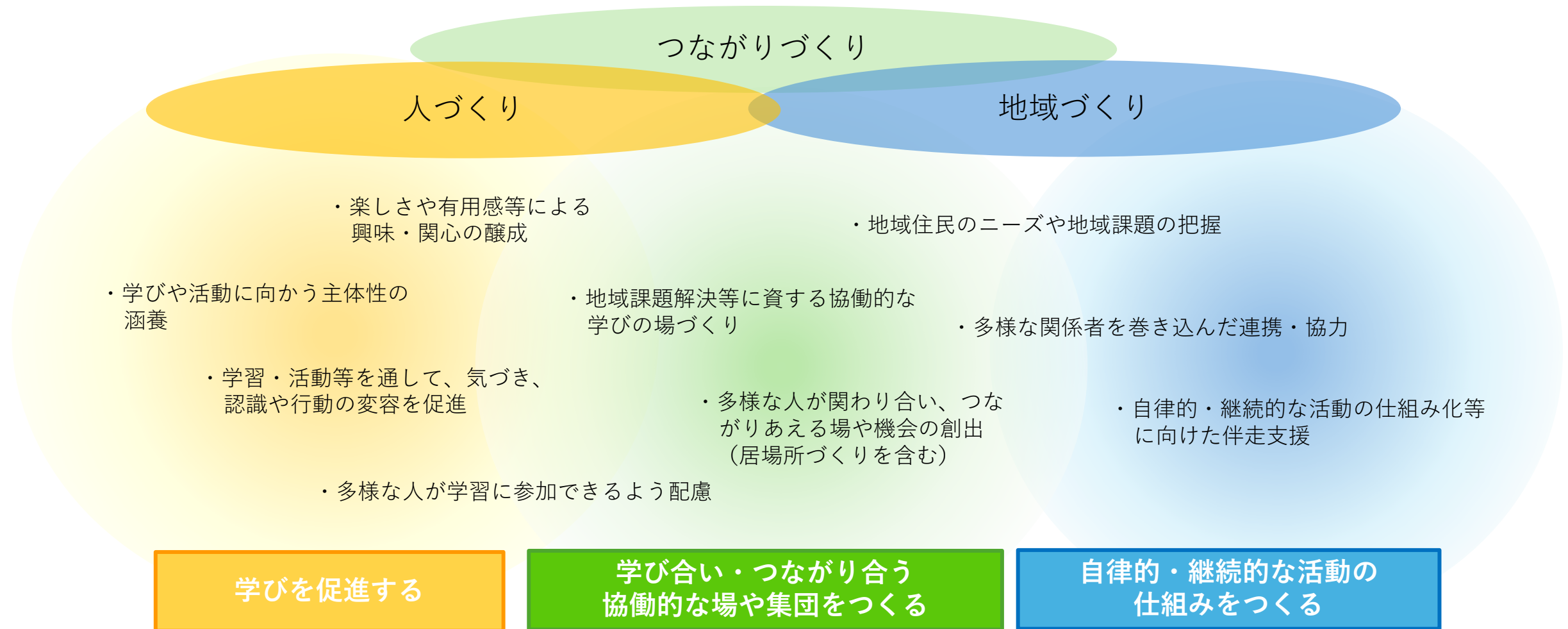
科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		

社会教育主事・社会教育士に共通する活動の多様な層のイメージ（案）

資料1－2

社会教育主事・社会教育士が行う「人づくり・つながりづくり・地域づくり」には、下図の様な多様な層（活動場面）がある。

→ 多様な層の広がりや関係性等を踏まえながら、社会教育主事・社会教育士に求められる力を養成していくことが重要



注1：図中で示している事項は網羅的なものではなく、あくまで例示である。

注2：社会教育主事に特有のものとしては、例えば、社会教育に関する研修を実施したり、地域全体の社会教育の振興計画を検討する活動などが挙げられる。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について
(審議経過報告案) 目 次

I. 現状と課題

(1) 社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化	1
(2) 地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性	2
(3) 根本的な解決に向けた課題	4

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

(1) これまでの社会教育	5
(2) 社会教育の特長	5
(3) 今後の目指すべき社会教育の姿	6
① 地域課題の解決に資する社会教育	
② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育	
(4) 今後の社会教育に求められる主な役割と期待される効果	7
① 子ども・若者を含めた地域における人のつながりを基礎としたウェルビーイングの実現	
② 防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築	
③ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会の実現	
(5) 社会教育の推進を図る基本的な方向性	9
① 社会教育人材の質的・量的な拡充	
② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大	
③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等	

III. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

(1) 社会教育士の在り方の見直し	12
① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題	
② 社会教育士の在り方の見直し	
(2) 社会教育主事・社会教育委員の機能強化	13
(ア) 社会教育主事	
① 市町村の社会教育主事	
② 都道府県の社会教育主事	

③ 配置促進に向けて必要な取組

(イ)社会教育委員

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善 15

- ① 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等
- ② 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し
- ③ 養成課程の見直しについて
- ④ 今後さらに検討が求められる課題

(4)社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援 20

(5)社会教育の裾野を広げるための方策 22

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1)社会教育施設・団体等 22

- ① 公民館
- ② 青少年教育施設
- ③ 図書館
- ④ 博物館
- ⑤ 社会体育施設
- ⑥ 社会教育関係団体等

(2)社会教育と連携してきた施設・団体等 27

- ① 学校
- ② 高等教育機関
- ③ 地域運営組織(RMO)
- ④ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO 法人・民間企業等

(3)今後社会教育との連携が期待される施設・団体等.....31

- ① 首長部局(防災、地域づくり、福祉、文化、スポーツ)
- ② 社会福祉法人等
- ③ 上記以外の NPO 法人・民間企業

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1)国 34

(2)地方公共団体 35

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について (審議経過報告案)

I. 現状と課題

(1) 社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

- 我が国ではいま、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少や地域社会の担い手不足が深刻化している。とりわけ地方においては、大都市圏への人口集中や人口流出と高齢化が同時に進むことで過疎化が加速し、自治体や地域コミュニティの中には、その存続が危ぶまれているものもある。
- さらに、ライフスタイルの多様化や価値観の変化が進む中で、働き方や居住形態、消費行動にも大きな変化が生じている。あわせて、ICT や AI の急速な進展は、業務の効率化や新たなサービス創出、高度な情報技術によって利便性がもたらされた一方で、デジタル格差の拡大や情報の偏り（フィルターバブル¹やエコーチェンバー²現象）も生み出され、価値観や年代の異なる他者と対話したり、相互に理解を深め合ったりする機会の減少が指摘されている。
- 外国人労働者の増加など、グローバル化の加速も地域コミュニティに大きな影響を与えている。地域の生活を支えるうえで外国人労働者が重要な役割を果たしている一方で、国内の外国人住民の増加により、外国人住民との文化的背景の相違に基づく地域における分断が生じているケースも見られることから、これを解消するための共生社会の実現が重要となる。また、不安定な国際情勢の影響でエネルギーや食糧の安定供給などについて生活に支障が生じるのではないかという不安も生まれている。
- 地域コミュニティにおいて人と人とのつながりの希薄化が進むと、周囲との良好な関係性を基盤とする日本型ウェルビーイング³の実現が難しくなることも危惧される。家族形態や地域コミュニティの変容により、支えになってくれたり相談できたりする人が周囲におらず、孤立や不安を抱える人が増加するなど、相互に助け合う機能の低下が課題として顕在化している。こうした状況の下で、多様な主体が連携し、人と人とのつながりを再構築する取組の重要性が一層高まっている。
- 子供を取り巻く環境についても、過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化などが生じている。そのため、子供同士が直接的な触れ合いをする場面が

¹ フィルターバブルとは、アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境を指す。

² エコーチェンバーとは、ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、意見を SNS で発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたものである。

³ ウェルビーイング（Well-Being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む概念。「日本型ウェルビーイング」とは、日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランスを取り入れ、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングである。

減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっている。このような中、子供が将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的となることが危惧されている。

- 少子化により、近所に同世代の子供が少なくなり、少人数又は一人でスマホのゲームなどの遊びに費やす時間が増えることによって、大勢で一緒になって外遊びをするような機会が減少している。そのため、五感を使う直接的な体験を通じて、好奇心や発見力、思考力、豊かな感性などを高める機会が減少したり、遊びの中で体を大きく使って動き回ることが減ったりしているとの指摘もなされている。また、学校の規模が小さくなる中、特に公立中学校において、1つの学校単位では部活動が十分に実施できないといった状況も生じている。

(2)地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

- 地域を支える若者の地元への定着は、持続可能な地域社会の形成に向けた重要な課題となっている。進学や就職を契機とした都市部への人口流出が続く状況を踏まえ、魅力ある雇用の創出や生活環境の充実等を通じて、若者が地域に根付き活躍できる環境づくりが求められている。
- 共働きの増加や核家族化の進行により、子育てに対する負担や孤立感が高まる中、保護者の学びや交流の機会を充実させるなど、地域における子育て世帯への支援を充実させていくことが求められている。
- 安心して暮らせる地域社会の基盤として、防災・防犯等への地域的取組の充実も、その重要性を増している。近年の気候変動と自然災害の多発化・巨大化の影響で、防災や災害からの復興の観点からも地域住民同士の助け合いが必要となる場面が多くなっているものの、人口減少に加えて単身世帯の増加傾向がみられること等により近隣住民との関係性が希薄になることで、都市・地方に関わらず災害時における地域住民の共助体制の脆弱性が懸念されている。また、犯罪の多様化、凶悪化も懸念される中、行政のみならず地域住民や関係団体が連携し、日常的な見守りや情報共有を進めることが求められている。こうした共助の取組を通じて、地域全体の危機対応力と安全性の向上を図る必要がある。
- 地域とのつながりの希薄化が進む中、単身高齢者の増加に伴う孤立・孤独の深刻化や、障害のある者の社会参画の機会、地域共生に向けて共に学ぶ場の不足も課題となっている。見守り活動や交流・学びの場の確保、多様な就労や生涯学習、地域での活動機会の創出など、住民や関係機関が連携し、包摂的な地域社会の実現を目指した取組を進める必要がある。
- また、近年では在留外国人の増加に伴い、言語や文化の違いによるコミュニケーションの課題や、住民間の相互理解の不足による軋轢が顕在化するケースも生じている。こうした地域において共生を実現するためには、やさしい日本語を含む多言語対応の情報提供や交流機会の創出を通じて、相互理解を深める取組が求められている。

さらに、行政や地域団体、住民が連携し、多様性を尊重した包摂的な地域づくりを推進することが重要である。

- こうした多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界がある。そうしたことも背景としながら、地域包括ケアシステム⁴やRMO（地域運営組織⁵）など、地域単位で多様化する行政課題に対応する取組の重要性が高まってきている。特にRMOは、公民館活動を始めとする社会教育と密接に関係する地域団体として、地域における人材育成や課題解決を担ってきた。また、日常的な支え合いを基盤とする「共助」の視点による地域づくりの取組の強化や、地域住民等と支援関係機関が協働し課題解決を図るための体制づくりがより一層重要となっている。
- しかし、これまで地域を支えてきた自治会などの地縁団体においては、担い手の高齢化が進む中、特に若い世代において新たにこれらの活動に参加する者が十分ではなく、活動の担い手の後継者不足が深刻化しており、継続性が危ぶまれている。持続可能な地域社会を作るためには、地域課題を自分事として関心を持ち、行動できる主体形成が重要であり、特にこれらの地域活動の将来の担い手である子供たちについては、他者と協力して地域のために活動する楽しさや充実感を味わう経験を増やしていく必要がある。これらの活動に参加することを通じて、責任感や自主性、自発性、困難なことがあっても諦めずにやりきる力、自己有用感などが育まれ、子供の健全育成に資するとともに、将来の地域社会を担う人材として不可欠な資質が育まれる。
- また、人間関係の希薄化や少子化などにより、これまでは家庭における教育や、地域の中での子供同士や大人との交流の中で育まれてきた基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や他者への配慮などが十分に培われず、学校において対応せざるをえないような状況が生じているところ、新たな教育課題にも対応する質の高い教育を実現していくためには、学校と地域が地域の子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者及び地域住民の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要である。また、子供の深い学びを実現するためには、子供が自身の興味関心に応じて、とことん没頭してやりたいことを探究することが大切であるが、学校においては、限られた授業時数の中で多様な子供の学びを支える必要があるため、一定の制約が生じる。
- そのため、学校において幅広い内容を学ぶことを通じて育まれた好奇心や興味関心に基づき、放課後や休日などにおいて、子供自身が探究したい内容を学べる機会を設けていく必要がある。
- このように、子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、

⁴ 地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、地域内で「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制（システム）のこと。

⁵ 地域運営組織（RMO：Regional Management Organization）とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々为中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていく必要がある。

(3)根本的な解決に向けた課題

- 上記のような課題については、これまでもそれぞれの課題ごとの対策や、地域の活性化を企図した方策など、様々な施策が講じられてきているが、対症療法的な対応では、根本的・持続的な解決は極めて困難である。
- これは、「他者とのつながりへの忌避感」、「自分が困らなければそれでよいとする自己中心性や他人への無関心」「当事者意識の欠如や無力感等による行政による対応への過度な期待や依存心」等、住民一人ひとりの認識や態度の問題が大きな要因の一つと考えられる。これを踏まえれば、我が国の社会が現在直面している諸課題の根本的解決を図るためには、こうした個人の認識や態度さらには行動を主体的に見直すきっかけを作り出すという教育的意図をもった社会教育としての地域活動や行政施策の充実が必要不可欠である。

Ⅱ. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

(1)これまでの社会教育

- 1949（昭和 24）年に社会教育法が制定され、社会教育の目的や行政の責務、公民館等の位置付けが明確化された。同時期に各地で公民館が設置され、民主主義社会の担い手の育成という観点から、地域住民による自治的な学習や話し合い、文化的な交流の拠点となった。また、図書館法（1950（昭和 25）年）、博物館法（1951（昭和 26）年）も制定された。
- 1960～70 年代の高度経済成長期には、都市化や産業構造の変化に対応し、社会教育施設や講座が量的に拡大した。公民館や図書館、博物館は各自治体に広がり、趣味・教養講座や市民講座が盛んに実施された。一方で、社会の成熟化に伴い、「学校教育中心」から「生涯にわたる学習」へと視点を広げる議論が生まれた。1970 年代後半には生涯教育・生涯学習の理念が提唱され、社会教育は、学校教育以外の場において個々人の生涯にわたる学習全体を支える生涯学習政策の一部という位置づけが強く意識されるようになっていった。
- 1980 年代以降、生涯学習の理念が浸透していく中で、行政上も個人の自己実現支援に重点が移り、社会教育における社会の担い手の育成という趣旨は相対化されていった。さらに 2000 年代になると、規制緩和・地方分権改革が進み、社会教育行政の在り方も自治体の裁量に委ねられる部分が増えた。その中で、社会教育施設の設置管理を首長部局へ移管できることになったり、指定管理者制度が導入されたりしたことなどにより、他の行政分野との連携強化が期待された一方で、社会教育自体を所管する教育委員会との連携の観点から課題も生じうるところである。
- 2008 年をピークとして我が国の人口が減少を始め、近年は地域コミュニティにおける人とのつながりの希薄化などの社会課題が深刻化しており、社会教育に求められる役割として、人と人をつなぎ、地域における住民の学びと参加を支えることが重視されてきている。

(2)社会教育の特長

- 社会教育については、単なる趣味的な学習機会を提供しているに過ぎないのではないかと指摘も見受けられる。確かに、公民館の講座において扱われている内容には、そうしたものも一定程度含まれているが⁶、社会教育として行われる際には、例えば、参加する住民同士の関係性を深めたり、更なる学習等への意欲や関心を高めたりできるよう教育的な配慮を伴って実施することが求められるものである。
- このように、本来、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。

⁶ 令和 3 年度社会教育調査（文部科学省）によれば、公民館が実施した学級・講座では、「趣味・けいこごと」が約 3 分の 1、「体育・レクリエーション」が約 15%を占め、両者を合わせると約半数に達する。一方、防災や地域づくり等を含む「市民意識・社会連帯意識」は約 7%となっている。

○ より具体的には、社会教育は以下のような特長を有しており、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を実現する教育的意図を有する活動として行われるものである。

- 1) 活動自体を楽しいものとすることや、参画することの充足感・有用感を感じられるものにする等を通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
- 2) 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
- 3) 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、1)の楽しさや充足感に根差した主体性の涵養、2)の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。

○ 第4期教育振興基本計画のコンセプトとして示されたように、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育んでいく営みである。社会教育を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域住民の居場所づくりを支え、協力し合える関係づくりを促進することで、持続的な地域コミュニティの基盤形成に寄与するものである。

○ 社会教育による地域住民の関係性の構築は、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域における様々な課題を解決する基盤となることから、そうした広範な行政施策の円滑な実施を支える基盤ともいえるべき機能を果たしうるものである。このため、課題解決にむけた住民による主体的・継続的な取組の促進を図るためにも、こうした様々な分野で活躍する関係者とも社会教育の価値を共有していくことが重要である。

(3)今後の目指すべき社会教育の姿

(1)で述べた通り、社会教育の在り方は、これまでも社会情勢の変化に伴って変遷を遂げており、これからの社会教育の在り方については、以下の方向性を目指して、現在の地域社会やそこに住む地域住民にとって真に必要なものとなるよう見直していく必要がある。

①地域課題の解決に資する社会教育

○ Iで述べた通り、地域においては、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成など様々な課題が生じているが、これらは相互に影響し合っているため、一面的な対応では解決が困難であることも多い。

○ これらの課題解決に向けた取組を行う際に、上記(2)の社会教育の特長を生かすことにより、地域住民による主体的で継続的な取組としていくことを期待できるだけでなく、様々な課題解決に参画する地域住民同士の関係性が構築され、それが積み重なることで、他の地域課題への対応を含めた地域コミュニティとしての取組に発

展させることが可能となる。

- また、直面する地域課題の解決をはじめとした、様々な社会教育活動にかかわる中で、住民が多く課題に当事者意識を持ち、住民同士で協力し合い、地域全体で誰もが住みやすい地域コミュニティの形成に向けた取組を継続的に行うことにより、現在生じている課題の解決に資するだけでなく、将来的に課題が生じることや深刻化することを未然に防ぐ効果も期待される。
- このように、社会教育は、地域コミュニティの基盤を醸成し、様々な地域課題を根本的に解決するための有効な手段であり、地域の課題解決や未然防止に資する教育活動となっていくことが求められる。

② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

- デジタル化の急速な進展による直接的体験の機会の減少や、不登校や障害のある子供、外国にルーツのある子供の増加などが生じる中、学校だけで多様な子供たちに対して適切な教育機会を提供していくことや個々の子供の状況に応じて支援していくことには限界が生じている。そのため、前述のとおり、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育てていく営みであることを踏まえ、これまで学校教育に偏りがちであった子供・若者・青少年の教育について、今後は社会教育も大きな役割を果たしていくことが求められる。
- AI 等のデジタル技術の進展や産業構造の変化等を踏まえた現役世代のリ・スキリングなどの学び直しの重要性も増大している。また、定住外国人の増加、障害者の社会参画の推進の必要性の高まりなどを受け、これらの人々を含む全ての人が地域の一員として尊重され、地域社会に参画できる共生社会を実現するために、様々な学びの支援を行っていく必要がある。そのため、今後の社会教育では、こうした地域住民のニーズを踏まえながら、必要性の高い学びを充実していくことが求められる。

(4) 今後の社会教育に求められる主な役割と期待される効果

① 子供・若者を含めた地域における人とのつながりを基盤としたウェルビーイングの実現

- 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、他者とのかかわりや対話を通じて「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進めるものであり、地域における社会的基盤として機能することが求められる。さらに、他者に目を向けることによる地域における周りの人との良好かつ互恵的な関係の構築、地域活動への参加・貢献による自己有用感の向上等により、「ウェルビーイング」の実現にも資するものである。
- 少子化やゲームなどによる遊びが広まる中で、子供同士の人間関係の希薄化が生じており、子供同士が直接的な触れ合いをする経験を増やすことで、人とつながることの楽しさや心地よさを味わい、それを通じた主体性や自律性、コミュニケーション能力などの育成が図られる。
- また、学校での人間関係に悩みを抱える子供にとっても、地域の人たちとの交流を通じて、学校とは異なる安心できる居場所を得ることができること、ありのままの自分を受け入れてくれる人の存在が心の支えや自信につながることで、多様な価値観や

生き方に触れることで狭い人間関係における悩みが軽減されること、様々な人との交流により社会性が育まれることなどが期待される。

- このように、人口減少の中で高いウェルビーイングを実現し、それを維持していく上での基盤として、社会教育は重要な役割を果たすことが期待される。

② 防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築

- 社会教育活動を通じて知り合った顔の見える関係を基盤として、地域住民が地域課題の解決に向けて自ら協働して取り組むことで、地域住民同士の助け合いができる地域コミュニティの構築が促進される。
- こうした地域コミュニティにおける共助の取組の結果として、行政の支援が届いていなかった人への支援の充実や、課題の深刻化の予防につながる日常的な取組の充実等が図られることが期待される。特に、地域住民同士の助け合いの関係を構築し、地域社会において命を守るセーフティネットを機能させる観点からも社会教育の充実は重要となる。
- また、地域社会の将来の担い手となる子供たちについても、地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の事柄に関する当事者意識を育み、また地域活動に参加することの楽しさや充実感を体験することで、将来も地域活動に参加しようとする意欲を高めていくことが可能と考えられる。
- さらに、子供の教育について、学校と地域が子供たちの状況、学校・地域の課題や教育目標・理念等を共有し、双方が連携・協働して、社会全体で子供の教育を担っていく環境を構築することが求められる。それにより、学校と地域とが緊密な連携と適切な役割分担を行い、学校教育だけでは対応が難しい体験活動や多くの地域住民との多世代の交流、個々の子供の状況に応じた学習支援などを、地域における社会教育の一環として充実することが求められる。
- なお、持続可能な地域コミュニティの構築には、地域の歴史や文化を知るとともに、特色のある地域産業や地元企業の役割を学び、地域の強みを知り、それらを支える地域の大人との直接的なつながりを通して地域の誇り（シビックプライド）を涵養していくことも必要と考えられる。

③ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会の実現

- 全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず平等に参画できるような共生社会を実現していくためには、様々な地域活動に、従来からの参加者だけでなく、家庭の事情等により参加が難しかった者や、子供や若者、高齢者、障害者や外国人等の多様な人々が集い、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことを通じて、共生社会の実現への地域住民の理解を涵養することが重要である。
- 地域全体の共生社会に関する理解が進むことにより、子供のうちから自然と、自分とは異なる他者を尊重する意識が養われたり、ありのままの自分らしく過ごしやすい環境のもとで自己肯定感の向上が図られたりすることなども期待される。

- また、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、主体的に選択し行動できるようになるためには、これらの者が地域の一員として、他の地域住民とともに社会教育活動をはじめとする様々な活動に参画することを通じて、支援をする・されるという固定的な関係ではなく、助け合い・支え合う関係を前提に自らができることを増やしていくことが重要であり、そうした関係性の構築は持続的な共生社会の実現にも資するものと考えられる。
- こうした取組を進める上では、高齢者や障害者、外国人等の活躍の場や居場所づくり、孤立の予防といった福祉等の他分野の関係者とも社会教育についての共通理解を図っていくことで、共生社会の実現に向けた取組がより充実することが期待される。特に、これまで学校卒業後の学びの機会の不足が指摘されてきた障害者等の学びの場や、日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られていると指摘されている外国人の学びの場を公民館等の社会教育の分野でも充実させていくことは重要な課題である。

(5)社会教育の推進を図る基本的な方向性

- これまで地域において社会教育を担ってきた団体や施設における活動をさらに充実させるとともに、新たな地域課題の解決に向けて、これまで社会教育とのつながりが薄かった団体等も含め、様々な分野の垣根を越えて連携・協働していくことが重要であり、それらを支え、繋げる人材が求められている。
- 地域住民の認識・態度・行動の変容を図り、自主的・継続的な地域活動への取組が進むようにすることで、地域コミュニティの維持・構築を推進していくためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という教育的意図をもって地域活動を社会教育として行うことができる「社会教育人材」の関与が不可欠である。このため、今後は、社会教育人材の質的・量的な拡充を図り、「社会教育人材」を中核として社会教育を推進していくことが重要である。

① 社会教育人材の質的・量的な拡充

- 地域課題に対処する団体や活動などは多数存在するものの、それらの内容や取組状況は様々である。また、地域課題の根本的な解決には、それぞれの住民の認識等の変容を図ることが必要であり、社会教育の手法を取り入れることが求められる。そのため、これらの活動に、社会教育に関して一定の専門性を有する者が参画することで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- しかし、現行の社会教育法では、教育委員会に配置され、社会教育に関して専門的・技術的な助言と指導を行う専門職である「社会教育主事」は制度化されているが、市町村における社会教育主事の配置率は低く、また他の行政分野や地域活動において社会教育に関する専門性を活かして活動する人材については規定がない。
- 令和2年度からは、社会教育主事になるための任用資格を得るために社会教育主事講習又は大学の社会教育主事養成課程（以下「講習・養成課程」という。）で学ぶべき科目及び単位数を規定している社会教育主事講習等規程において、この講習・養成

課程を修了した者が、「社会教育士」と称することができることとされている。ただし、位置づけとしては、あくまで称号であり、当然ながら学習内容も社会教育主事の任用資格としてのものとなっている。

- このため、社会教育の専門性を他の行政分野や地域活動において活かす際に、その専門性を的確に証することができる仕組みとすることで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- また、社会教育士の称号は、令和7年度までに約1.2万人が取得しているが、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れることで、活動の質の向上や自走化を図り、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためには、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが不可欠であることを考慮すれば、社会教育士数の現状の規模では大きく不足している。
- これらを踏まえると、社会教育人材の質的・量的な抜本的拡充を図るために必要な措置を制度的な見直しも含めて講ずる必要がある。
- その際、個々の社会教育士がその専門性を十分に発揮し、活動を円滑かつ効果的に行えるようにするためには、社会教育士に代表される社会教育人材のネットワークを整備し、実践の共有、相互支援等を行える環境を構築していくことも求められる。

② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

- 地域における社会教育活動をこれまで担ってきた主な組織的主体としては、公民館に代表される社会教育施設や社会教育団体が挙げられる。ICTやSNSの発達もあり、社会教育士が個人や少人数で活動することも容易になってきているが、社会教育施設や社会教育団体がそれぞれの組織としての強みを生かしながら、社会教育の振興を図る役割を果たしていくことは引き続き重要である。それに加えて、各施設や団体が、社会教育士等の活躍の場となってその活動の質を高めたり、施設利用者等に社会教育の裾野を広げていく役割を果たしたりしていくことが期待される。
- 従来は、社会教育を行う者として、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持ち、その本業において社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。
- また、地域活動等に関心がある者に対し、社会教育の学習機会や実践者につながる機会を提供したり、子供・若者の地域活動への参画を促したりすることで、社会教育の裾野を拡大することも重要である。
- 一部の地域では、地域課題の解決に向けて社会教育を再評価する声も聴かれるものの、多くの地域においては社会教育士の活動を身近に感じられる状況には至っておらず、未だ社会全体での認知度は高いとは言えない状況にある。このため、社会教育人材の質的・量的な拡大や社会教育の裾野の拡大等を通じて、身近なところで社会教育士による活動に触れ、その効果を実感できるようにしていくことに加え、社会教育

が地域の課題解決に役立つ身近な活動であることを分かりやすく発信すること等を通じて、認知度の向上を図っていく必要がある。

- 特に、若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、社会教育施設の中に若者が利用しやすく居場所となる場所を設けたり、若者による地域活動の情報を提供したりすることなどが考えられる。その際、若者も地域コミュニティの主体であり、大人と対等に役割を果たす主体であると認識され、尊重されるという視点を共有することも重要である。このため、例えば、若者も利用しやすい居場所づくりの取組に若者の参画を得たり、意見を聞いたりするなどのプロセスを通して若者の関心を広げていくことや、そうした居場所の多様な利用者や運営する者等との関わり合いを通じ、それらが社会教育の営みの中で支えられていることを知るきっかけとなっていくことが望まれる。
- 社会教育の裾野を広げるためには、平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的講習（Ⅲ 1（5）参照）等が、各地において、教育委員会や各種団体等が主体となって実施されることを促せるよう検討すべきである。
- また、社会教育人材の裾野を広げていくことと併せて、公民館等の社会教育施設を中心とした、従来の社会教育の諸活動の在り方に関しても、活動の場の提供などの支援を求める団体等に対して対応するだけでなく、これからは地域課題解決に向けた活動を行っている団体や社会貢献活動に意欲のある営利企業に対して積極的に働きかけを行い、これらと連携した活動を展開したりすることなども重要と考えられる。

③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

- 上で述べたとおり、社会教育人材の質的・量的な拡充を図るとともに、地域における公民館をはじめとした社会教育の実施体制を充実し、社会教育の裾野の拡大を図るに当たり、様々な実践を支える仕組みを構築・整備することが求められる。
- 具体的には、社会教育人材ネットワークの構築によって、社会教育人材同士で情報共有や相互の連携・協力依頼等が可能となるだけでなく、教育委員会をはじめとする行政においても、社会教育人材を組織的に活用した施策を講じる際の基盤ともなるものである。
- 各施設や団体等の組織としての相互の情報共有が進むことも期待されるが、例えば公民館に配置された社会教育士同士のネットワークを通じて、公民館に関する様々な情報の共有が進むといったように、社会教育人材ネットワークが施設ごとや、テーマごとなどでの情報共有の場として発展することも期待される。
- 各地域において、社会教育士のネットワークなど社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等に当たっては、教育行政における社会教育主事の存在が重要な役割を果たすため、まず社会教育主事の配置率の向上が急務である。また、公民館主事による社会教育士の取得を促進し、社会教育主事や社会教育士との連携を強化することが重要である。

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

(1) 社会教育士の在り方の見直し

① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題

- Ⅱ（５）①で述べたとおり、近年、社会教育士の称号取得者が増加しており、称号取得者は1.2万人を超えてはいるが、今後は、社会教育士の活動する場が多様な分野に広がっていくことを考えると、社会教育士数は大きく不足している状況である。
- また、地域における課題の実情やその解決に向けて、当事者である住民の認識を変容させていくためには、そのための教育的手法に関する専門的な知識や技術が必要である。さらに、多くの地域住民の参画を得ながら、社会教育法に規定される社会教育の一環として地域社会の課題解決という公益的な取組を実施していくに当たっては、活動のけん引役となる社会教育士について、これまで社会教育主事が地方公務員として得ていた一定の信頼性と同程度の信頼性を保証できる仕組みが必要である。
- 現行制度における社会教育士は称号との位置づけであることから、いわゆる国家資格と比較すると、専門的知識や技術を証するものとしての社会的な認知や信頼性には限界がある。こうした事情もあって、社会教育士を取得したとしても、その専門性を生かせる職場や役職は限られており、社会教育士の称号を有することが、社会教育主事以外の職に就くことや多様な場面で活躍の機会の確保には十分につながっておらず、もともと社会教育に高い興味関心のある者以外の者が社会教育士を取得しようとする動機付けにはつながりにくい状況がある。そのため社会教育士の取得者は増加傾向にあるとはいえ、現行制度のままでは、将来的に大きな増加を見込むことは困難である。
- さらに、現行の講習・養成課程は社会教育主事になることを前提とした学習内容となっており、社会教育士の称号を有する者が社会教育主事以外の立場で多様な場面において活動することが期待されることとは合致していない。

② 社会教育士の在り方の見直し

- 今後は、教育委員会で社会教育に関する職務に従事する社会教育主事のみならず、首長部局で地域づくりや福祉、防災等を担当する職員や、RMO、NPOや民間企業等で地域づくりや地域課題解決を行う職員などの幅広い者が社会教育士となり、これらの社会教育士が行う社会教育活動に対する地域住民の信頼を高めることで、地域住民の認識の変容や地域活動への参画を一層促進できるようにすることが必要である。
- また、社会教育士としての社会的な認知や評価を高め、社会教育士の取得者が多様な場で活躍できる機会を確保していくこととあわせて、社会教育士を目指す者を増やしていくことが必要である。そのため下記のような見直しを行うことについて、制度上の取扱を含めて今後引き続き検討する必要がある。
 - ・ 社会教育士の位置づけについて見直すことも含め、その社会的な認知や信頼性向

上につながるような方策を検討することが必要である。

- ・ 社会教育主事との関係については、社会教育主事は社会教育士を有する者から任用するものとして位置づけることが考えられる。
- ・ また、地域における社会教育の拠点である公民館の主事については、社会教育の高い専門性を有することが求められるため、公民館の主事についても社会教育士を有する者から任用するものとして位置づけることが考えられる。ただし、現状の職員配置を踏まえ、人事の柔軟性確保に配慮するため、まずは任命権者に自発的な取組を促すことも考えられる。
- ・ 講習・養成課程の内容を、従前の社会教育主事として任用されることを前提とするものから、社会教育に関する専門性を有し、幅広い分野で活躍できる実践力を有する社会教育士を養成していくために必要なものに見直すことが考えられる⁷。

(2)社会教育主事・社会教育委員の機能強化

- 社会教育士の制度的な位置づけの見直しと併せて、これまでも制度上の社会教育のけん引役であった社会教育主事や、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を果たしてきた社会教育委員についても、その機能を強化していくべきである。

(ア)社会教育主事

① 市町村の社会教育主事

- 市町村の社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる行政の専門職としての立場であり、社会教育に関する専門的な知識や技術を用いて、自治体における社会教育行政の企画・立案及び実践の推進全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」としての役割が期待される。
- さらに、地域づくりや福祉、防災などの地域コミュニティに関する他の部署と連携・協働し、他部署の施策の推進に当たって、地域住民の認識の変容が促されるよう社会教育手法が組み込まれるように調整することで、当該施策の実効性をより高めることも期待される。

② 都道府県の社会教育主事

- 広域自治体である都道府県の社会教育主事は、都道府県全体の社会教育の振興の企画・立案を行うほか、基礎自治体である市町村が行う社会教育施策の水準の向上のため、都道府県内外における効果的な実践事例の収集や周知、域内における関係者に対する研修の実施、必要に応じた市町村への指導助言等により、管内の市町村における社会教育全体の質の向上に努めることが求められる。
- 特に、社会教育人材ネットワークの構築・運営に関しては、一定の広域性をもった取組とすることが効果的と考えられることから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当と考えられる。

⁷ 具体的な科目の内容等に関する検討は専門家による検討に委ねる。

③ 配置促進に向けて必要な取組

- 社会教育主事は社会教育法上、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置く」とされていながらその配置率は市町村で低下傾向にある。こうした状況を改善し、各自治体において社会教育主事が適切に配置されるよう、国においても、自治体に対して法律の趣旨を周知するとともに、社会教育主事が学校教育や首長部局との連携において中心的な役割を果たしている好事例、社会教育主事の任用上の工夫等を収集・周知するなど、その配置に係る有用性の理解増進を図る等の取組を進めることが必要である。
- 社会教育は、首長部局が所管する地域づくりや福祉、防災などの分野との関連性が高く、これらと一体的な推進を図る観点から、公民館等の管理を首長部局に移管するとともに、社会教育関連の事務の相当部分について首長部局に事務委任されていたり、首長部局が補助執行することとされていたりしている地方公共団体も見られる。このような場合でも、社会教育主事の教育委員会との併任発令が可能であり、これにより確実に配置することで、その専門性を活かして首長部局と教育委員会との連携を円滑に進めることが期待される。

(イ)社会教育委員

- 社会教育委員は、社会教育法⁸において社会教育について教育委員会に助言等を行う者として都道府県・市町村の教育委員会に置くことができるものとされており、令和6年度現在、全国で約1.8万人発令されている。しかし人材の固定化・高齢化のほか、自治体によっては教育基本計画への関与の度合いが低いなど役割が形骸化しているケースがあることや、(ア)で述べた通り、社会教育関連事務が首長部局に移管等されている場合の連携に課題がみられるケースもあることが指摘されている。
- 社会教育委員に新たに任命された者等に対しては、社会教育に関する施策の動向など、社会教育委員として必要となる知識等を得られるよう研修等を実施することが必要である。
- そのほか、例えば、委員自ら調査研究を行ったり、教育委員会に対して社会教育に関する意見を積極的に述べたりするなどの「行動する社会教育委員」などの事例もあるが、一部の自治体の取組にとどまっており、そうした取組が全国的に広まることが期待される。

⁸ 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）
（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

- 委員の一部について公募制の導入や社会教育士の取得者の登用などの選任上の工夫や、委員による現場視察の実施や議論型委員会への転換などの運用上の改善の検討も必要である。
- 国においても、こうした優良事例について周知を図ることにより、各自治体における取組が進むよう支援していく必要がある。

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- 社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、社会教育主事の養成を前提として検討された現在の講習及び養成課程の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

① 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

(講習の科目構成等)

- 現行の講習内容については、例えば「社会教育経営論」に含まれる行政担当者の実務的な内容等のように、社会教育士にとっては学習の優先度が必ずしも高くはないと考えられる内容もある。他方で、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」や「社会教育経営論」の上記以外の内容については、概して、社会教育主事だけでなく社会教育士にとっても必要なものと考えられる。
- 仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。さらに、社会教育士を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重であるべきとの意見も強いことや、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、総単位数は現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、参加の促進や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

(講習の役割と社会教育主事・社会教育士との関係)

- 講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身につけることにとどまらず、教える側と教えられる側という二分論ではなく共に学ぶといった教育観等を身につける場として、重要な役割を担ってきた。さらに、講習で受講生相互の関係を構築できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしていることに大きな意義がある。
- さらに、今後、社会教育主事を中核として社会教育士をはじめとする社会教育人材ネットワークにより社会教育を推進していくことも考慮すれば、社会教育主事の発

令予定者が、様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とし、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計としたうえで、新講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

- 上記の制度設計を前提としながら、各科目の内容については、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育士の活躍支援が社会教育主事の業務の柱の一つとなること等を踏まえて見直しを行うこととする。併せて、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展や受講の利便性の向上等を図るほか、社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的な講習（（５）で後述）等を広く推奨することにより、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図ることとする。

（社会教育主事の研修）

- 社会教育主事の発令予定者にとって、講習・養成課程の修了はあくまで社会教育主事の出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待される。社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。
- 必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、自治体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の自治体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県が社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

（具体的な検討に当たっての方向性）

- 各科目の具体的内容の検討に当たっては、講習はグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して、共に学ぶ教育観を身につけられる場であることを踏まえる必要がある。また、参加者が日々の職務等の実践を講習の機会に振り返り、実践の意義や課題について検討するなど、実践と省察の往還に資する演習等の要素の充実が図られることが望まれる。
- 社会教育主事や社会教育士には、Ⅱ（２）で示した社会教育の特長が十分に発揮されるよう教育活動等を企画・実施することが求められる。これは、民主主義や住民自治の醸成、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現にもつながるものである。
- 社会教育主事や社会教育士に求められる能力として、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力が必要であることは、これまでと変わるものではないが、これらの能力を技術的な側面のみから捉えるのではなく、前述の社会教育の特性との関係や、社会教育主事や社会教育士が活躍する実際の場面等との

関係を踏まえて捉えることが重要である。

- 社会教育の役割についてはこれまで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の三つの観点からとらえられてきた。このことは、社会教育に関わる領域が個人レベルから社会レベルまで多様な層を含んでいることを示している。社会教育人材を養成する科目の具体的な内容についても、例えば、「学びを促進する」、「学び合い・つながり合う協働的な場や集団をつくる」、「自律的・継続的な活動の仕組みをつくる」というような、多様な層の広がりや関係性等を踏まえて検討することが求められる。
- また、社会教育人材ネットワークに関する内容、社会教育士として活動する際にも関係が深い社会教育行政に関する内容、障害者や外国人等を含む誰もが参加できる生涯学習の推進をはじめとする共生社会の実現に関する内容等を重視すべきであることにも留意する必要がある。
- 今後、講習や社会教育士の位置づけを見直す際に、講習の呼称についても、例えば「社会教育講習」のように、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になる呼称とすることが適当である。

② 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

(多様な者が受講しやすい環境の整備)

- 社会教育を行う者としては、従来の公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきたが、今後、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、地域とのつながりが深い民間企業等で社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍促進が期待される。
- 地域では自治会、民生委員、消防団等のほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取組を行う地域運営組織（RMO）など、多様な主体が地域課題の解決に取り組んでおり、その活動は社会教育と密接に関わっている。
- こうした者が講習に参加しやすくなるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境を整備することが必要である。
- 受講のしやすさの向上や社会教育人材の裾野を広げる上で、講習の科目と代替しうる研修等の大臣認定をさらに促進することが期待される。導入的講習（Ⅲ 1（5）参照）や社会教育に関連のある研修等のうち一定水準を満たすものについては、大臣認定学修として講習科目との代替の可否を検討することも考えられる。このほか、科目の単位数を細分化することにより、他の学修との単位互換や分割履修により柔軟に対応できるようにすることも考えられる。

(講習の受講資格の見直し)

- 社会教育人材を中核とした推進体制の充実を図るうえでは、多様な分野で活動する社会教育士を育成・確保していくことが不可欠である。この観点から、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司の実務経験や地域運

営組織（RMO）の活動経験などの他分野における実務経験等を、新たな受講資格として認めることが考えられる。

- なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の可否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえてさらに検討することも考えられる。

（社会教育に従事する者の講習の受講促進）

- 社会教育主事の発令に際しては、あらかじめ計画的に養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすることのほか、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことなどが求められる。
- 社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。
- また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講した成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各自治体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。

③ 養成課程の見直しについて

（養成課程の見直しの基本的な方向性）

- 現在の養成課程は、実務経験を持たない学生が課程修了後に1年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されているが、今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程でもあること等を踏まえて見直しを行う必要がある。その際、講習の見直しの方向性を踏まえて、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な枠組みとすることが適当と考えられる。
- 今後の養成課程は、実践力の向上を図るとともに、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成できるよう、地域における実習等を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域資源を発見・活用する視点を持てたりするようなものとなることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。
- また、学校と地域の連携・協働の重要性が高まる状況を踏まえれば、将来教員となる学生が社会教育士の専門性を身に付けることも期待され、教員免許制度の見直しの一環で教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。
- 社会教育士を有する教員の増加は、総合的な学習・探究の時間の充実や地域学校協

働活動が進むだけでなく、社会教育主事の確保や配置率向上にも資すると考えられる。

(科目構成等の見直し)

- 養成課程の科目構成は、社会教育士に求められる能力・専門性との関連性や想定される活動分野等を踏まえて見直すとともに、単位の実質化を図りながら、単位数を精選する必要がある。同時に、学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性として発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。
- 講習科目同様、「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大枠においては現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後、新講習の内容と併せて検討していく必要がある。
- 「社会教育実習」(必修)については、実践と省察の往還を通じて高い実践力を身に付け、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、事前・事後学習等の時間を十分に確保し、省察としての振り返りの機会を充実するため、単位数を1単位から2単位へ増やすなど、内容を見直すこととする。
- また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びの振り返りや総括、グループ討議や事例研究等を通じて、学生同士が知識や経験を共有し、大学での学修内容を活かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習(仮称)」を必修科目として新設することが考えられる。
- 「社会教育総合実践演習(仮称)」の内容を踏まえると、2単位程度の学修が必要と考えられる。一方で、選択必修科目において総括的な演習を行う大学があることも考慮し、「社会教育総合実践演習(仮称)」を2単位又は1単位、選択必修科目を2単位又は3単位として、これらの合計単位数を4単位程度とすることが考えられる。
- 「社会教育特講」は、社会教育主事として幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解できるように幅広い科目を設定可能なものとして設けられていたものである。一方、社会教育士は、自らの職業や取り組む地域活動に関連した専門性を活かした活動を行うことが主として想定される。それぞれの専門性を活かせる社会教育士を養成するためにも、「社会教育特講」について、学生が自らの専門分野と関連性が高い科目に集中して取り組むこともできるように、単位数を調整することが考えられる。今後、「社会教育実習」の見直しにおいて事前・事後学習等を充実することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになることや、「社会教育総合実践演習(仮称)」において、「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他学生との知識・経験を共有できることで様々な現代的課題に対する理解を深められることから、学生等の負担も考慮し、

「社会教育特講」の単位数を8単位から4単位程度へ縮減することが適当と考えられる。

- 養成課程の総単位数は、現行より2単位少ない22単位程度を想定し、今後、具体的内容について引き続き検討することとする。その際、各大学がそれぞれの実情に応じて履修年次や内容について柔軟な開設ができるものとなるよう留意すべきである。

④ 今後さらに検討が求められる課題

- 上記の講習・養成課程に関する基本的な方向性を踏まえ、今後は各科目の具体的内容、単位数、受講資格の見直し等について更なる検討を進める必要がある。また、これからの社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえ、科目名称を見直すことも考えられる。
- 社会教育士の取得促進と多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前の学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等の適切な評価の在り方について検討することも期待される。その際、講習が社会人として一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意する必要がある。
- 今回の社会教育主事・社会教育士の養成の見直しを受け、まずは、社会教育人材の裾野が広がるとともに、継続的な研修や社会教育人材ネットワークの整備等により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成し、認証する制度について将来的に検討することも考えられる。

(4)社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

(継続的な研修の機会等の必要性)

- 講習や養成課程の修了は社会教育主事・社会教育士としての出発点であり、その後も現職研修や実務経験を通じて継続的に資質向上を図ることが期待される。事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりしながら、自らの実践を省察する重要な機会であることに加え、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。
- 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要である。
- 都道府県や社会教育関係団体等による、既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することが重要である。

(社会教育人材ネットワークの構築等)

- 社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有し

たり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりするような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要である。

- 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各自治体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要である。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが多様な取組に関する情報共有を図り、相互の資質向上や活躍の場の拡充に資するものとするうえで有効であることから、都道府県等が中心的な役割を担うことが適当である。
- その際、地域に存在する社会教育士の実態が網羅的には把握されていないという課題があることから、幅広いネットワークの構築に当たって都道府県等を中心とした情報の集約・集積等が必要である。
- 社会教育人材ネットワークにおいては、単に社会教育士の名簿等を管理するだけではなく、社会教育士の資質の向上はもとより、社会教育士同士のつながりを維持するためにも広域的な研修の機会を継続的に提供していくことが重要である。なお、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。
- 社会教育人材のネットワークは、都道府県単位のものの他にも全国規模、地域単位、同窓会型、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。さらに、そうしたネットワーク同士が、広域的に社会教育人材が緩くつながる場であることも、活動の支援につながるものと考えられる。
- 社会教育人材の活躍の促進を図っていくためには、こうしたネットワークによる情報提供やつながりづくりだけでなく、都道府県や市町村が、社会教育士等による自主的な活動をその範囲等に応じて適切に支援していくことも求められる。
- 国は、社会教育人材ネットワークに関する取組を始め、社会教育の振興に関する自治体における取組を支援するため、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県等の社会教育主事との連携を強化することも重要である。

(社会教育人材の活躍の場の拡大)

- 社会教育士の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいえるべき重要な課題である。特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行ったり、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士を取得することが強く望まれるところであり、行政においても例えば、社会教育士を有する場合には公民館主事の採用や処遇等において一定の優遇措置を設けることも望まれる。
- 公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画を通じて、住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は極めて有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の

配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、自治体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

(5)社会教育の裾野を広げるための方策

- 社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。その実施に当たっては、受講者の負担軽減を考慮し、短期間・オンラインによる履修が可能なプログラムとすること等の工夫も考えられる。
- 導入的講習としては、例えば、各地で展開されている社会教育に関する入門的な研修や、多様な領域で行われている社会教育に関する研修等が想定される。実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している自治体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの自治体における取組を促進することが重要である。
- また、各地域の大学や教育委員会が実施する際に、各実施機関の特色に応じた強みを出すことができると、全国各地で多様な人材を輩出することにつながることを期待される。
- 導入的講習の受講を促進するため、動機づけの一つとして、一定の水準を満たす講習については、講習の科目との代替の可否について検討することも考えられる。全体的な制度との関係も考慮する必要がある、具体的な制度設計についてはさらに検討を進めることが必要である。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1)社会教育施設・団体等

① 公民館

（求められる役割）

- 公民館は地域における社会教育の中心となるべき施設であり、近隣の図書館や博物館等と緊密に連携・協働し、それぞれの社会教育施設の強みを生かしながら、一体となって地域における社会教育の振興を図っていくことが望まれる。
- 公民館の運営に際しては、今後の社会教育の在り方を踏まえ、地域住民にとって敷居が低く、だれもがフラットに関われるような、いわば「地域の縁側」として、多様な主体が混ざり合う場となることを目指していくことが望まれる。
- こうした観点に加えて、地域を将来担っていく子供・若者にとって公民館が身近な存在となることの重要性を踏まえれば、例えば、これまでの利用者の多くが成人や高齢者であったものから、子供・若者向けのスペースを設けて放課後や休日の居場所としての機能を強化したり、デジタル環境を整備したりする等、子供や若者にとっても

魅力的で利用しやすい環境づくりを進めていくことが求められる。さらに、その結果、子供から高齢者まで多世代の居場所となり、公民館を拠点にして地域の多世代の交流が促進されるようにしていくことも、上記の観点に照らして重要である。

- また、従来の館内で行われていた講座のように「集めて学ばせる」という発想だけでなく、「集まっているところに学びを醸成する」という発想に立ち、例えば民間商業施設等に出向いて行う講座を企画してみるなど、取組の幅を広げていくことも重要である。
- 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、地域の一員として他の地域住民とともに様々な活動に参画できるようにするため、支援や交流を充実していく場としての役割が期待されている。例えば、障害者スポーツの体験活動を公民館で実施することで、こうした活動の地域展開を促進するなど、今後の公民館は、共生社会の実現に資する社会教育の実践の拠点として、その機能を充実させていくことが重要である。
- 社会や産業構造の変化が激しい今の時代においては、リ・スキリングも含めたリカレント教育の重要性が高まっている。社会人になってからも学びを継続する上では、学習の習慣があることや共に学ぶ仲間がいることも重要であり、公民館等の社会教育施設での学習活動等への参画は、必要なスキルを学ぶ機会を得るということだけでなく、そうした観点からも重要である。

(運営体制の充実)

- 公民館が前述の役割を果たしていくためには、そこに配置される職員に社会教育人材としての高い専門性が求められる。そのため、公民館主事に社会教育士を任用することを促進することなどにより、各公民館への社会教育人材の配置を促進していくべきである。また、一部の自治体では、公民館について指定管理者制度を導入しているところもあるが、その場合には、指定管理者が雇用する担当職員についても同様に社会教育士であることが望まれる。また、例えば、地方自治体職員の中で社会教育士である者については、その専門性を生かすために公民館で働くことができるようにしたり、あるいは、公民館で社会教育士としての専門性を活かして働くことを希望する者には、複数の公民館での経験を積めるような人事上の配慮をすることで専門性を一層高められるようにしたりするなどの人事上の配慮も望まれる。
- 公民館を地域課題の解決や多様な学び・交流の拠点として充実させていくため、公民館運営審議会において、各種事業の企画・実施について審議のみならず、例えば、住民ニーズや地域の実情を踏まえた運営方針の審議や事業評価・改善を行うことなどにより、公民館運営の質の向上を支えることが期待される。
- 公民館における民間企業との連携に関しては、公民館における営利事業を禁ずる現行規定を過度に厳しく解釈し、連携に消極的になっている場合が見受けられるとの指摘がある。このため、実際の事業や連携の目的や内容を踏まえながら、地域の実情等に応じて実施の可否を適切に判断できるようにすることも含め、必要な事業や連携を円滑かつ柔軟に行えるようにするための方策を検討するべきである。

- さらに、社会教育施設と他の公共施設との複合化は、既存の社会教育施設がその地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしていることを十分に考慮する必要があるものの、効率的な財政運営や利便性向上の観点とともに、多様な人が集うことを促進する上で有効な手法の一つと考えられる。
- 公民館の貸館機能は、住民の主体的な活動の場が各地域で保障されているという点で有意義なものであり、公民館の重要な役割の一つとして引き続き維持していく必要がある。ただし、貸館業務はあくまで公民館機能の一部であり、それだけに偏ることなく、多様な主体がつながり、混ざり合うことで、さらに地域課題の解決に向けた新たな学びや取組へとつながっていくよう支援するという、公民館の本来の役割を重視した運営が求められる。

② 青少年教育施設

(求められる役割)

- デジタル化の進展や少子化、人間関係の希薄化は、子供の直接的な体験活動の機会の減少をもたらしており、地域で子供を育てる環境を整備する観点から、学校教育以外にも、多様性のある豊かな体験活動の機会の充実が必要である。そのような中、良質な体験活動機会を青少年に提供する青少年教育施設の重要性はますます高まっている。
- 体験活動は、幼児期から身近な生活環境・自然環境を楽しむ活動を推進するなど、発達段階に応じて適切な活動に参加することが重要である。特に、集団での野外活動や宿泊研修などの体験活動では、他の人と協力し合って課題を解決していく力、ひいては人生を生き抜く力を養うことにもつながると考えられる。そのため、青少年教育のナショナルセンターである国立青少年教育振興機構には、それぞれの発達段階にふさわしい体験活動のプログラムの開発や普及が期待される。
- その際、子供の生活においてもデジタルが不可欠なものとなっていることを踏まえ、体験活動においてデジタルを一方的に排除するのではなく、むしろデジタル技術（間接・疑似体験）も併用することで、直接体験とデジタル技術の相乗効果により、高い教育効果を発揮しうる体験活動プログラムの開発についても、国立青少年教育振興機構において先駆的な取組を進めることが期待される。
- 各青少年教育施設においては、自然体験等の非日常の体験に加えて、近隣の放課後子供教室や児童館などと連携して身近な環境における体験活動と効果的に組み合わせ、体験活動が子供にとって身近なものとなるよう推進していくことが求められる。
- また、各青少年教育施設においては、大人が考えた体験プログラムを子供に提供するだけでなく、青少年自身が自由にやりたいことを考え、自ら実施できるような機会を提供したり、青少年にとっての居場所としての役割を担ったりすることも考えられる。

(運営体制の充実)

- 各青少年教育施設は、従来の運営にとらわれない柔軟で創意工夫に富んだ運営を進められるよう、例えば NPO、民間企業、大学、地域団体等との連携・協働を積極的に進め、多様なプログラム開発や人材交流を促進したり、民間事業者のノウハウを生かした共同事業を実施したりすること等が考えられる。これらの取組を効果的に進めるため、社会教育の専門的知識を有する社会教育士を積極的に配置することが望ましい。
- 各青少年教育施設において、青少年を対象にした社会教育事業を企画・運営するに当たっては、青少年の視点や意見を尊重するとともに、意見表明と多様な社会的活動への参画の機会を確保することが必要である。また、青少年の教育・支援に携わる指導者の質の向上の観点からも、青少年を権利の主体として捉え、その視点や意見を尊重し、対話を重ねながらともに進めていくという姿勢を持つことが求められる。
- 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、各施設同士が連携・協働を進めることに加えて、社会教育士がそれらを連携させる役割を担うことで、更なる有効活用につながることを期待される。
- 体験活動は、自然体験、社会体験、文化的体験などを通じて子供たちの非認知能力の向上にも資するものである。こうした体験活動が担う重要な役割に鑑み、青少年教育が未来に向けてどのようにあるべきかについて、さらに議論を深める必要がある。

③ 図書館

(求められる役割)

- 社会教育施設である図書館は、「本を借りる場所」ととどまらず、子供や若者、大人、高齢者、障害者、外国人など、多様な人が安心して集い、学び合い、つながることのできる地域の拠点としての役割を強めるべきである。
- 児童・生徒の発達段階を考慮すると、小学校低学年は五感を通じた実体験が重要であり、デジタル化が進展する中、紙の本と触れる機会を創出することはますます重要となる。
- 読書の重要性は広く認識されながらも、いわゆる「不読率」（1 か月に 1 冊も本を読まない人の割合）は上昇、あるいは高止まりが指摘されており、社会全体で読書活動を推進する必要がある。子供の頃の読書を通じた楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるとともに、将来、その体験を子供たちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。
- 図書館が、その教育的な機能を果たすためには、読書活動に加え、対話や交流、地域課題の共有などの機能を充実させるなど、地域住民の孤立を防ぎ、共生社会を支える「開かれた公共空間」として再構築していくことが求められる。
- 図書館は館内サービスの充実に加え、地域に出向いて情報収集・提供を行うアウトリーチ活動を積極的に展開することが重要である。例えば、学校や社会福祉施設、子育て支援施設、商業施設などへ出向いた読書活動や学習支援等を通じて、図書館を利

用しにくい人々にも学びや情報へのアクセスを保障し、地域全体の学びを支えることが求められる。

- 多様な住民が等しく図書館サービスを利用できるよう、アクセシブルな資料・設備の整備や多言語資料の充実、外国語・やさしい日本語の活用等のユニバーサルアクセスの実現に向けた取組を進めることが求められる。

(運営体制の充実)

- 図書館は、学校や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、子育て支援施設、大学、書店、出版社、民間団体等との連携を一層推進し、地域に根ざした読書環境を醸成に取り組むことが求められる。また、子供の読書活動の推進や探究的な学びを支えるため、学校図書館との連携・協働を一層充実させることが重要である。
- 図書館が「地域の知の拠点」としての役割を十分に果たすためには、司書をはじめとする職員の専門性の向上が不可欠である。そのため、継続的な研修機会の充実を図るとともに、司書による社会教育士の取得を奨励したり、社会教育人材ネットワークを活用したりするなど、地域課題の解決や多様な主体との連携をコーディネートできる体制を整備していくことが望まれる。また、読書推進人材等の社会教育人材が参画することにより多面的な支援が可能となることから、そうした人材の活用を進めることが望まれる。
- 子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭においても読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働きかけることが重要である。家庭における読書活動に関しては、多様な子供がおり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。また、本に触れる機会を幼児期から増やしていくためには、絵本専門士を含む読書推進人材等の活用が有効である。
- 図書館においては、子供・若者が自習できる学習スペースや多様な閲覧スペースなどの整備、子供・若者の読書に対する興味や関心を引き出すような各種イベントやサービスの充実などを通じて、子供の読書活動の推進を図ることが期待される。
- 図書館の運営に当たっては、資料の収集・整理・保存の充実に加え、地域住民の学習成果の発表や対話、交流、協働を生み出す場としての機能を強化するとともに、図書館協議会等を活用しながら、住民ニーズや地域課題を踏まえた運営方針の検討や事業評価を行い、図書館サービスの質の向上につなげていくことが期待される。

④ 博物館

- 博物館は、資料の収集・保管・展示・調査研究を通じて多様な人々に学びの機会を提供するとともに、市民同士の交流や対話、市民による創造的活動を促し、地域への理解や愛着を深める場としての役割が期待される。
- さらに、福祉や健康、教育や産業といった他分野との連携により、地域の活性化、文化観光やまちづくり、様々な社会的課題の解決などに資する開かれた拠点として

の役割を果たしていくことが求められる。

⑤ 社会体育施設

- 社会体育施設は、人生 100 年時代において、地域住民が健康で活躍できる素地となりえ、気軽にスポーツに親しめる場であるとともに、地域の多様な人々が集い、交流する場、また地域の防災拠点として重要な役割が期待される。
- 社会体育施設の整備に当たっては、地域住民のスポーツの機会を確保するとともに既存の施設の老朽化や気候変動等に対応するため、学校施設や他の公共施設との複合化・集約化、屋内化、管理の外部化等が求められており、少子高齢化等の社会変化の中でも持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保することが重要である。

⑥ 社会教育関係団体等

- 社会教育関係団体は、それぞれの団体の設立の目的に従って組織的な教育活動を展開し、人々の成長を支える学びの機会を提供してきており、今後もその役割を果たしていくことが期待される。他方で、団体の運営に携わる者の高齢化に伴う後継者不足や参加メンバーの固定化など、運営上の課題を抱えている団体もみられる。
- こうした状況を踏まえると、例えば、PTA や子ども会などの子供にかかわる社会教育関係団体については「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、運営方法の透明性を確保するとともに、各教育委員会との連携を強化し、地域学校協働活動⁹への参画を進めるほか、子ども会については若者のボランティアの協力による保護者の運営業務の負担軽減等を通じ、活動の活性化を図ることが考えられる。
- 家庭教育支援については、地域において主体的に家庭教育支援を担う家庭教育支援チーム等によって担われており、これまで文部科学省においても登録制度による支援等を行ってきた。今後、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景とした子育て世帯の孤立などの現状に鑑み、不安や悩みのある家庭への支援にとどまらず、社会教育の枠組みを通じて、学校教育はもとより、福祉・地域づくり等の幅広い他分野との連携を進めていくことが必要である。

(2) 社会教育と連携してきた施設・団体等

① 学校

- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の必要性が高まっている。
- その基盤であり中核となるコミュニティ・スクール¹⁰は、平成 29 年に学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となって以降、着実に増加し、令和 7 年 5 月現在、

⁹ 地域学校協働活動とは、放課後子供教室、登下校の見守り活動や学校支援ボランティア等、社会教育法第 5 条第 2 項に規定する地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことである。

¹⁰ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会を置く学校をいう。学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。平成 29 年 3 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

公立学校の 64.9% (22,009 校) に導入されている。その一方で、地域間や学校種間で導入率に差が生じているという課題がある。また、形式的な会議運営等により制度趣旨が十分に実現できていないケースもあるとの指摘がある。そのため、国においては、実態を把握の上、自治体と協力して導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的に取組を進めていくことが求められる。

- 地域と学校が協働して行う活動は、次世代の担い手となる子供たちにとって、地域・社会との多様で豊かな関わりや体験・経験を通して大きな学びや成長が得られるものであるだけでなく、地域にとっても、次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながるものとしての意義も大きい。このため、各自治体においては、多様な地域学校協働活動をより一層推進し、コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化していくことが必要である。
- また、児童生徒の多様性が進む中、学校がそれらの多様性を包摂していく必要性が高まっていることから、教育と福祉が連携し、様々な状況にある地域の人々と関わる中で、多様な価値観に触れる機会や、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、地域福祉を学ぶ機会等を学校教育や地域学校協働活動の場で設けることなどにより、子供の頃から「共に生きる力」を育む教育を推進することが期待できる。
- 地域と学校の連携・協働体制の構築にあたって、地域住民と学校関係者との連絡調整や地域学校協働活動のコーディネートを担当する地域学校協働活動推進員は、取組を持続可能なものとする上で重要な役割を果たすものであり、各自治体においてその配置をさらに進めることが求められる。
- 地域学校協働活動推進員には、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められることから、取組の質向上を図るための継続的な研修の実施など、教育委員会による伴走支援が必要である。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、国及び自治体において必要な支援を行うことが必要である。
- また、地域との関わりを含む多様な体験や経験は、子供たちの興味・関心や問題意識を生み出す基盤となるものであり、その重要性は増している一方、学校外の体験機会について、家庭の経済状況による格差が生じているという調査結果もある。学校教育の中だけで対応できる範囲には限界があり、放課後や長期休業期間等において、全ての子供に対し、多様で質の高い学びや体験が得られる環境を整備する必要がある。その際、学校運営協議会制度を活用するなどして、学校の教育課程における活動との連携を図りながら、子供の興味・関心に応じた探究活動等の取組を行うなど、放課後等の活動の高度化・充実を図ることも重要である。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校教育と社会教育の連携による教育の充実に資するだけでなく、人々が社会教育と出会い、社会教育に参加するきっかけとして有用である。
- 一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘されており、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工

夫をすること等により、持続性を高めることが必要と考えられる。

- 現在取組が進められている学校部活動の地域展開等を踏まえ、地域においては、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが求められる。そのため、各自治体では、幅広い関係者との連携・協働の下、主に公立中学校等を対象として、部活動の地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施し、生徒の活動機会が地域において確保できるよう努める必要がある。その際、希望する教師等の兼職兼業による指導や、学校施設等の有効活用、必要な情報共有など、学校との連携が求められる。また、学校段階のみに限らず、幼少期から子育て・働き盛り期も含め、ライフステージに応じて運動・スポーツに親しむことができる環境づくりも重要である。

② 高等教育機関

- 大学等の高等教育機関は、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などの役割を果たしていくことが期待される。
- また、大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であるため、広域にわたって人材活用ニーズに対応した貢献も期待される。
- 一方、講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られる。しかし、社会教育人材養成の重要性や、社会教育分野における地元自治体や地域の関係機関等との連携は大学の地域貢献としての意義も大きいことに鑑み、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制の担保など、必要な社会教育の教育研究体制の維持・充実が望まれる。
- 折しも、現在、教員養成課程の在り方の見直しに向けた審議が進められていることを踏まえ、教員を志す学生が身に付けることが求められる「強み」や「専門性」の重要な柱の一つとして、社会教育が位置づけられるよう、各大学において教員養成課程と社会教育主事・社会教育士の養成課程の連携を進めることも重要である。
- また、社会課題の解決に向けた社会教育の有用性などについて高等教育機関と行政が連携して研究したり、その成果の普及を図ったりすることで、社会教育の意義に対する正当な評価を得られるよう努めることも重要である。

③ 地域運営組織(RMO)

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、地域社会における生活支援機能や共助機能の低下が課題となる中、地域住民が主体となって課題解決に取り組む体制の構築が一層求められている。このような状況において、RMOは、地域課題の把握・共有を行う協議機能と、それを具体的な活動として実施する実行機能を併せ持つ枠組みとして、地域づくりの基盤を担う重要な存在である。RMOは、公民館活動を基盤として発展した団体や、地区公民館、図書館等の自治体所有施設を活動拠点とする団体が一定数存

在しており、構成団体を見ると、RMO の約 4 割に PTA、約 3 割に子ども会が参加しているなど、社会教育と密接な関係を有している。また、RMO の中には、自ら社会教育活動を実践し、新たな地域の担い手の育成に取り組んでいる団体も存在する。今後、RMO の活動をさらに持続的かつ発展的なものとするためには、単に組織を整備するのみならず、住民の主体性や当事者意識を高め、参画を促す取組が不可欠である。

- 社会教育は、学びと対話、協働的な活動を通じて人と人とのつながりを育み、地域課題を自分事として捉える意識や行動を引き出す機能を有している。このため、社会教育の視点や手法を RMO の活動に取り入れることで、住民の認識や態度の変容を促し、地域課題の解決に向けた主体的かつ継続的な活動を生み出すことが期待される。特に、合意形成やファシリテーションといった社会教育を展開する際に用いられるスキルは、多様な主体が参画する RMO の運営において、RMO が設立された後の地域課題や住民ニーズなどの変化を察知し、活動内容や組織運営に反映することにより、「地域の実情に合った地域づくり」(柔軟な最適化)を進めていくうえでも不可欠な要素である。
- また、社会教育人材(社会教育士等)が RMO の活動に参画し、住民同士の対話や学び合いの場をコーディネートすることにより、地域内における信頼関係や協働関係の構築が促進されることが重要である。このように、社会教育人材の育成と活躍の機会の確保の連携を進めることにより、地域の実践を担う人材が社会教育の専門性を身に付け、再び地域活動に還元することを通じてより多くの者に社会教育の有効性の認知と手法の理解が広がり、地域活動に携わる者の資質の向上が図られるというような、人材の育成と活用の循環が形成されることが期待される。
- さらに、RMO は、学校、社会教育施設、福祉団体、民間企業等と連携し、社会教育で学んだ内容を活かして地域の課題解決を行う、学びの「実践の場」としての特性を有している。こうした特性を踏まえると、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、公民館等の社会教育施設等との一体的な取組や密接な連携を図ることにより、地域内において、育成から実践、地域への定着に至る人材の循環を育むことが可能となると考えられる。また、こうした循環の中で生まれる地域における他者とののかかわりや対話は、子供や若者にとって、地域への理解を促進するとともに、様々な地域住民とのつながりを構築するきっかけになり、地域のイメージを向上させる効果もある。このように、子供から高齢者まで多世代が関わる学びと実践の機会が創出されることにより、地域づくりの将来における担い手育成にも資する環境の構築が期待される。
- RMO と社会教育は、それぞれが地域づくりにおいて重要な役割を担うものであるが、両者を連携・一体的に推進することにより、地域コミュニティの基盤をより強固なものとするのが可能となる。そのため、社会教育の視点を取り入れた RMO の形成・運営を推進するなど、地域住民の主体的な参画を支える基盤の整備を図ることが重要である。具体的には、既に事例も多くみられるが、地域の学びと交流の拠点とし

て長年にわたり地域に根ざしてきた公民館の活動を RMO へと発展させる取組をさらに推奨することや、既存の RMO に「教育部会」を設置すること等により社会教育機能の充実・拡大を図ること、RMO と社会教育が別の団体で実施されている場合は組織を統合するなど、地域の自主性にも配慮しつつ、双方向の連携を一層強化することが求められる。

④ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO 法人・民間企業等

- 地域における社会教育の担い手としては、地域づくり活動の分野などで広がりを見せている NPO 法人（特定非営利活動法人）等の関係団体も挙げられる。こうした NPO 法人等の活動の中には、ウェルビーイングの重要な要素である社会的な良好な状態の実現に資するものも多い。こうした団体の目的や理念等が尊重されるべきことは言うまでもないが、その専門性の高さや行政サービスが届かない分野における丁寧な取組により、行政との相互補完の役割を果たしていることも踏まえた上で、これまで以上に連携を強化していく必要がある。
- 地域に関連する NPO 法人等の担当者等による社会教育士の取得を促進することは、社会教育行政との連携を強化したり、他の社会教育士とのネットワークを強化したりすることにつながり、活動の質的・量的な充実に資することが期待される。
- 一方で、行政と連携する場面等において、「NPO 法人は無報酬のボランティア団体である」との誤解がみられるとの指摘もあるが、その専門性を適切に評価し、活動を持続するためにも適正な対価を得ることが必要であるという認識が広まっていくことが重要である。
- NPO 法人等が継続的に人材を確保・育成していくためにも、行政からの業務の受託や協定の締結を行う際に、NPO 法人等の人件費や運営費が適切に積算されるようにすることなど、活動の持続に資する対応を、個々の地域ごとの実情に応じた適切な形で実施していくことが求められる。
- また、NPO 法人等の関係団体と、行政・企業・支援者の間に立ち、情報・資金・人材・場所などの資源を仲介・提供し、活動の円滑化や団体の育成を支援する「中間支援機能」やその役割を果たす「中間支援組織」も、NPO 法人等の活動を円滑かつ持続的に行えるようにする上で極めて重要である。

(3) 今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

① 首長部局(地域づくり、福祉、防災、多文化共生等)

- 地域づくり、福祉、防災、多文化共生等の分野においては、地域住民同士のつながりや相互理解、主体的な参画が施策の実効性を左右する重要な要素となっている。そのため、首長部局が進める各種施策についても、社会教育の視点を取り入れながら推進していくことが重要である。
- 例えば、地域づくりの分野においても、住民が地域課題を自分事として捉え、多様な主体と協働しながら活動することが求められている。こうした取組を進める上では、地域住民の主体性や当事者意識を育む社会教育の役割が重要となる。

- また、福祉分野においても、高齢者や障害者、外国人等を含む多様な住民が地域社会とのつながりを持ち続けるためには、交流や学びの機会を充実させていくことが重要である。さらに、防災分野においては、平時からの地域住民同士の関係づくりや学び合いが、災害時の共助体制の基盤となる。
- 特に、地方では、若者の都市部への流出が課題であることから、地方自治体の産業振興部局と社会教育の担当部局が連携して、子供や若者が地域の企業やそこで働く人々と関わることを通じて、地域産業に関する理解を深めたり、地域への愛着や誇りを持てるようにしたりすることにより、若い世代の地元への定着を促し、地域社会の担い手を増やしていくことにつながると考えられる。
- また、文化、スポーツの分野の事務については、首長部局が所管していることもあるが、その取組が社会教育の要素を持っていたり、活動の場として公民館等の社会教育施設が利用されたりすることも想定される。こうした関連性も踏まえ、教育委員会と首長部局において、より充実した取組の実現に向けた連携・協力を行うことが重要となる。
- こうしたことを踏まえれば、教育委員会と首長部局が連携し、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材が、各分野の施策形成や実践の場に積極的に関わることを通じて、地域コミュニティを基盤とした施策の推進を図ることが期待される。そのためにも、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材の配置を促進することが重要となる。

② 社会福祉法人等

- 人口減少や高齢化が進行する中、社会福祉法人をはじめとする地域課題に密着した活動を継続的に行っている団体は、持続可能な地域コミュニティの形成においてその役割が増しており、地域住民の日常生活を支える重要な主体の一つとなっている。
- 社会福祉法人等は、高齢者、障害者、生活困窮者等が地域社会の一員として自立した日常生活を営むために必要な健康増進等に関する支援だけでなく、地域共生社会の実現に向けた公益的な取組の一環として、地域住民との交流や居場所づくり、学びの機会の提供等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献していくことが期待されている。
- 例えば、障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等においては、障害者の余暇や生涯学習の支援のために、公民館等の社会教育施設と連携し、社会教育を通じた共生社会に向けた学びの機会の充実に貢献していくことが期待されている。
- このため、こうした団体等と地域の社会教育施設、社会福祉協議会、NPO、自治体等が連携・協働し、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することで、多様な住民が支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現につながることが期待される。

③ 上記以外の NPO 法人・民間企業

- 地域社会における課題が多様化・複雑化していること等を踏まえれば、これまで社会教育との関わりが必ずしも強くなかった NPO 法人や民間企業についても、地域コミュニティを支え、地域に対する誇りを育む新たな担い手となっていくことが期待される。特に、地域住民との接点を有する企業や、多様な社会課題に取り組む NPO 法人等が、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することにより、人と人とのつながりづくりや地域課題の解決につながることを期待される。
- 民間企業においては、地域貢献活動や CSR¹¹活動にとどまらず、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる CSV¹²活動が広がっている。例えば、商業施設、金融機関、交通事業者、通信事業者をはじめとした多様な民間事業者等、地域住民の日常生活と密接に関わる主体が、学びや交流の場づくりといった地域活動に社会教育の一環として取り組むことは、そうした活動の質を高めることに加え、働く世代や若い世代に対する社会教育の裾野を広げる観点からも重要である。
- また、NPO 法人や民間企業は、行政とは異なる柔軟性や専門性、機動力を有しており、地域課題に対して先駆的・実践的な取組を展開している例も多い。こうした主体と社会教育の関係者や関係機関等が連携・協働することで、多様な住民の参画を促し、地域における新たな学びや活動の機会を創出していくことが期待される。
- その際、社会教育士をはじめとする社会教育人材が、NPO 法人や民間企業と地域住民、行政等との橋渡し役となり、多様な主体による協働を支えていくことが重要である。

¹¹ CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、企業が法令遵守や利益の追求にとどまらず、環境保全、人権尊重、地域貢献、適正な労働慣行などに配慮しながら、社会の持続可能な発展に貢献する責任を果たす考え方をいう

¹² CSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）**とは、企業が社会課題の解決に取り組むことを通じて、新たな事業機会や競争力を生み出し、企業価値と社会的価値を同時に向上させる経営の考え方をいう。単なる社会貢献活動（CSR）にとどまらず、本業を通じて持続的な成長と社会の発展の両立を目指す点に特徴がある。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1)国

- 各地方公共団体や地域において、社会教育人材を中核とした社会教育の推進体制の整備が円滑に進むよう、国として必要な措置を講ずることが期待される。具体的には、社会教育士の資質向上のため、取得後もその専門性をより高めていけるよう研修等の機会の確保を図るとともに、登録や抹消等が円滑に行える組織体制を整えることが考えられる。また、国において、都道府県等における社会教育人材ネットワークの整備を優良事例の共有等により支援する役割を果たすことが期待される。その際、例えば、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの在り方を見直し、機能を抜本的に強化していくことを検討することなども考えられる。
- 社会教育活動を推進する優れた企業（例えば、商業施設内において行う特徴的な取組や、基金等を通じた社会教育活動への継続的支援の取組等）を国が表彰するなどして、民間事業者に社会教育への関心や参画を高めていくことも考えられる。
- 社会教育の裾野を拡大していくため、各地方公共団体において取り組む際のモデルとなる導入的講習を開発・提供するなど、社会教育の裾野が拡大するような環境づくりを推進していくことも重要である。
- 国においても、関係省庁間でコミュニティ施策に関する連携を図り、社会教育の必要性や有用性に関する認識を共有するとともに、多様な分野で活躍する者に講習の受講や社会教育人材ネットワークへの参加を促したり、様々な施策の予算に関して政策分野横断的な視点から必要な予算を確保したりしていくことも重要である。
- また、大学等の研究機関とも連携を図り、社会教育に関する研究機能を高め、その成果を地域社会の様々な活動に還元できるような方策を検討することも重要である。
- 社会教育を地域コミュニティ政策の基礎として位置づけていくためにも、社会教育政策の有効性を示すデータの提示や予算の確保が重要である。
- 社会教育士は、一般的にはまだ認知がそれほど進んでおらず、社会教育に関する専門性や活動に対する信頼性を示すものであることが認識されていなかったり、社会教育士を有することがどのように実際の活動を進める上で有効なのか、更には自らのキャリア形成においてどのような役割を果たしうるのかといったイメージがつかみにくかったりするのが現状である。また、これらに関する具体的な活躍事例の蓄積も未だ不十分であるため、制度の周知と併せて活躍事例の収集・展開を進めることが必要である。
- 社会教育士に関しては、社会教育主事の任用の要件としての役割だけでなく、より広い分野や職種においてその専門性の活用が進むことが望まれる。このため、行政・NPO・民間企業等においてその有用性が評価され、さらには採用等の場面でも社会教育士を有することがより広く評価されるようになることが、活躍機会の拡大の一環として期待される。この点について経済界の理解を得るよう努めたり、好事例の収集・展開などを進めたりしていくことが重要である。

(2)地方公共団体

- 地方行政の現場では、各地方公共団体における行財政資源の制約により、社会教育行政の予算や人員が縮小されたり、社会教育主事の配置がなされなくなったりするケースもみられ、結果として、社会教育の関連事業が減少したり、様々な分野との連携が十分に図られなくなったりして、社会教育がその役割を十分に果たせない状況が生じているのではないかと課題も指摘されている。
- 各地方公共団体においては、社会教育が地域コミュニティの形成等を通じて他の行政分野の施策の円滑な実施にも資するものであること等も踏まえながら、社会教育の中核的な役割を担う「地域全体の学びのオーガナイザー」として社会教育主事の配置・活用を進めることが重要である。このため都道府県においては、域内に未配置の市町村がある場合には、配置の有用性について理解を得ながら配置促進を図るべきである。
- また、社会教育主事の配置のみならず、社会教育を担当する部署の職員のスキルアップや施策の推進力向上も期待される。
- さらに、今後の社会教育の推進役となる社会教育人材の活躍促進を図るためにも、社会教育人材ネットワークの構築を各地方公共団体における社会教育行政の一環として位置づけ、広域性を有する都道府県等がその中心的な役割を果たしながら、これを推進するべきである。さらに、こうしたネットワークも活用しながら、社会教育士の取得後の継続的な研修等の学びの機会の提供に関し、都道府県は主導的な役割を果たし、基礎自治体と連携しながらこれを進めていくことが期待される。
- 地域づくり活動の分野などにおいてそれぞれの強みを発揮しながら社会教育を担っている民間企業や NPO 等とこれまで以上に連携関係を強化していくことも求められる。
- 各地方公共団体における社会教育行政の推進においては、社会教育を総合教育会議の議題とするなど、首長部局との連携をより積極的に図るべきである。その際、地域課題の解決に向けた社会教育の有用性や必要性に関して首長の理解を得るよう努めることが重要である。

中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会（第 1～18 回）

における主な意見（下線部は特別部会第 18 回における意見）

（社会教育全体、地域コミュニティにおける社会教育について）

生涯学習分科会

- 諮問の背景として、第 4 期教育振興基本計画に新たな教育の役割と社会教育の定義が示されたことが大きい。現行法で学校教育以外の組織的な教育活動とされている社会教育は、「学び」を通じた人々の関わりやつながりを作っていく、地域コミュニティの人的な基盤を作っていくものであるとされている。臨時教育審議会の最終答申では、いわゆる学歴社会から学習社会への転換が示されたものの、生涯学習の推進は個人の問題とされたのではないか。今回の新たな社会の在り方を考える上で、社会教育が捉え直されたのは、個人のウェルビーイングは生涯学習で考え、それを保障するための社会・環境のウェルビーイングを社会教育が担い、互いに高め合う好循環がつけられる社会を考えていくという構造ではないか。社会教育人材部会では、この社会教育の担い手として、社会教育主事や社会教育士を社会に実装、展開していく新たな方向性が示された。
- 超少子化社会や地域コミュニティの希薄化といった社会課題は、20 年前から文部科学省の様々な報告書に記載され、国民の実感としても危機意識がある。社会教育主事や社会教育士が、社会教育の観点から行政の縦割り機構の横串を通していく上で、目詰まりは何か検討が必要。また、社会教育という概念が国民や自治体職員にも十分に浸透していないのではないかという懸念がある。これらの課題を顕在化させ、目詰まりをどう取るのかの議論が、必要な施策や提言につながるのではないか。
- 社会教育は地域コミュニティにおけるセーフティネットとして、災害や様々な課題に即応できる仕組みづくりも可能なノンフォーマルな学びであり、学びの場や機会の提供が極めて重要。旧来の社会教育施設だけではなく、例えば空き家などを活用し、地域の多様なニーズに即座に対応できるようなプログラムを考えて、まちづくりに貢献するような活動を普及するための工夫についても議論してほしい。
- 近年地域に貢献したいという意識の高い人が増えているが、子供が地域イベントでボランティア活動をした場合に教員の引率が必要となると、休暇期間中などは働き方改革の観点もあり難しい。社会教育士のような方が、子供の引率など、従来の教員に替わるような活動も担い、子供や若者が地域のまちづくりに貢献できる仕組みづくりを議論すべき。
- 社会教育を振興するうえで、学びたくなるような空間・魅力的な場、デジタル環境の駆使による時間の融通が利くような工夫、社会教育人材による人と人をつなぐコーディネート力、社会教育人材の学校への配置を通じた社会教育と学校・地域コミュニティとの連携が重要。若い世代が基盤となって、学ぶ喜びを共有する地域コミュニティを育んでいく視点が重要。
- 社会教育が、教養的な内容だけではなく、関係部局での計画も踏まえ、防災やまちづくり

などを学ぶものへと広がり、社会で学ぶ意識が高まっている。さらに社会全体で子供を育て、自分も成長するという意識が高くなっている。地域で学ぶことで社会への貢献意識も高くなり、広い意味での社会教育が今後も展開されることに期待。

○地域コミュニティの基盤を支える社会教育というのは、まさに社会教育の実践と研究の本道であり、環境問題、高齢者、子育て、男女平等、共生社会など幅広いテーマが存在するが、人口問題が1つのポイント。IターンやUターンは、単に仕事だけではなく、自分がやりたいことを共に考えてくれる住民の存在が条件になっている。また、地域の基盤を支える人口が減らないようにするためには、高校生に対して自分の住む地域の経済循環を学んでもらい、地域の可能性に気がついてもらうことが重要。

○第4期教育振興基本計画の柱の1つとして日本社会に根差したウェルビーイングの実現が掲げられているが、社会教育の現場の受け止めには温度差があり、それぞれの地域の価値観を考えることができる場が求められている。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第1回】

○従来、社会教育に関しては、政策、行政、施設、実践論等はあったものの、担い手論が十分ではなかったのではないかと。今回の諮問においては、担い手論から社会教育の在り方を見直していくという方向性も示されており、議論を通じ、新しい社会教育の姿を模索することを期待。

○目標達成の社会から、プロセスを重視する社会へと変わってきた中、人が幸せを感じるのはプライドや当事者性、自己有用感が尊重されながら生活をプロセスとして持続していくことであり、これが行政的にも支えられていくことが求められている。社会教育は、自治の基盤を耕し形成する営みであり、一人一人が主役として活躍できるような社会の基盤をどのように整備していくのか等の観点から社会教育について議論することを期待。

○地域振興とは、地域で暮らすために地域課題を解決することと、地域で生きていくために世代を紡ぐこと。その実現手法の一つとして社会教育があり、継続性・発展性があること、人に焦点を当てた振興策であることが有用。

○地域づくりとは、人口減少下においても地域でウェルビーイングを追求する枠組みだと考える。その実践は、人材創生、コミュニティ創生、しごと創生の三者の一体的・内発的発展である。公民館活動が活発な地域と地域運営組織（RMO）が活発な地域は相関していると感じており、社会教育の人材創生は、コミュニティ創生につながっている。しごと創生とどのように結びつけるかが重要。

○公正で民主的な社会とは、ハード、ソフトの資源を相互に分配し合うことにより、誰もがありのままの自分を認め、そして他者や社会に対して基本的信頼を持ち、自分も社会の中で何かができる、希望を持っていいと思える温かでウェルビーイングを保障する社会だと考える。社会教育は、こうした公正で民主的な社会の形成の基盤となる非常に重要なもの。

○地域が自ら立ち上がり、環境を良くしたり人づくりの活動をしたりするには、地域の担い手不足が課題。社会教育の分野、活動、人材は、地域コミュニティの補強に期待が持てる

ものであり、市長部局と教育委員会の垣根を越えた人づくりや活動づくりができるの良いのではないかと。

- 社会教育は、その枠組みや実態が自治体ごとに大きく異なっている現状を前提に、今後の社会教育の方向性を模索することが必要。これまでの議論では、社会教育よりも社会教育的かどうか重要になると捉えている。その意味で、社会教育主事や社会教育行政の枠組みを維持している自治体を応援しつつ、社会教育士の枠組みのように、社会教育的なものを人がつなぐモデルも重要。
- 学校教育を良くするためにも、地域の基盤を支える社会教育は重要。
- 社会教育は定義が多様であり、行政内部での社会教育行政の位置づけや、民間同士でもどこでどんな人が活躍しているのか、どんな地域課題を捉えているのかというところが、まだまだ分かりにくいと感じている。
- 地域課題の解決に資するような新たな社会教育、公民館の事業が展開できないか。

【第2回】

- ウェルビーイング社会の実現のためには、個人の多様性を尊重しつつも、他者や社会のために何ができるかを考えることや、他者に対する寛容な視点を持つことが重要。社会教育は「場のウェルビーイング」に向かって、共有意識や信頼関係を醸成し、人々を繋ぐ役割を持っている。社会教育を通じて、教育現場での場のウェルビーイングを含め、様々な形で地域のウェルビーイングが充実するのではないかと。
- 地域住民の満足度や幸福度は、コミュニティに参加し、活動することによって向上していると考えられ、そこに社会教育的な考え方や運用が不可欠。また、公民館は、地域住民が自ら決定して実践する組織であり、地域自治の実践の場として有効な組織。社会教育をコミュニティ政策の基礎として位置付ける視点も重要。
- 多様性を考える上では、外国人やひとり親といったマイノリティの人々だけではなく、今後増えていくと予想される単身世帯も含め、「場」を開き、ウェルビーイングにつなげていく必要がある。人権教育だけではなく、地域の個々人の暮らしぶりを互いに共有し、相互理解を深めることが、地域の課題設定のファーストステップとして重要。
- 地域コミュニティの基盤としての人々の関わり合いや、人々の存在そのものをどう捉えるかといった論点から、社会をどう捉えるのかにつなげるような議論をしていく中で、新しい社会教育の在り方が見えてくるのではないかと。
- 現代社会では人とのつながりが希薄化しているが、本来、人は人との関係の中で生きていかざるを得ないという原点に立ち返る必要があるのではないかと。目の前にいる又は自分と似たような他者だけではなく、少し距離のある他者の存在にも思いを馳せ、自らの人生にどう取り込んでいくことができるのかという感性を育むことは、ウェルビーイングの根幹にある。防災や地域福祉をはじめ、多様な他者が互いに支え合いながら一つのコミュニティを形成してきた地域社会は、それらの実践の場だと考えられる。
- 社会教育は、サービスで消費されるようなものではなく、多様な価値観の中で、将来に向けてお互いに信じて任せることができるような関係性を作り出すこと、またそのような

人々を育成していくことと関わっているのではないか。

- 多様性に富んだ地域においては、様々な立場の他者の考え方に耳を傾け、相手の心をケアできる精神を育てていくことが重要であり、そのために社会教育の中に対話の場を増やしていくようなアプローチも必要ではないか。
- 地域のウェルビーイングを実現するためには、多様な全ての人々が活躍できるような地域づくりが重要であり、社会教育を通じた対話と想像力を働かせることが必要。
- 生涯学び続け、成長していく自分を追求していくこと、またそれを支える地域や学びの場が保障されていることは重要であり、ウェルビーイングの不可欠な要素。住民の多様なニーズに応え、学びたいことが身の回りに沢山ある環境を整えることは、地方自治体の役割である。その際、誰一人取り残さないという観点では、障害者、外国人という視点に加え、居住地や置かれた環境による不利をどのように克服するか、という点も重要。
- 公正で民主的な社会を形成するためには行政のボトムアップ（経済的、物的な基盤整備に加え、公正の価値を普及するソフトな基盤整備）と再分配が必要であり、人権の尊重を行政が下支えする意味で社会教育を行政としても振興すべきではないか。
- 地域コミュニティ政策における合意形成においては、対話のプロセスを通じた納得を引き出すことが重要であり、社会教育の考え方が有効である。社会教育と地域コミュニティ政策の境界は曖昧であり、両者を広く捉える考え方が必要。
- 社会教育施設が首長部局所管のコミュニティセンター化する流れがあるが、社会教育の観点が地域コミュニティ政策から失われると、人づくりの側面で弊害が現れていると聞く。多様な人が学び続けながら、その成果を地域に還元する方策について検討することも必要。
- 子供に関することについては地域住民の興味・関心や協力意識は高い。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、大人の学び場や地域の対話の場として機能させることは、社会教育を推進する方策として有用であり、地域コミュニティの基盤強化にもつながるのではないか。
- 都市部にあっても、地域主体のまちづくりを推進する一方で、地域コミュニティの衰退は顕著であり、地域防災、子どもの居場所、障害者、外国人など、多くの地域課題を解決し、多様性と共生社会を実現していくことが必要。社会教育分野や社会教育施設は、人々が、互いに「学びあう」、「対話する」、「つながる」という場面で水平の関係性を持つことができ、学校、地域、コミュニティ、ひいては社会と繋がらない、繋がりにくい人と関係を繋ぐ大きな可能性を持っている。

【第3回】

- 地域づくりにおいては、早急な課題解決を目指すのではなく、課題解決に至るまでの試行錯誤の時間を投資と捉え、住民が主体的に参画できるようになるためのプロセスを重視することが重要。社会教育においてもこうした考え方を担保することが求められる。
- 地域づくりには、公民館などの物的な場所も含め、多世代の地域住民、移住者、関係人口などの多様な主体が地域内で混ざりあう場をつくる必要がある。
- 地域づくりを行政がサービスとして提供してしまうと、住民が受け手となり、地域や生活

に対する主体性を次第に失っていく例もみられる。住民の生きる意欲や地域への誇りは、人々の関わりやつながりの中で育まれるものであり、人々がそうした関係をつくるための基盤としての土壌を耕しておくのが社会教育ではないか。

- 地域づくりに行政としてどのように取り組むのか、首長の方針による部分も多いことから、まずは首長が社会教育人材を活用した地域づくりをしようとする仕掛けづくりをするとともに、首長部局の担当部局が社会教育人材と連携して地域づくりを進める仕組みの構築が重要。
- 自ら地域づくりの計画を決定しようとする首長と、首長による決定を望む住民との間では、時間をかけた対話が生じない場合も多いが、住民の納得が得られる地域づくりに向けた対話の機会を設けるよう、首長が意識を変えていくことも必要。
- 地域づくりにおいては、各地域が自発的に仕掛けを作ることができるような空気感の醸成が首長には求められるのではないか。
- 自治体の社会教育担当部局は、現在本部会で議論している地域づくり、ウェルビーイング、共生社会といった社会教育に通ずる大きな理念とは異なる社会教育観の下、事業を運営しているように思われる。社会教育に具体的にどのような役割があるのか、自治体に即した表現で言語化していく必要があるのではないか。
- 地域づくりや共生社会、ウェルビーイングの実現は、社会教育行政固有の目標ではないことから、社会教育の「学び」にこそできることを意識しながら仕掛け作りを考えていく必要があるのではないか。
- 各地域の地域活動について情報共有ができるプラットフォームづくりが必要ではないか。

【第4回】

- 地域コミュニティに資する社会教育が目指される中で、学習やその支援が地域づくりのための手段として位置付くことをどう考えるか。また、社会教育以外の領域でも地域づくりが目指される中で、社会教育にこそできる地域づくりのアプローチは何かを考える必要があるのではないか。

【第5回】

- 社会教育は地域コミュニティに「楽しさ」をもたらすものであり、様々な地域コミュニティ政策を地域に定着させることにも寄与するのではないか。
- 社会教育人材が地域づくりに有用な人材であることを首長部局に理解してもらうためには、まず、教育委員会において、学校と地域の連携や子供に対する支援等に積極的に活用していくことも重要。
- 社会教育には、自分の学びたいことを安心して自由に学ぶことができる土台があった上で、つながりづくりやウェルビーイングの実現、社会課題の解決につながっていく、という考えも必要ではないか。
- 文化・スポーツに関する事務を首長部局に移管した自治体において、首長部局側が社会教育的な要素をどのように捉えるのか、という視点も重要ではないか。

○地域コミュニティづくりに携わっている者に向けて、社会教育の魅力や概念について、積極的に発信することも重要ではないか。

【第6回】

○現在議論している社会教育の概念は、首長部局で取組んでいるまちづくり、地域づくり、ウェルビーイングなどの施策と極めて近い印象。社会教育についての議論が矮小化したものにならないよう、今の時代の地域で起こっていることをベースに考えることが必要。

【第17回】

○地域コミュニティの「機能低下」、「当事者意識の低下」、および「家庭の教育機能の低下」といった表現については、過去の地域コミュニティ等が必ずしも肯定的な側面だけを有していたわけではないことや、現代における人権意識の向上、多様性や共働き家庭への配慮といった観点も踏まえ、表現のあり方を検討する必要があるのではないか。

○今後の社会教育の在り方に関する研修・議論にあたっては、教育委員会と首長部局が一緒に取り組んでいくことが重要であるため、事業の実践の場では、そういった機会を作っていけるとよいのではないか。

○人づくり、つながりづくり、地域づくりという観点から、社会教育と学校教育が密接になっていると感じている。ぜひ探究のことも含めながら、社会教育活動推進員の方達が社会教育士の称号取得をしやすいような方向性を教育委員会が作るような文言も入れていただくとよいのではないか。

○全ての人々が自ら学びながら役割を果たし、助け合う関係をつくりながら社会基盤を作ることが改めて求められてきている中で、社会教育が捉え返しをされてきている。社会教育は、社会の基盤である人々の関わりやつながりをつくっていくための土壌を耕しておくものであることを、改めて今日確認ができたのではないか。

○社会教育の実践がフィードバックされ、研究者による研究成果をまた現場に返していくといった、大学における社会教育研究との往還関係を形成することを、答申の中にも反映し、新しい社会構想につなげていくような流れを作れるといいのではないか。

○昨今の国際情勢は不安定であり、国家間の関係にも変化が生じ、多くの人々に頻発する災害と同様に不安感を与えていることを踏まえ、本当に厳しい状況を加えておくことが日本の社会教育を考えることにおいても必要ではないか。

○「AIの普及の状況が、私たちの日常生活に与える影響」についても、学校教育と同様に重要な課題として位置づけておく必要があるのではないか。

○答申は中長期的な視点に立ち、推進体制や研修の在り方も考えている必要がある。その際には社会教育実践研究センターが非常に重要な役割を果たしていくため、その体制をどう強化するのかということも考える必要があるのではないか。

（社会教育人材について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第1回】

- 社会教育には人々の社会参加が必要であるため、社会参加に困難を抱える人々の声を酌み取り、全ての人々をエンパワーメントしながら声を流通させることや、一定の専門性を持ち、地域づくりに向けて人々の声をコーディネート、ファシリテートできる者の存在が重要。
- 社会教育人材とは、人々が活動に参画することを促し、その人がいることによって活動が活性化する触媒のような役割を担っているのではないかと。子供の頃から社会教育の楽しみを知り、将来社会教育に関わりたいと思うような人材を育てて行く道筋をつくれると良いのではないかと。
- サイレントマジョリティ、サイレントマイノリティの人々と地域コミュニティの接点をつくるには、当事者意識や主体形成が難しい場合もあり、社会教育人材に、ファシリテーションも含めてのプロモーターの役割も発揮して欲しい。
- 社会教育主事、社会教育士を前提としながらも、同様の力を持つ人材を広く育成していくような方法も検討すべき。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、地域コミュニティの基盤をつくる機能を果たしており、その一体的推進を図るために社会教育人材が必要。
- 地域によっては、学校と地域の協働を担うコーディネーターになる人材が育っていない、学校と地域側のミスマッチが起きているという課題があり、社会教育の領域で地域学校協働活動を推進できる人材の育成をさらに推進していくことが必要。
- 地域と学校の協働については、地域側と学校側に温度差がある場合が多い。教員が社会教育の視点を学ぶのか、社会教育士が地域と学校の協働に更に活躍できるような位置付けを高めていくのか、教員の負担感にも留意しながら、どのように地域と学校をつないでいくか議論していくことが必要。
- 社会教育に関する人材を育てていくというよりも、実際に社会で活躍している人材が社会教育を学びながら社会教育の分野を広げる担い手となっていくという考え方ではないかと。また、外国人住民と地域、地域住民のつなぎ手という視点も重要。

【第2回】

- 社会教育をコミュニティ政策の基礎として位置付けるという視点が必要であり、その意味で社会教育人材は首長部局の職員も含め行政にとっても有益な人材。社会教育主事講習へアクセスしやすい環境を整え、参加者を増やしていくことが必要。
- 持続的なウェルビーイングの場づくりには多様性が重要。多様な地域住民が他者を尊重しつつ、一人一人が力を発揮し、地域のウェルビーイングな社会を共につくっていくよう、社会教育の担い手は人権の視点を持つことが重要。
- 社会教育人材には、専門性のある者を繋ぐだけではなく、地域にとって実際にどのような学びが必要なのかということを理解しておくことが求められる。

- 社会教育人材には、ウェルビーイングの実現や地域づくりといった社会教育の効能や成果を意識して合理的に支援・関与する仕掛け人としての専門性と、成果にとらわれず活動のプロセスそのものの楽しさや居場所としての組織や場づくりを促す人としての側面の両方の両立にこそ専門性が求められる。
- まちづくりを行うにあたり、行政や社会教育人材が中心になって、関係者のつながりを作り対話の場を設けることで、より社会教育活動や地域活動が活性化する。そうしたつながりや対話の場で、それぞれの活動や地域の現状を共有し合うことで、より包括的なまちづくりや地域福祉にも結び付くのではないか。対話の場への参画のきっかけづくりを担う人々として、社会教育人材は今後一層重要。
- 人や組織を育て、地域の内発的発展を支えるというコーディネート機能は、活動が見えづらく政策評価に馴染みにくい。社会教育人材の重要性を打ち出し、行政が支えるためには、活動の見える化や、どのような視点で政策評価するのかを検討する必要がある。

【第3回】

- 地域づくりの実践を支えるプロセス・マネージャーに期待される性格の一つとして、解法探求型人材であることが重要。時と場所によって異なる地域の課題に対する解答そのものを探求するのではなく、解法を身に付けることが求められており、社会教育人材の一つのポイントではないか。
- 社会教育人材が地域コーディネーターとして地域資源を掘り起こして学校とつなぎ、多様な人々や団体もつなぐことが、子供たちの学びの充実のためにも求められている。
- 特に市町村の社会教育主事の配置率は低い水準が続いているが、社会教育主事がプライドを持って様々な活動に取り組めるよう、地域の社会教育士や民間・NPOで活動する者など、多様な主体と連携して活動できるような仕組みを検討することも必要ではないか。
- 最初から地域づくりなどの公共性のある目的を掲げた場づくりや学びではなく、遊び、居場所、余暇といったものに住民が関わる中で、結果として無意識に地域づくりに貢献していくような仕掛け作りが重要であり、そこに社会教育人材の専門性があるのではないか。
- 地域活動の重要性を社会教育の観点から論理的に説明できる人材として、行政が各地域や学校に社会教育士を配置するような取組も有効ではないか。
- 学校と地域の連携の観点から、地域づくりの支援ができる人材を段階的に育成するとともに、社会教育行政において、社会教育主事や社会教育士が統括的な位置付けで各地域の伴走支援を行う仕組みも必要ではないか。
- 社会教育人材は人の暮らしと生活の基盤を支えるヒューマンインフラストラクチャーであり、従来の無意識の固定概念にとらわれず、今どのような人材が必要なのか、多様な人々に寄り添うためには何が必要なのかを人権の観点も含めて考えていくことが重要ではないか。
- 地域づくりを考えるにあたっては、現在の地域の問題を今一度見つめ直し、複雑な状況を踏まえた上で取り組むことが重要であり、そのための本音を出しあえる場づくりに社会教育人材の専門性が役立つのではないか。

- 地域づくりのプロセス・マネージャー型人材として、NPO などの中間支援組織が重要だとされているが、まずは自治体としてどうしたいのかについての議論をきちんとしていくことが必要。
- 地域づくりの専門型人材については、各省庁の政策の中で既に様々なコーディネーターが存在しており、これらが相互乗り入れできる条件があるのか。地域人材政策の横割り化を意識した政策を検討することが必要ではないか。

【第4回】

- 年齢や役職に応じて社会教育主事の活躍の在り方が変化することから、地域において求められる役割を踏まえた発令要件の設定や、社会教育主事の成長を支えるキャリアデザインが必要ではないか。
- 特に市町村において、教育専門職としての社会教育主事を孤独にせずチームで活動できるよう、社会教育主事補を含めた複数配置や、相談役となる社会教育主事経験者の活用が必要ではないか。
- これからの社会教育主事には、自ら変化をけん引する存在ではなく、その人がいることで地域の新たな活動が始めやすくなるような存在であることが求められているのではないか。
- 社会教育主事の役割として、例えば
 - 社会教育計画を策定する際、専門性を発揮し、社会教育委員とともに関与すること
 - 首長部局の協働領域において、社会教育主事が求めに応じて指導・助言できること
 - 自治体内の社会教育士のつながりを構築し、コーディネーター、ファシリテーターの役割を担うことなどが明確になるとよいのではないか。
- 社会教育士のネットワーク形成に資するよう、全国のどこにどのような社会教育士がいるのかを一覧化したデータベースが整備されるとよいのではないか。
- 現在の社会教育主事講習は、行政の専門職の育成を前提としたカリキュラムとなっているため、社会教育士を目指す新たな受講者層のニーズと講習内容のミスマッチが生じやすく、様々な分野での活躍を念頭に置いた社会教育の裾野の拡大に対応しきれていないという課題がある。

社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容（1階）を土台に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する学びは必要。

さらに、社会教育士を取得した上で、例えば「子ども・若者の学習支援」や「地域と学校の協働」「障害のある人の学習支援」等の分野に特化した専門性のある学びの機会もオプションとして考えられるのではないか。
- 社会教育士の活躍を念頭に、社会教育の裾野の拡大を強調し社会教育行政を積極的に再編していく方向性が、社会教育主事制度を中心とした伝統的な社会教育行政の枠組みの解

体につながらないように留意する必要がある。

- 社会教育主事講習の受講者を広げるためには、働きながら受講できるよう、短期間の集中的な講座に加え、休日・夜間に受講できる機関の拡大に向けた支援が必要。
- 社会教育主事は任用資格であり発令によってなる職であることを踏まえると、社会教育士を取得して社会教育に関する一定の理解を持つ人々が、様々な立場で同じような方向を見ながら活躍できる環境があると良いのではないか。
- 社会教育の重要性の高まりは実感しているものの、社会教育主事必置の課題は、首長部局にも異動可能な職員として人事をする場合、社会主事講習の受講負担が大きく継続的に資格保有者を育成することが困難であること。例えば、社会教育士を有する外部人材を、任期付きで社会教育主事として任用するといった手法なども考えられるのではないか。
- 社会教育主事や社会教育士が、行政や地域において複数で民主的に活躍できる場を首長部局側もつくることで、その有用性や価値を高めることができるのではないか。
- 首長部局において既に各分野の専門性を有している人々が、社会教育主事講習を受講できる機会をいかに広げていくかも重要。
- 子供たちが自身の生き方を見つけていく上では、学校外で地域の多様な人々と交流しながら学ぶことが重要であり、社会教育主事や社会教育士には、学校と学校外の体験、活動の場を橋渡しし連携させる役割を期待。
- 地域学校協働活動に関わる人材が社会教育に関する知見を有していると、学校と地域がより効果的に連携できている。社会教育主事講習を受講しやすくすることで、社会教育士を有する学校教員や地域のコーディネーターを増やし、社会教育主事が地域の社会教育人材をネットワーク化する要となる必要がある。
- 社会教育主事講習を修了した後、さらに実践的な学びを積み重ねることができるよう、行政や民間において行われる講座等を受講しやすくなるような仕組みを検討してはどうか。
- 社会教育の考え方や手法が浸透することで、マイノリティと位置づけられがちな人々の活躍の機会を地域社会に創出することができるのではないか。
- 教育委員会に置かれる社会教育主事が一般行政や社会教育士と連携し、地域住民が自治を展開していくという社会の在り方を考え、その自治の基盤の上で行政の効率化が進めば、社会教育主事は引き続き重要な役割を果たすと考えられる。
- 社会教育が自治体によって多様な中、社会教育主事が必置であることによって守られてきたものは大きく、社会教育主事講習が設けられていることも含め、改めて意義を考えていく必要がある。

【第5回】

- 社会教育は共生社会の実現に向けて、民主的で公正な社会をつくるための基盤であり、社会教育人材はそうした社会をつくるうえでの中心となる人々といえることから、人材確保のための支援策を検討していくことが重要。
- 社会教育士に専門性に応じた種類を設けることや、自治体の行政部局以外の公的な機関での採用を促進するなどの方法も、こども・若者の育成支援に携わる社会教育人材確保の方

策として有用ではないか。

- 社会教育主事が現場経験で身に付けたスキルが可視化され、豊富な経験を持った者が新しい社会教育人材を支えるといった関係性が構築されるとよいのではないか。
- 地域全体の社会教育行政を推進する役割の形骸化につながらないように留意しつつ、社会教育主事が地域全体の学びのオーガナイザーとして活躍する配置の在り方について、より多様なモデルを示すことも重要ではないか。
- 地域コミュニティの基盤の再構築のためには、各自治体への社会教育主事の配置や派遣が必要だと考えるが、教員が不足している現在の状況においては、学校籍ではない者を社会教育主事に任用することを前提に、その養成についても検討すべきではないか。
- 地域おこし協力隊や集落支援員など、他省庁も含めた既存の制度の活用などにより、福祉、防災、地域づくりや地域生活支援など、様々な場で社会教育士が活躍するというモデルを作ることができるのではないか。
- ライフステージの各段階において、社会教育に参画することで、自治を営む力が育まれ、地域コミュニティの形成にも関わると考えられることから、できるだけ切れ面なく社会教育に参画できるような流れを作っていくことが重要。

【第6回】

- 社会教育人材に求められているスキルは、例えば地域おこし協力隊などの地域の支援人材に共通するものであり、将来的には、社会教育士として必要な学習内容（1階）の上に、各省庁の様々なコーディネーター施策に関係する専門的な学習内容（2階）を設けることも考えられるのではないか。

【第9回】

- 社会教育人材には各地域の固有の課題や、優先して取り組むべき課題を分析し、その分析に基づいて情報を収集・活用して解決に導く能力が求められるのではないか。

【第16回】

- 社会教育人材の活用にあたっては、都道府県がネットワークの中心を担い、市町村が地域の実情に応じた講習を企画することが望ましいのではないか。

【第17回】

- 社会教育士・社会教育主事に求められる専門性について、これまで用いられてきたコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力といった表現が独り歩きしているのではないか。コミュニティ形成、PDCAサイクルを回す能力、課題の認識・解決、地域資源を新たに発見する目など、専門性の捉え直しが必要ではないか。
- 社会教育士は、教育政策の動向を伝えられると同時に、多様な存在と価値とを尊重し得るような社会動向を理解し、子供・若者の選択肢の拡大を保障できるといった専門性があってもいいのではないか。

- 強みのある社会教育士、といった打ち出し方をして、この方は図書館に詳しい、学校に詳しい、および若者の居場所に詳しいといった、それぞれの強みを発揮していくようなことを考えてもいいのではないか。
- ファシリテーションという言葉を使うにしても、場を回すといった技術的な部分に収れんせず、社会教育らしい学習のための場をつくっていく上での考え方がしっかりしているかといった点が重要ではないか。
- スキルのみならず、姿勢も大事ではないか。主体性の涵養という主体性の涵養、楽しさの醸成という点に関して、心理学的な基本的欲求を学ぶところから主体形成の社会教育特有の手法について、ケーススタディーも重ねながら主体形成自体を学ぶという機会が重要ではないか。
- 社会教育士と近接する社会福祉士の場合は、地域を見立てて、そこにどんな地域資源があるか評価する一連のアセスメントの手法（コミュニティソーシャルワーク）があるため、そういった手法も有効活用できるのではないか。
- 従来のファシリテーション、コーディネート等も含まれる持続可能な活動体制、あるいは内外にチームを長期的に作っていく観点から、チームビルディング手法というものも今後学ぶべきではないか。
- 地方創生では、地方創生伝道師などが様々な地域を飛び回って、ノウハウの移転・活用がされていることを踏まえ、共通の社会教育士をもう少し表現的にかみ砕いた、なおかつオフィシャルに使えるような地位やステータスがあるといいのではないか。
- 社会教育においても多様な一人一人と向き合っていくという人として、人権感覚や多様性への理解、こども基本法で示された子供たちの権利への認識というところが前提として必要ではないかと思うので、そういった視点も位置づけられるとよい。
- 全国各地で社会教育士の講座が増えていった際に、各大学・各県の特色に応じた強みを打ち出せると、全国で多様な人材が生まれやすくなるのではないか。
- 社会教育士だとキャリアにつながらないというイメージがあったり、専門性や信頼性がまだまだ認知されていなかったりすると感じる場面がある。そういった点がさらに認知されると、大学、企業、NPO、自治体等においても、社会教育士の人をもっと優先的に配置する場面が増えてくるのではないか。
- 社会教育士と教育委員会等の連携にあたっては、役割と責任の明確化が必要ではないか。例えば、何か自治体との受皿の仕組みや、協議体の形成等により、責任、役割等を明瞭にすることについても検討すべきではないか。
- 社会教育が地域コミュニティの基盤を支えるならば、その人材はその地域コミュニティで起こっていることを把握し、傍観者ではなく問題解決をする 1 人として、地域の社会資源とつなげながら、一緒に解決を考える人であってほしい。
- 外国人住民を含め多様な人たちを取り込んだ社会教育が検討される中、国際交流分野で既に専門性を持って活動している人に社会教育士の資格を取る機会が開かれた場合、社会教育と国際交流分野双方にとってメリットになるのではないか。
- 行政関係職員等への研修所として JAMP（市町村アカデミー）と JIAM（全国市町村国際文

化研修所)がありますが、そこで社会教育士の講習が実施できれば、効果的であり全国規模での情報交換、意見交換もできるのではないかと。また、全国をカバーする社会教育士の分野毎の活動リストがあると、公民館などが社会教育事業を企画する際のアドバイス、参考になるのではないかと。

○類似する普及指導員においても課題になったが、つなぎの支援はアウトカム指標としては分かりにくい実情がある。社会教育士の働きというのが、最終的にどういうところにどうつながっていくのかというのを可視化する仕掛けも必要なのではないかと。

○後ろ向きの課題解決型というよりは、より前向きなウェルビーイングの増進のようなことに具体的に携わる、ということが明記されるといいのではないかと。

○地域が動き出す前においては当事者意識を醸成の支援をする力、地域が動き出した後には地域伴走力が社会教育士には求められるのではないかと。前者は、住民の交流や共同作業を通じて、問題解決のため試行錯誤を重ねながら前向きな思いを掘り起こすことが重要である。後者は、あくまで地域が主役である前提に立ちつつ、地域と一緒に考え、持続性を持って伴走することが需要となる。

○社会教育士人材は行政と協働していくということが一般的であることを踏まえると、社会教育と地方公共団体の首長との関係強化が今後重要となるのではないかと。

○社会教育士が公民館の主事になった場合、その人が自分のなりわいを立てる上で 10 年、20 年という期間、その地域の公民館の中で働くことが果たして実現できるのかどうかといった点について、これからの方向性を考えるべきではないかと。

○法律の改正を見据えると、法律の中の社会教育士、主事の定義をきちんと位置づけて見直していく必要があるのではないかと。今までの社会教育士は各分野の専門性を前提にした書き方になっているが、そのような形で社会教育士を規定していいのか、それも含めてもっと広げるべきかが論点ではないかと。

○社会教育法の中で、市町村の社会教育行政と都道府県の社会教育行政が別々の条項で書かれているが、それぞれに社会教育士に関わる項目を追加しておくのが重要ではないかと。

○社会教育人材は、人権感覚や民主主義などの価値を認識しながら社会基盤を作るという方向が出てきている。そういった意味で社会教育主事は行政の中で、これらを実践現場で展開

できるような指導助言や、一般行政との連携を図ることにより、一般行政の基盤を作り出すという役割を担っているのではないかと。

○社会教育士とは、社会教育的な手法を使いながら学びをオーガナイズしていく役割を担う、社会の中に学びを埋め込んでいくアクターであるということになるのではないかと。

○一人一人の子供に合った社会教育の実現には、社会教育人材が常に状況を観察し、それに応じて意思決定していくことが必要であるため、PDCA、OODA ループといったものもしっかり学ぶ必要があるのではないかと。

(青少年教育指導者等について)

社会教育の在り方に関する特別部会

【第13回】

- 青少年教育指導者の養成や資質向上のためには、大人の視点に立った教育的観点のみではなく、学校等の管理下ではない環境において、子供が自発的に活動を始め、次第に教育としての質が高まっていくという観点も踏まえることが必要ではないか。
- 国立青少年教育振興機構が行う指導者養成講座については、これからの子供に求められる学びに対応した内容を取り入れることが必要ではないか。
- 青少年教育施設の指定管理を行う企業など、青少年教育活動に関わる民間企業や団体が社会教育主事講習を受講することは、社会教育の専門性を身につけ、提供する体験活動の質を一層高める上で有効ではないか。
- 青少年教育施設は教育プログラムを提供する役割のみでなく、その職員が青少年の意思を尊重し、寄り添うことでその活動を支えているという点も重要な側面ではないか。

(若年層の社会教育への参画について)

社会教育の在り方に関する特別部会

【第3回】

- 行政部局の縦割り問題に加え、社会における年齢割りもあり、若年層の社会教育への参画を広げるためには、多世代を混ぜ合わせるような活動が重要ではないか。
- 地元で地域のために頑張っている人々の姿を見ることが、若年層が地域のために何かしたいと考える要因の一つであり、行政もそうした活動を理解し、味方になることが必要。

【第4回】

- 高校のカリキュラムに総合的な探究の時間が導入されたこともあり、特に高校生が積極的に社会に関わる場面が増えているように感じる。高校生をターゲットに、地域づくりや社会教育に興味関心を持ってもらえるようなプログラムをeラーニングなどを活用して提供することで、若年層のこうした取組を支えとともに、将来社会教育に関わる裾野を増やすきっかけづくりができるのではないか。
- 社会教育士が担っている、地域の様々な主体をつなぎ学びを通じて地域活性化を図る役割は、高校の探究学習において身に付ける学びとも共通する。若年層に対しては、探究学習の先につながるものとして社会教育を示すと分かりやすいのではないか。さらに、様々な企業・行政等の採用において、社会教育士の称号を有することが加点されるような仕組みも有効ではないか。

【第5回】

- 最近では若者と社会教育の関わりは体験活動や、学校と地域の連携に関することが多いが、若者が地域のつながりを維持することにも資する形で、様々な活動を展開することなども、社会教育として関わりと良いのではないか。

【第6回】

- 若者は図書館、博物館、青少年教育施設といった社会教育施設の利用や子供会活動など、社会教育に触れる機会はあるものの、それらを社会教育として認識するきっかけは少ないのではないかな。
- 若者が社会教育という言葉や社会教育人材と出会うきっかけづくりや、若者が自ら主体的に地域での活動に挑戦できるような環境づくりが必要。そのためには、社会教育士や社会教育施設の職員等の社会教育人材が、信頼できる大人の伴走者として若者の活動を支援することが重要ではないかな。
- 学校と地域の連携・協働の実践の場であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、居場所づくり等の子供・若者の支援にあたり、公民館や図書館等の社会教育施設を活用していくことも有効ではないかな。

（外国人を含む共生社会の実現について）

総会

- 人口が減少する中、経済成長に向けた労働力の確保の観点から、外国人の活躍に向けた環境整備として、質の高い日本語教育が重要。法的な環境整備は大まかな枠組みができたところ、今後の議論を通じて、外国人の日本語教育について深掘りし、更なる環境整備やそれを通じた地域コミュニティにおける外国人とのつながりが強まることを期待。

生涯学習分科会

- 新たな社会教育の在り方では、この社会の基盤を作り、豊かに形成していく、例えば外国人や障害者など社会的な弱者の人々も包摂し、より豊かな価値を持った社会を作るための社会教育を考えるべき。
- 外国人を含むマイノリティの人々が社会に包摂され、地域にどのように溶け込んでいくのかは非常に大事な問題。昨今、子供の貧困、特に子供たちの間に体験格差が広がっており、格差解消に向けた社会教育の取組が行われているが、外国人を含む情報弱者には情報が届きにくく孤立してしまう状況があるため、その観点も含めた社会教育の在り方考えるべき。
- 海外では、地域の図書館が外国人市民の学びや居場所になっている例がある。日本語学校は都市部に集中しているため、移民を含めた外国人の学習機会の保障には、地域の身近な社会教育施設を活用できるのではないかな。その際、外国人が学習者としてだけでなく、主体的に運営に参加し、社会参加できるよう支援するべき。また、社会教育関係職員の養成の段階から、マイノリティの方のニーズを取りあげ、円滑なコミュニケーションの取り方も扱うべき。
- 子供も大人も地域で共に学ぶ環境を充実させることがポイント。さらには、学校に社会教育人材等を配置し、保護者を含む若い世代のコミュニティが基盤となって、地域全体のコミュニティを育む視点を持つ必要がある。

○現役世代は子育てや仕事が忙しく時間的に余裕がなく、公民館に足が向かない。そのため、乳幼児を育てる若い保護者と小中学生に一番力を入れて、社会教育の柔軟性や面白さを経験してもらい、仕事や子育てが落ち着いたところで、公民館や地域で活躍してもらいたいと考えている。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第1回】

○多様な社会の変化の中で、外国人住民という視点が社会教育の中に入ってきたことは意義深い。外国人の視点の中で、在留資格の制限や文化、習慣の違いなど、分からない部分に想像力を働かせ、それを自分事にする中で、この社会を誰にとってもいい暮らし、ウェルビーイングを実現できるような社会にするのかということも今後考えるべき。

【第2回】

○外国人を含めた社会教育について考える際に、まずは日本人に対して、外国の文化や言葉について理解を深めるよう、社会教育の中で働きかけていくことが重要。

【第3回】

○民主的で公正な社会、すなわち共生社会の形成に向けて、社会教育行政・人材が果たし得る役割に、困難を抱える人々が対話の場に参加する機会が保障されていること、またその中で安心して声をあげやすい空間作りの仕掛けをすることなどがあるのではないかな。
○各自治体において、教育委員会所管の公民館と首長部局所管の国際交流協会が連携することで、各地域の外国人が地域住民と交流するような活動が活発化するのではないかな。

【第4回】

○地域の公民館において開かれる日本語教室を社会教育主事がコーディネート・ファシリテートするなどの事例が増えている中、社会教育主事が外国人や障害者を含め、幅広い視点を持てるよう、社会教育主事講習等の内容に含めることが必要ではないかな。

【第5回】

○青少年教育の取組が格差を埋めるものにも広げるものにもなり、学校外でこそ格差が広がるという視点が重要。公の取組が結果として格差を広げないよう留意が必要。

【第8回】

○外国人住民も地域を支える担い手として活躍できる地域づくりのためには、外国人住民と地域をつなぐ存在が必要。加えて、各地域の状況に合わせて地域社会のウェルビーイングをデザインすることも、社会教育に携わる人材には求められるのではないかな。
○共生社会の実現のために各自治体等で行われる社会教育の取組は量・質ともに少なく、社会教育関係者は、社会的に排除される傾向にある人々の存在が社会教育の本質的な課題

を提起しているという意識を持つ必要があるのではないか。

- 社会教育の役割は、障害者や外国人など、困難を抱えやすい人々が意見を表明できる環境を作り出すとともに、その意見を社会教育人材や地域の人々の協力を通じて広く流通させたり、対話を通じて公的な意思として提示したりすることにより、社会参加とその過程における学びを促すことではないか。
- 外国人が地域社会において共に生きる上では言語の障壁を取り除くことも必要であり、社会教育とあわせ、日本語教育についても施策を推進することが必要。
- 障害者や外国人のための社会教育施策を推進するにあたっては、例えば社会福祉協議会や国際交流協会と公民館が合同で事業を行うなどの方法によって、地域における意識や、文化、風土を変えることができるのではないか。
- 防災訓練や就労支援など、障害者や外国人も対象とする事業を実施する主体をつなぐ役割を社会教育人材が果たすことで、社会教育の意義が様々な場面で実感されるようになるのではないか。
- 異なる目的を持って集まった健常者と障害者が一つになって活動することで、共生社会を超え、一緒にいる状態が普通の社会をつくることを目指すことが重要ではないか。
- 障害者や外国人を対象とする社会教育の取組が少ない現状においては、好事例を積極的に発信し、共生社会の実現が全ての人々にとって今後必要な課題であることが認知されることが必要であり、そのための手法としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が有用ではないか。
- 各地域において外国人との共生社会の実現を図る上では、従来は教育において取り上げられることの少なかった宗教や生活様式などについて相互理解を深める取組が必要であり、社会教育の観点からもアプローチを強化していくことが重要になるのではないか。
- 外国にルーツのある子供や障害のある子供に係る課題については、学校だけではなく地域や保護者も巻き込みながら課題を共有し、取組を進めることが必要であり、社会教育人材、地域学校協働活動推進員や地域連携担当教員も包摂性の観点を持つことが必要。
- 社会教育において日本語教育を行うにあたっては、学校で子供に対し行われる初期指導や、日本でキャリアを高めるために行われる専門的な日本語教育をつなぎ、補完する役割を担っていることに留意し、連携を図ることが必要ではないか。
- 共生社会の実現のために行われるもの以外も含め、社会教育全体が全ての人にとって開かれたものとなっているかという点についても同時に見つめなおすことが必要ではないか。
- 生活者としての障害者や外国人を巻き込んだ施策を推進するにあたっては、防災活動を基盤に福祉や経済などの活動を加えることや、地域の外から来た者がより地域の資源に気づきやすいという点を踏まえた実践活動を重視することも必要ではないか。
- 障害者や外国人が周囲に助けを求められる環境があるかを見つめ直すことも、地域における共生社会について考える上では重要ではないか。
- 共生社会について考える上では、日本語を母語としない人々の存在も念頭に、言語を通じた交流のみでなく、非言語的な交流や共生を基本に考える必要があるのではないか。

（デジタルの活用について）

生涯学習分科会

- 今後の社会教育の在り方について、忙しい現代社会の中で、様々な時間帯での活動も大事であり、地域コミュニティのつながり合いの中の一つの機会として、デジタル環境の活用により時間の融通が利くこともある。
- 子育てや仕事が忙しい現役世代に対しては SNS を活用している。小さい子のいる子育て世代は家から出ることがとてもハードルが高い。

（関係機関との連携について）

生涯学習分科会

- 持続的で実効性のある社会教育に向けては、個人の熱意やボランティア精神に過度に依存するのではなく、参加者一人一人がメリットを感じられるように、地域での学びを持続可能なものにすることが重要。総務省をはじめとした関係省庁を巻き込みながら、予算確保も含めた様々な施策に向けた対応が必要。
- 首長部局側も行政課題解決に向けて、学びを基本に据えた取組をしたいという意識が強まっており、社会教育側は待ちの姿勢ではなく、提案を積極的に投げかけていく方が新しい多様な事業が生まれる。こうした協働の学びの場を社会教育側から、とりわけ社会教育主事の仕事としてアプローチしていくべき。
- 今後の社会教育の推進に当たっては、図書館の活用と図書館司書の活躍が鍵であり、社会教育主事、社会教育士、図書館司書の連携や産学官の連携が非常に重要。
- 学校教育と社会教育の橋渡しの役割を果たす社会教育人材が、持続可能な地域コミュニティの重要な基盤となり得る。学校教育の観点では、教員が担う業務の適正化の推進のためには、保護者や地域住民、首長部局等の理解、協力、連携が不可欠。社会教育の観点では、社会教育施設の拡充や更新が縮小されてきており、多様な参加者確保も課題。部活動の地域移行や学校施設の地域利用など、学校教育と社会教育の更なる融合の発想も必要。
- 地域学校協働活動の展開が非常に有効な制度であり、子供をまんやかに置くことで大人だけだとうまくいかないこともうまくいき、発展していくことができる。
- 教員の多忙化の中、コミュニティ・スクールを活性化し学校と地域が連携するためには、各小中学校に大学の地域連携室のようなものを置き、社会教育士が地域とのコーディネートを担うと良いのでは。また、社会教育施設が首長部局所管の場合、社会教育主事や教育委員会との連携が弱くなるため、学校にいる社会教育士との連携を通じて、部を超えた密接な関係を創れると良いのでは。
- 2040 年問題として消滅可能性自治体が指摘されるが、これを回避するのに個人の成長と地域社会の発展を両立する社会教育は有効。一方、行政だけが担うのではなく、産学官連携が必要であり、重要なプレーヤーとして地域の大学を巻き込むことも必要。学生が住民と地域の課題解決に取り組んだり、地域のスポーツや文化活動のリーダーとして活躍したりすることは、地域社会の発展のほか学生のキャリア形成の刺激としても重要。地域大学を中心に産学官がネットワーク型の社会教育システムを構築し、国として支援をすること

も重要。

- 社会教育は企業の立場から見ると手付かず。特に社会教育士は、民間企業で働きながらも称号を得ることができ、社会教育士の数を増やす面からも、民間企業での取得を産業界・企業として推奨することの有効性は高い。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第2回】

- 例えば防災分野では、公助・共助・自助に加えて民助という概念が登場したように、今後は、民間企業もステークホルダーとして、地域コミュニティに参画していく必要があるのではないかと。
- 社会教育行政は、首長部局の地域コミュニティ政策と一体的に推進していくことが重要であり、行政内部での合意形成や協働を進める上では、そのためのプロジェクトや推進会議等の立ち上げも必要になるのではないかと。
- 地域コミュニティや他施策を総合的に推進する首長部局の施策推進の観点又は民間、NPO活動の観点から、把握している課題に対して、社会教育分野を取り込む可能性及び人材の活用可能性について議論することを期待。

【第3回】

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、既存の仕組みを地域づくりに有効に活用することについても、首長に積極的に発信すべき。
- 文部科学行政以外にも社会教育の重要性が理解されるよう、多様な人の学びを他省庁の策定する戦略やビジョンに位置づけることも必要ではないかと。
- 行政のセクショナリズムを超えることが重要であり、行政の中にネットワーク的な役割が求められる。

【第5回】

- 社会教育主事養成課程の一部の科目を教職課程の中に位置付けることで、社会教育を学んだ教員が、地域と学校の協働が求められている学校現場において活躍できるという流れをつくることが重要。これは、社会教育主事講習を実施する大学が減少しているという現状を改善する上でも有効なのではないかと。
- 公民館の職員や社会教育主事が、高校コーディネーターとともに、高校の探究学習に関わることは、今後の持続可能な社会の創り手を育成する上で重要。今後の社会教育には、より積極的に学校教育に関わることで、地域と学校の協働・共創のハブとしての役割を果たしていくことが求められるのではないかと。

【第7回】

- コミュニティ・スクールにおける対話と地域学校協働活動を通じて、地域と学校の信頼関係を構築していくことで、教育委員会と首長部局の連携促進や、公民館における学習活動

の地域学校協働活動への展開されていく。学校と地域の目標の共有などが図られて当事者意識が高まり、地域の社会教育が発展していくのではないかと。

○PTAは全国各地に多くの関係者を有し、地域コミュニティにおける活動や、コミュニティ・スクールなどの取組にも密接に関わる存在。学校や地域全体への貢献を通じて、PTAが必要とされる雰囲気醸成も必要。

○教員の多忙化も背景に、学校を周囲が支えるという考え方が主流になりつつある現状においては、学校を核とした地域づくりから、子供たちを中心に置いた社会をつくることを共通目標とすることが適当ではないかと。

○今後の地域の発展のためには、学校運営協議会や地域協働本部の構成員や、地元の企業、PTA、子供会などの社会教育団体を含む地域住民の協力も得ながら、将来の担い手となる子供たちが、自分たちの地域社会や地元産業の良い点を学んでいくことが重要ではないかと。

○地域と学校の協働を推進する上では、公民館主事や地域学校協働推進員など、その地域のことを長年把握している人々と行政が連携し、地域との協働がその学校の文化として継承されることが必要である。

○地域学校協働推進員は、地域にある多様な資源を活かす力や、地域の協働を促すための身近な題材を発見する力、関係者とつながる力などの資質が求められる。

○子供たちとの交流を通じて地域住民も学びを深めることができる構造をつくるのが、地域と学校の連携を長続きさせる上では重要。そのためにも地域住民が学校を応援し、子供たちと関わる必要となる。

○社会教育を普及させる上では、社会福祉協議会や町内会、子供会など、子供を含めた地域のコミュニティに根付いている組織と連携することも考えられるのではないかと。

○首長部局へ社会教育施設を移管する自治体においては、多様な意見をバランスよく取り入れながら社会教育施策を推進する体制の整備が必要。その際、コミュニティ・スクールや、PTA、子供会などの地域に根差した社会教育に対する理解を広め、地域との連携を図っていくことが有効ではないかと。

○コミュニティ・スクールやPTA、子供会などが連携を図る上では、社会教育主事相当の能力や見識を持った人々がそれぞれに所属し、円滑なコミュニケーションを取ることができる関係性の構築を目指すことが重要。

○地元企業が地域学校協働活動など、子供に関わる活動に参画することは、地域の活性化などにつながるほか、企業にとっても将来の採用などにおいて利点となることから、特に人口減少が進む自治体においては、民間企業がこうした活動に参画するための促進方策について、検討を進めるべきではないかと。

○コミュニティ・スクールの概念は、本来は（単に「学校運営協議会を置く学校」）より広く捉えられるべきものであり、今後コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との概念整理を進めることも考えられるのではないかと。

○地域学校協働活動推進員には、特定の分野に関する専門性はなくとも、特色ある学校、社会に開かれた学校のカリキュラムデザインや、探究学習などの学校の様々な活動に関わる

ことができる資質能力が必要ではないか。

○家庭教育支援については社会教育の分野のみでなく、福祉分野や、関係する専門性を持った社会教育士との連携を念頭に検討することが必要ではないか。

○地域と学校の在り方については、改めて子供を中心に据え、社会教育主事や社会福祉士など、関係する人材の育成を含めて考えることで、持続可能な地域づくりや、地方創生 2.0 で掲げられた地域課題の解決につながるような議論が求められる。

○地域と学校の関係は小中学校を中心に考えられることが多いが、幼稚園、高等学校、大学などの他の校種についても同様に、地域と学校の連携方策を考えることが必要ではないか。

○地域と学校の連携を考えるにあたっては、子供や若者の意見やニーズを集めるとともに、彼らが主体的に社会づくりに参画することが重要。

【第9回】

○地方のコミュニティの組織や公民館等の施設は様々な分野で役割を担っていることに配慮し、各省庁の地域コミュニティ関連施策は展開されることが必要ではないか。

○産業振興など社会教育以外の領域においても、公民館はコミュニティの主体の一つとして役割を果たしている地域があるとの認識が、行政分野横断的に共有されるべきではないか。

○社会教育が他分野と連携するに当たって、現行法の厳密過ぎる運用という課題、例えば公民館では経済活動が一切禁止されているとの認識が一部存在するなどのケースがあり、今後、社会教育政策を振興していくうえで改善すべき点の一つとして考えられる。

○各省庁がそれぞれの推進するコミュニティ施策においてコーディネーターを重視した結果、地方の現場ではなり手の奪い合いが生じている状況にある。一人が複数の施策のコーディネーターを併せ持つことができる仕組みをつくることが重要ではないか。

○中山間部、都市部を問わず、地域の様々な取組の担い手となる人材は不足しており、今後は複数のエリアを行き来して実践に携わる人材や、既存のコーディネーターをさらにコーディネートできる人材がより重要になるのではないか。

○防災対応や地域の大人と子供の交流は地域住民の関心も高い喫緊の課題であり、社会教育の取組を進めるに当たっては、学校施設も活用していくことも有効ではないか。

○公民館は地域の住民が自ら地域づくりに取り組む拠点としての役割を果たしてきたが、今後は教育委員会と首長部局とが緊密に調整しながら、一体的な行政運営の中で、各地域における望ましい公民館の在り方について考えることが求められるのではないか。

○現在、各省庁で進められている地域コミュニティ施策においては、民間企業で働く地域住民を活用する仕組みの構築や、地域コミュニティへの参画が企業の社会的責任であることの意識付けについて、さらに積極的に位置づけていくべきではないか。

○ネットワークについて考える際には、その範囲の大小を区分することが必要であり、広域のネットワークづくりのために、例えば社会教育行政においても広域の人事交流が可能になるような仕組みを作ることで、地域コミュニティの活性化につながるのではないか。

○地域運営組織（RMO）など社会教育以外の分野と、コミュニティ・スクールなど社会教育の分野は、同じ地域で共通の目標を持ちながら別々に取組を行っている場合もあり、この

ような課題に対して、社会教育は部局や現場の組織を超えて対話し、協働を生み出すプロセスに貢献できるのではないか。

○大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であるため、広域の人材活用に貢献できるのではないか。

○首長部局が子供に関する施策を実施する際には、福祉・保健や地域コミュニティ分野、地域貢献に意欲のある地元の企業など様々な主体との連携が重要であり、こうした学校外の活動の支援にあたっては社会教育という要素が有効となるのではないか。

○社会教育は人々のつながりや関わりの土壌を耕し、社会基盤を作る役割を担っており、様々な一般行政に先行して取り組むべきではないか。その際、社会教育的な発想や手法を学び、各省庁所管のコーディネーターの役割を担うことができる人材を要所に配置していくことが重要ではないか。

○各省庁が推進する地域コミュニティ施策の対象となる多様な人々は、単にサービスの対象者ではなく、むしろ活動の担い手でもあり、これを支援する人材は社会教育人材であると言えるのではないか。

○子供は自ら企画した取組を実行するなど、様々な体験を通じて周囲の多様な人々から褒められる機会が多くなることで、自己肯定感や様々な意欲が高まると考えられる。少子化等の影響でPTAや子ども会などの社会教育団体は、縮小傾向が続いているが、こうした機会を多く提供していく上で、これらの団体は重要な役割を果たしているのではないか。

○PTAや子ども会などの団体を「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、参画を希望する大学生や若者のボランティアの協力を得て、保護者と運営業務を分担することで、保護者の負担を軽減し、活動の活性化を図ることができるのではないか。

○参加に伴う業務の負担感という課題に対しては、仕事や育児等と両立しながら、PTAや地域学校協働本部等の社会教育活動に参加することができるような環境の整備も必要ではないか。

○限られた者のみが参画するのではなく、様々な分野・組織に属する人々を包含した組織とすることが、社会教育活動をより持続的なものとするにつなげるのではないか。

【第10回】

○NP0は、異なる主体や地域、世代による活動を越境させるとともに、社会教育の現場における実践者や伴走者としての役割、さらに人々の活動を鼓舞する役割をも担うことができる存在であり、相互に連携・貢献を図ることが必要ではないか。

○NP0は継続的に人材を確保・育成していくためにも、多様な収入源が求められるが、社会的認知度が低いこと十分な収益性の確保が困難であることや、「NP0は無報酬のボランティア団体である」との誤解により専門性が評価されないことなどの課題に直面している。NP0による社会教育活動は、民主的で持続可能な社会の作り手を育成する土台としての役割を担うという観点からも、行政としてNP0の専門性を正当に評価し、その活動が持続可能なものとなるよう取り組むべきではないか。

○社会教育は収益に結び付きづらく、行政が積極的に取組まざるを得ない分野であるため、

教育委員会に加えて、首長部局も十分に社会教育の意義を理解して施策を推進するべきではないか。

○社会教育を含む様々な分野が首長部局へ移管されている現状においては、首長部局が社会教育の視点を持ち、NP0 も含む様々な団体を包含しながら、コミュニティ政策をはじめ、施策を推進することが必要ではないか。

○社会教育行政には、「サポート・バット・ノーコントロール」の原則に基づき、社会教育関係団体は無料で様々な取組を行うことが善であるとの考え方が歴史的に根付いているように思われる。現在の社会の変化を踏まえ、社会教育行政と社会教育関係団体の関係のこれからの在り方について、活動を継続させるためには収益を上げていくことも重要であり、方向性を示すことが必要ではないか。

○NP0 を含む専門性を持った団体への支援は現状十分ではなく、活動の継続性を担保することは重要である一方で、収益性を高めることに傾倒するあまり本来の長所が失われることのないよう、バランスを取っていくことが重要ではないか。

○NP0 を含め、地域において活動する団体のネットワーク化を進めるにあたっては、教育委員会や社会教育主事が中心的な役割を担うと考えられるが、そのためには首長部局の理解も得ながら、社会教育に関する予算や行政職員の充実を図ることが必要ではないか。

○行政がNP0 や、官・民の中間支援組織など、地域において活動する団体や人材の活動内容が広く認知されるよう伴走支援を行うことで、人材育成や活動の質の向上、継続性を担保することにつながるのではないか。

○行政のNP0 に対する支援は事業活動費の助成しか認められていないことが多いが、人件費への助成こそ重要であり、組織運営に関する伴走支援も行われる仕組みがあれば、より各分野の団体の活動と社会教育の取組が発展するのではないか。

○社会教育は、NP0 等の団体の活動が、具体的にどのような意義があるのかを明らかにすることで、行政が団体に対する理解を深め、事業を委託する際の取組を充実させることなどに貢献できるのではないか。

○社会教育が多様な領域と連携を進める上で、社会教育施設は人々の様々な居場所となっているという性質を基礎として、学びや様々な分野の活動に発展的につながっていくというイメージを持つことが必要ではないか。

○従来は、NP0 は行政サービスの補完的な役割を担うものとみなされていたが、これからは行政と対等なステークホルダーとして、社会を担っていく役割として位置づけ、その支援のための財源の在り方についても議論が行われるべきではないか。

○社会教育関係団体は、NP0 制度導入当初から活動しているいわば老舗のNP0 とも言える。今後は、社会のニーズに応じて登場してくる新しいNP0 とどのように連携を図り、課題解決につなげていくのかについても、改めて確認する必要があるのではないか。

【第11回】

○民間企業の社会教育への参画を促すためには、可視化され、評価される仕組み（プラットフォームなど）構築が必要ではないか。

- 民間企業が地域貢献活動に参画することは、企業活動に利点があるのみでなく、従業員が地域住民としての自覚を高め、成長することにもつながるのではないかな。
- 特定の営利企業と公民館が連携して社会教育活動を行うことについて、社会教育法の規定を念頭に現場から懸念が示されることもあるため、国がルールの周知を進めるべきではないかな。
- 民間企業や大学が持つ専門性は地域コミュニティや NPO が行う課題解決にも大きな価値をもたらすものと考えられる。企業における人材育成や、大学における地域連携を担当する者が社会教育士の称号を取得することで、社会教育の視点を持って地域と共に学ぶことが促進されるのではないかな。
- 民間企業や大学が持つ専門知を、地域のニーズに応じて活用し、住民とともに地域づくりを行う際に、社会教育人材が有するコーディネート能力が有効に機能するのではないかな。
- 民間企業などが有する外部資源を学校教育に活用する上では、社会教育人材の活用や、首長部局の関係部署が社会教育との関係について、学校関係者が理解を深めることが必要なのではないかな。
- 民間企業や大学など、社会教育との連携可能性のある主体を集約したプラットフォームが構築されることで、自治体や公民館などが地域の希望に応じた連携先を選択できるようになり、つながりづくりを促進することが期待できるのではないかな。
- 社会教育主事講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られるが、社会教育人材は地域にとって必要な人材であり、その養成は地方創生にも資する重要な役割であることを各大学は認識する必要があるのではないかな。
- 市民セクターが社会教育の手法を用いて民間と行政のセクターをつなぐことにより、例えば災害発生時の受援力が高まるなどの効果が見込まれる。このように異なる主体が社会教育を通じて連携・協働することで、地域社会の強化を目指すべきではないかな。
- 大学はその所在する地域と、所属する研究者が各自の研究において活動する地域、という接点があり、その両方を活用するためにも社会教育人材のネットワークが有効ではないかな。
- 大学が地域におけるネットワークを構築する上では、留学生や海外の研究者、海外大学等の参画も促すことで、地域がより多様な価値観に触れ、開かれた社会づくりを進めることにつながるのではないかな。
- 多様な主体が連携して地域貢献活動を行うにあたっては、地域の課題を自分事として捉えられる環境を整えることや、支援する者とその支援を受ける者という関係ではなく、全員が学習者であるという考え方が重要になるのではないかな。
- 大学と社会教育の関係性は、学生の地域活動や、学校施設の地域開放などを含め多種多様であり、その関係性を幅広く捉えて連携方策を考えることが必要ではないかな。
- 民間企業や大学と、社会教育の連携について検討する際には、どのように連携が可能かという観点のみならず、社会教育の観点から企業や大学にどうあってほしいかといった点についても目を向けることが求められるのではないかな。

（社会教育施設における社会教育活動の推進方策について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第12回】

（社会教育施設全般）

- 公民館、図書館、博物館については、それぞれが有する機能をどのように生かして持続可能な地域社会の構築につなげるべきか、という視点とあわせ、施設の在り方を検討することが必要ではないか。
- 人口減少社会においては、社会教育施設を中核として公共施設の複合化を図ることも必要。その際、幅広い年齢層の住民が利用できることや、多様な活動に利用できることが重要ではないか。
- 今後の社会教育施設は、従来の社会教育に関する要素だけでなく、社会教育以外の要素の接合を図る専門性を持った社会教育人材が関わることや、誰もが無料で利用できる居場所として、学習活動の入口の機能を担うことが重要になるのではないか。
- これからの社会教育施設には、デジタル技術を活用して、単身世帯などこれまで社会教育施設との接点が少なくなりがちだった年代層との接点を構築したり、地域の外に対して独自の価値を発信することで活動資金を獲得したりするなどの新たな取組が期待されるのではないか。
- 社会教育施設が自身の学習活動には関係がないと考える住民に対しても、活動への参画を促す仕組みづくりが必要であり、利用者が何を目的に来館しているのか、どのような学びを得ているのかなどのエビデンスの収集と合わせて、検討が必要ではないか。
- 社会教育施設の種類の役割の違いに加え、所在地や対象とする範囲等によって、各施設が担うべき役割は異なるため、それぞれの状況に応じて活性化のための方策を議論することが必要ではないか。また、こうした議論にあたっては、現場で生じている課題に対し、より高次の解決策を提起する役割として、社会教育人材の参画も重要ではないか。
- 図書館や博物館が、学校やその他の施設との連携強化を図るにあたっては、そのための専門窓口の設置や、社会教育士の称号を取得した司書や学芸員の配置など、社会教育の専門性を有する人員を配置することが有効ではないか。
- 今後、社会教育施設が外国人を含めた幅広い地域住民に利用され、学びが地域と住民をつなぐためには、例えばショッピングセンターなどの「生活に密接した施設」と複合化し、こうした活動内容が可視化されることも有効ではないか。

（公民館）

- 社会教育を基礎として、地域コミュニティの活性化を図る取組が拡大しており、公民館はその拠点としての機能を担うようになっているのではないか。
- これからの公民館は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を踏まえつつ、さらに学校と地域の連携を促進したり、子供の体験活動の機会を提供したりする場所としての機能を発揮することが求められるのではないか。

○近年、公民館施設の所管を首長部局に移管する例がみられるが、その結果の検証や、「公民館の設置及び運営に関する基準」の見直しなど、社会情勢の変化を踏まえ、公民館施策の在り方を検討することが必要ではないか。

【第 17 回】

○公民館で様々な活動を行う際に、地域社会が城郭化してしまい、他の地域とのつながりがどこかで制限されてしまうことがある。NPO 関係の活動や、グループサークル活動等について、公民館機能によって全体をうまくトータルデザインするような方向性も必要ではないか。

○公民館を建て直す際に生涯学習センターというように称号を変えたりしている自治体もあることも踏まえ、公民館というのをもう少し幅広く、ネットワークとして捉えるような観点や、公民館という建屋がなくとも、そういう場を公民館と認定して社会教育が相乗りするといった将来像も考えられるのではないか。

○一つの組織やチームだけで課題解決していくというのはやはり難しい時代の中、分野を越境したり、多様な主体がコラボしながら課題解決したりしていくような、地域の営みのハブとしての場を、公民館が今後担っていけるとよい。

○学芸員や司書と同じような形で、公民館で働くために専門的に学んだ人が、公民館で働き続けることができる環境があるとよいのではないか。

○公民館の一つの役割に、学校の枠を超えて社会実践活動を提供し、学校教育と社会教育をつなげることがある。公民館など社会教育施設で社会教育士が、小中高校生と一緒に地域イベントの企画運営等を行うことができれば、効果的な社会教育の実践となり、多様な人が暮らす社会でウェルビーイングが広がっていくのではないか。

○公民館は、制度としての位置付けにとどまらず、敷居が低く、誰もがフラットに関われる「地域の縁側」としての機能や、多様な主体が混ざり合う中で新たな活動が生まれ、それを伴走支援につなげていく役割が重要ではないか。また、活動が動き出した後にそれを伴走支援できるような仕組みがある場が公民館なのではないか。

○それぞれの地域において公民館の意図は違っており、貸し館的なものとなっている場合もある。組織としての位置づけのようなものを検討いただき、組織として機能することを強調するような形で打ち出せば、社会教育全体がコミュニティ側に寄っていったり、広がりを持っていったりするようなイメージになるのではないか。

○公民館の貸し館機能は比較的にネガティブな意味で使われることもあるが、住民の主体的な活動の場が各地域で保障されている等の面では、貸し館機能が意味のあるものにしていくという点が重要ではないか。

○公民館は誰でも来られる施設・居場所であり、より多様なニーズを踏まえた地域の拠点になっていける。こうした公民館のユニバーサルな強みの面をしっかりと打ち出していけるといいのではないか。

(青少年教育施設)

【第13回】

- 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、社会教育人材がそれらを連携させる役割を担うことで、体験格差の縮小など、さらなる有効活用につながるのではないかな。
- 全国で事業を展開している国立青少年教育施設は、共働き世帯や貧困世帯など、子供を体験活動に連れていくことが困難な家庭に対して体験活動の機会を提供するなど、今後その役割はより重要度を増すと考えられることから、さらに積極的な取組が求められるのではないかな。
- これからの青少年教育施設の在り方を考えるにあたっては、施設を維持・存続させるために必要な収益の確保のみを追求するのではなく、利用者に提供する価値を適切に評価することも併せて検討することが必要ではないかな。
- 青少年教育施設は、予め作成したプログラムのみを提供するのみではなく、利便性、快適性、安全性の観点を踏まえつつも、自発的な活動から学びを得る体験を青少年に提供することが重要な役割ではないかな。
- 国立青少年教育施設や、地方の中核になる施設が、様々な地域で青少年教育に関わる者や団体をネットワーク化する役割を担うことで、青少年教育施設の知名度を高め、その利用者を拡大することにもつながるのではないかな。
- 青少年施設について議論を行うにあたっては、現代における「青少年」の意味や、「青少年教育」「青少年体験活動」とは何か、という観点も同時に踏まえることが必要ではないかな。
- 自治体における青少年教育活動の推進方策として、首長部局と社会教育主事が連携し、様々な公共施設を子供の居場所として活用することで、子供が地域や町に対して意見を表明できる環境を構築することも方策の一つとして有効ではないかな。
- 青少年教育施設は本来、プログラム化され、目的を持った教育活動を提供するための場ではなく、公民館や図書館等の他の社会教育施設と同様に、非日常的な場面に限定しつつも、自由な学びや余暇を保障する場である。ここでの様々な活動を通じて、民主主義や社会づくりにつながっていくという視点を再確認することが必要ではないかな。
- 青少年教育施設を評価するにあたっては、長期間の事業が大会等の形として実現した当日のみではなく、それぞれの事業の過程にも目を向け、施設が何を実現させたかを評価することで、施設の必要性を判断することが求められるのではないかな。
- 教員の働き方改革や関連費用の高騰などの影響で、学校単独では質の高い自然体験活動を継続することが困難になりつつある。そのため、安全性を担保しながら地域と連携して体験活動を実施できるような仕組みの充実や、青少年施設の職員が地域学校協働活動に日常的に参加するなど、学校教育の一環としての体験活動を支える環境の整備が重要ではないかな。
- 青少年教育施設の老朽化等に伴い、施設運営にPFIを導入する例がみられるが、自治体の直営でなくなった後も、施設運営の理念を明確化し、青少年教育のための重要施設とし

て位置付けることが重要ではないか。

- 「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」でも議論があった通り、体験活動は子供の未来の可能性を広げる上で非常に重要な役割を担うものである。中央教育審議会では、平成 25 年 1 月の答申以降、青少年の体験活動を中心とした議論がなされていないことから、その後の社会情勢等の変化も踏まえて青少年教育が未来に向けてどのようにあるべきかについて、いま、あらためて中央教育審議会の場で議論を深める必要があるのではないか。

【第 17 回】

- 青少年教育施設においても、子供、若者が社会教育の担い手として育てられるということも念頭に、自然体験だけではなく、より広い意味での社会教育の領域を含んでいくことが必要ではないか。青少年教育施設の取組は、より注目され、社会教育の視点で再構築されることが望ましいのではないか。

（国・地方公共団体の体制について）

社会教育の在り方に関する特別部会

（社会教育行政全般）

【第 14 回】

- 社会教育が目指す価値やそれを実現するために整備された制度が、社会の変化に応じてどのような変遷を経てきたのか等の歴史的背景を念頭に、これからの制度や法制の在り方を検討することが重要ではないか。
- 各地方公共団体における社会教育行政や社会教育施設の在り方については、教育委員会のみではなく、総合教育会議も含めた首長部局、地域のコミュニティや民間企業など、多様な主体の意見を取り入れ、検討することが必要ではないか。
- 国や自治体が、既に集落支援員などとして地域における中間支援機能を果たしている社会教育士を把握することは、社会教育行政の推進に有用と考えられるが、本来行政が取り組むべきことが中間支援組織任せとなり、行政に知見の蓄積が進まない状態に陥らないよう、留意する必要があるのではないか。
- 社会教育行政は対外的に理解しやすい形で成果を発信することが難しく、成果指標が講座等の実施回数や参加人数といった短絡的指標になりやすいため、長期的な変化やプロセスを評価し、発信する仕組みの検討が必要ではないか。
- さまざまな社会教育活動が全国各地で行われているが、都市部と地方部など、地域ごとにその特徴は本来異なっていることに国は留意するとともに、住民自治を育むためにも、各地域においても自分たちにとって望ましい地域社会の姿について住民間で対話する場を持つことが重要ではないか。

【第 15 回】

- 首長部局と教育委員会が連携して社会教育行政を推進することの重要性は明らかになり

つつあるが、今後は各自治体内において、両者の取組を包括的に推進できるような制度等が必要ではないか。

○地方行政において、社会教育分野単独の施策に多額の予算を投じることは困難な側面もあるが、社会教育は地域コミュニティの基盤を支え、一般行政に属する諸施策に対しても重要な役割を果たすものであり、共通のテーマの下で他の分野と連携を図る工夫を進めるべきではないか。

○社会教育委員や社会教育士など、地域に存在する様々なリソースを有効活用するためにも、国から各地の好事例を発信し、横展開を図ることが必要ではないか。

【第 16 回】

○従来は教育分野との関係性が相対的に薄かったものの、他の行政分野とは既に連携の実績がある様々な地域の奉仕団体と協働することは、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進、PTA や子供会等の社会教育団体との連携促進等においても有効ではないか。

○小規模の自治体においては行政を広域的に推進することが課題であり、社会教育の分野においても、例えば社会教育主事を共同で活用するなどの方策の検討が今後必要ではないか。

○エビデンスとなるデータの収集と、それに基づく予算の確保を通じて、社会教育を地域コミュニティの基盤強化のための戦略的取組として位置づけ、推進していくことが求められるのではないか。

(社会教育主事)

【第 14 回】

○社会教育主事任用資格の有無にかかわらず、処遇面の取扱が同一の自治体や、社会教育に関する知識や理解が不十分なまま、担当部署に職員が配置される自治体の例が見られるが、社会教育人材のネットワーク構築のため、社会教育主事にはハブとしての役割が期待されることから、適切に社会教育主事を発令したり、職員に講習等を受講する機会を提供したりすることが必要ではないか。

○社会教育主事の任用資格や社会教育士の称号の保有の有無に関わらず、地域社会で活躍できる人材の活躍機会をどのように作りだしていくかについても議論が必要ではないか。

【第 17 回】

○養成課程は、社会教育主事前提で授業があるように感じられる場面もあったが、もっと社会教育自体を学びたいと考えている人がたくさんいることも分かってほしい。

○養成課程の科目履修の自由度が低い。他学部科目から自分が興味・関心がある分野を学べると良いのではないか。

○大学で学んだことを活かせる実践の場が欲しい。例えば、大学で学生対象の企画や公民館の講座を企画できる機会等があるとよい。例えば防災や学校教育など、養成課程の科目以外の学びをホームルームのような時間に持ち寄り、それらを実際に活かして企画する場が

あると、視野が広がり、活用の幅も広がって良いのではないか。

○社会教育に関する導入的講習の活用、受講資格の見直しという報告は、社会教育人材として地域の中心にいる方たちにとって励みになる提案だったのではないか。ぜひ受講資格の見直し等について、積極的に提言をしていただきたい。

(社会教育委員)

【第 14 回】

○社会教育委員については、十分にその活用が進んでいない地域も見られることから、社会の変化に応じ、活躍促進を図っていく方策の検討が必要ではないか。

○社会教育行政を実質的に首長部局が担う自治体が増えていることも踏まえ、社会教育に関する専門的知見を有する社会教育委員と、自主的に教育活動や体験活動を行っている外部人材が、車の両輪として社会教育行政の推進を担うことが必要ではないか。

【第 15 回】

○社会教育委員がいわゆる充て職のように任用されている地域においては、委員の活動が硬直化したり、主体性がなくなったりするなどの弊害が生じている。このため、社会教育士の称号を取得した者など、意欲のある者が新たに参画し、活躍できるよう、一部の委員を公募制とすることが望ましいのではないか。

○今後の社会教育行政を推進する上で、95%の都道府県に、約 18,000 人が配置されている社会教育委員の一層の活躍促進を図ることが重要。そのためには当該自治体において、社会教育主事の発令や、社会教育委員の活用に積極的に取り組む体制を構築することが不可欠ではないか。

○地域ごとに社会教育委員の属性は多様であることから、社会教育主事講習のうち、委員の活動にも資する内容について学習を促すことが、社会教育委員の活動を充実させていくためにも有効ではないか。

○社会教育委員の活動内容や、議論の結果実現した政策等が、十分に地域住民に認知されていない例があることから、その活動をわかりやすく発信することが必要ではないか。

○各自治体が社会委員の役割を理解し、社会教育の理念や地域の課題について、対話を重ねながら熟議ができる環境を整備することで、社会教育委員の機能を戦略的に生かすようにしていくことが必要ではないか。

【第 16 回】

○社会教育委員は教育委員会に助言するために職務を行うこととされているが、地方公共団体全体として、その活躍促進を図ることも必要ではないか。

（現行法令の在り方について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第14回】

- 現行の社会教育法では学校教育と社会教育が明確に区分されているが、多様な子供を支援するための学校のプラットフォーム化や探究学習の推進などの学校の変化に対応して、社会教育が学校教育の支援の基盤としてかかわることができるような規定の追加等が考えられるのではないか。
- 社会教育法の制定当初とは社会情勢等が大きく異なっている中で、現在の社会教育情勢から乖離が見られる表現の刷新や、社会教育士の追加など、必要な改正を行うべきではないか。
- 住民の学習活動を支える役割を担う社会教育主事や社会教育士、社会教育委員や公民館主事などの専門職員の在り方について、法的な位置づけも含めて検討が必要ではないか。

【第15回】

- 制定当初の社会教育法は、戦前への反省から、抑圧や制約からの自由を保障することが目的の1つとなっていたが、戦後、日本の地域社会の多様化が進み、さらに人々が孤立する状況も生じている現在においては、一人一人が当事者として地域コミュニティを作る自由を保障する法律となることが望まれるのではないか。
- 公民館に関する規定について、現代的な課題に対応し、自ら地域に働きかける役割の追加や、企業やNPOとの連携を阻害する要因となっている、「もっぱら営利を目的とする事業」の禁止規定の見直しなどを図るべきではないか。
- 公民館主事の専門性を担保する方策として、社会教育士をはじめ一定の専門性を有する人材を公民館主事として配置することを法令に規定すべきではないか。

【第16回】

- 社会教育法に規定されている教育委員会の事務については、現代的な課題等に即した内容が明示される必要があるのではないか。

（新部会の体制について）

生涯学習分科会

- 社会教育の裾野を更に広げるためにも、部会の議論に参加する方々の多様化が重要。委員、ゲストスピーカーの多様化や、今まで社会教育の議論に参加していなかった領域の方々からの意見を反映させていくことが重要。

(答申に向けた草稿について)

社会教育の在り方に関する特別部会

【第17回】

- 答申草稿 P.1 で社会教育の定義をする際、「学びを通じて」というところで、学びだけを記入していいのか。無自覚的な学びや活動が個人のウェルビーイングや社会のウェルビーイングにつながっていることを、共生の観点とつなげて書けば、社会教育の中身も充実していくのではないかな。
- 答申草稿 P.6-7 で、「コミュニティ・スクール」という言葉が指すものが、地教行法に基づくものか、今まで社会教育が論じてきたような幅広い概念を指すものか明示すべきではないか。限定的な意味を指すならば、より広めに捉える書き方というのをした方がいいのではないかな。
- 答申草稿では、探究活動におけるカリキュラムとの連携が書かれていないのではないかな。社会教育が地域コミュニティの基盤であるのであれば、学校の基盤であるとも言い換えられるため、カリキュラムとの連携も書くべきではないかな。
- 答申草稿 P.8 では、「社会教育が教育としての軸を保つためにも」とあるが、今まで議論に出てきた者ですら理解が難しいので、もう少しかみ砕いて書くといいのではないかな。○答申草稿 P.7 の「(1) 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策」では、「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一体的な推進」とあるが、大切なのは両者を一体的に推進していくことであるため、「コミュニティ・スクールと…」ではないかな。
- 答申草稿 P.1 に『第4期教育振興基本計画』のコンセプトとして、「社会教育は学校教育とともに持続可能な社会の創り手を育てていく営みである」とあるが、学校教育が児童生徒を対象にして社会教育はしないことはないもので、「子供、若者、青少年」を明記する必要があるのではないかな。
- 答申草稿 P.7 の「地域と学校の連携協働のさらなる推進方策」には、PTA や子ども会などの団体との連携強化の記載があるが、大人が児童生徒のために有意義な活動をするという視点だけではなく、まさに主人公としての児童生徒が入る記述が望ましい。
- 答申草稿に社会教育主事の配置率の低下による専門性の希薄化という言葉があるが、配置された社会教育主事の方々の専門性は必ずしも希薄化してはいないところがあるので、見直していいのではないかな。
- 答申草稿にて、公民館、図書館や博物館等を「子供・若者の居場所」としてあるが、多世代の居場所になることも重要ではないかな。
- 公民館、図書館、青少年教育施設のような社会教育施設に社会教育士・社会教育主事がいるという形が作れないか、といった書き込みができるといいのではないかな。
- 答申草稿 P.8 にて、「子供の体験活動機会の減少」とあるが、何の活動が減少しているのかといった検討をしてから書くべきではないかな。
- 答申草稿 P.8 の「(2) 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策」については、現状の課題解決を図るだけでなく、より積極的に「青少年の社会教育活動の活性化を図る意義と必要性」について明記する必要があるのではないかな。

○答申草稿 P.11 の「(5) 共生社会の実現のための社会教育」のまとめ部分では、コミュニケーションを通じた地域での交流や相互理解からの信頼関係づくりに言及することがより重要であるため、「活動に当たって多言語での通訳、翻訳支援に加え、やさしい日本語やデジタル技術や翻訳ツールを活用して、地域交流や相互理解と信頼づくりを図ることが望まれる」としてはどうか。

○答申草稿 P.13 の「(3) の社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方」にて「外国人のつながりづくり」と記載があるが、抽象的であるため、外国人住民との交流や日本語教室活動など具体例を入れる想像しやすいのではないか。

(答申に向けたたたき台案について)

社会教育の在り方に関する特別部会

(I. 現状と課題／II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方)

【第18回】

○「ウェルビーイング」という言葉は共通認識を持ちにくく、もう少しイメージがわく解説や、誰が聞いても同じイメージができる分かりやすいあり方が必要ではないか。

○P.7～8の「社会教育人材の質的・量的な拡充」に関し、どこまで増やすことを目標としているのかという見通しが不明確ではないか。社会教育士・社会教育主事の減少状況を踏まえ、量を増やす見通しや思いがあるのか、これぐらいは欲しいという議論も必要ではないか。

○社会教育士の増加は評価しつつ、やれることがなくてモチベーションが失せていく仕組みにはしてはならない。社会教育主事と社会教育士、公民館主事等がうまくつながっていくような仕掛けが重要ではないか。

○公民館主事等に社会教育士になってもらうという場合に、任用条件として定めるのだけではなく、多分在任している主事に対しても社会教育主事講習を積極的に受講してもらうような仕組みを組み込むことが重要ではないか。

○これまで社会教育に関わってきた人間が、本来の社会教育の姿を住民に説明できていたのかという省察が必要であり、そのことについて、これからどのように動いていくかという視点が組み込まれてもいいのではないか。

○かつての右肩上がりの時代を越えて、縮んでいく時代の中でどういうスタイルをつくるかが重要で、縮む中で新しい時代のスタイルを考えるべきではないか。

○P.1の1ポツにて少子高齢化、人口減というのがあるが、ここに外国人労働者の増加ということがあってもいいのではないか。

○P.1の3ポツ及び2ページ目後ろから2ポツにある「軋轢」という表現は適切か再考してほしい。外国人コミュニティと地域の分断ということはあるが、分断をなくし、つなげていく記述とした方がいいのではないか。

○2ページ目後ろから2ポツに「多言語対応」とあるが、文科省ではやさしい日本語ということを進められているため、「やさしい日本語を含む多言語」とか、そういった記載のほうが社会教育を考える上では適切ではないか。

- 社会教育について一定の理解をした者が社会教育士と名乗ることにより、共通の指導者として認識されるようになってほしい。ただし名乗るだけでなく、必要とされる仕組みや価値が感じられる仕組みを整備してほしい。
- 人口減少についての重視具合がまだ軽いのではないか。また、その対応策として、人材育成・RM0・関係人口をつなげる視点が重要になるのではないか。
- OP.3の1行目について、「農村RM0」はRM0のかなり特殊な形になるため、農村RM0を書くのであれば、「RM0、または農村RM0」という記述にするといいのではないか。
- 人口減少の中で高いウェルビーイングを持続するために社会教育が必要との文脈を強化すべきではないか。
- OP.1の5ポツについて、習い事に行かせすぎる問題、あるいは学校にコミュニケーションが限られる問題ということを挙げるとしても、子供のそうした力が育まれにくい環境となっていると断定することについては疑問に思う。
- OP.3の2ポツについて、核家族化と育成の関係など、特定の家庭を劣位に置くようなメタメッセージにつながりかねない記述は再検討すべきではないか。
- OP.3ページの最後の丸と4ページの頭のところを、できれば区切らずに読めるような形のほうがスムーズに受け入れられるのではないか。
- OP.5の1ポツについて、「行動を変容させていくという教育的意図」というと非常に強い強制力が働く印象があるので、柔らかな表現にするのがいいのではないか。
- OP.5の2ポツについて、生涯学習と社会教育の関係性について、それほど詳しくない方に向けて、関係性を記してもいいのではないか。
- OP.4の5ポツについて、「単なる高齢者向けの趣味的な学習機会の提供」とあるが、多世代の問題としてあてはまりうる中で、高齢者向けというのを入れなければならないのか。
- OP.6の2,3ポツについて、ウェルビーイングの実現というところを書くのであれば、他者に目を向けて配慮をしたり、配慮してもらったりという互惠的な関係を育めるといったウェルビーイングの在り方の記述を補強するといいのではないか。
- OP.7の共生社会に関する記載について、男女のジェンダー平等も含め、共生社会における人々の平等や、人権を保障するといった言葉を含めて書いてもいいのではないか。
- OP.9の1ポツについて、若年層の参画は、施設で居場所をつくるからではなく、居場所づくりの取組が広がる中で自然に若年層にも関心が広がるのではないか。また、その居場所が社会教育によって支えられていることを知るきっかけがあるといいのではないか。
- 居場所づくりは重要な政策課題・社会課題であることから、P.1~3やP.6の中で、もう少し居場所と社会教育が関わっているし、それが必要だということを強調できるといいのではないか。
- OP.5やP.7の今後の方向性の箇所、制度として社会教育かどうかよりも、実態として社会教育的な町や地域になっているかどうかということが大事になるよう、社会教育行政も頑張らなければならない、といったストーリーがもう少し書き込めた方が読みやすいのではないか。
- OP.15の図書館のパートにて、博物館もこれからの地域コミュニティの基盤を支える上で

重要であるので、追記するといいいのではないか。

○社会教育によって。社会の担い手（つくり手）を育成するという方向性を全体のトーンとしてより全面的に強く出すことができるといいいのではないか。

○団体主義、施設主義といったものがベースになってきた社会教育が、人を中心とした形で捉え返しがなされ始めているという意識を持ちながら全体のトーンも整えると、より課題がはっきりしてくるのではないか。

○人口減少時代の命のセーフティネットをいかに地域社会が機能できるかというときに、人間関係をしっかりとつなぎ合わせ、命が守られるセーフティネットを地域社会が確保していくために、社会教育の働きというのが重要になってくることを記載するといいいのではないか。

（Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策）

【第18回】

OP. 18 の最後のポツについて、「社会教育士の養成課程」という書き方があるが、社会教育主事・社会教育士の養成課程ぐらいにしたほうが現状に近いのではないか。

OP. 18 の高等教育機関に関する記載について、大学における社会教育専門教員の減少が懸念される中、学べる環境・人材育成体制の維持が必要であり、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制を担保していくことが重要ではないか。

OP. 19 の民間企業に関する記載について、民間企業との連携は、単に地域課題解決の担い手を広げるというだけでなく、働く世代や若い世代にとっても社会教育の入り口を広げるものであるという観点から、民間企業の関わりについてのさらなる意義について記載するとよいのではないか。

OP. 17 の 6 ポツについて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動はとても難しい概念であるため、注釈があった方が一般的にはいいのではないか。

OP. 18 の 2 ポツについて、「いわゆる体験格差」とあるが、前段の「家庭の教育機能の低下」とは並列の関係であるため、紛らわしい記述を改善するといいいのではないか。

○健常者が障害者スポーツをやってみるといったような取組や、それを公民館で実施することで地域展開もできるといった取組について、障害者との共生社会の構築に非常に役に立つものとして、共生社会と書いている以上は記載があったほうがいいのではないか。

OP. 22 の国、地方公共団体における推進・支援体制の充実について、記載の順番としては、国が先で、地方公共団体が後に来るのではないか。

○公民館等の首長部局への移管により、社会教育に対する認識が弱くなる懸念があるため、首長全体にもう少し社会教育に対する認識を高めるような仕掛けや、逆に首長部局からも社会教育に対して何らかの働きかけが必要なのではないか。

OP. 14 の公民館の在り方について、公民館は単なる施設ではなく、組織としての公民館の在り方に関する記述を強めるべきではないか。

OP. 20 の首長部局との連携について、文化・スポーツと社会教育の関連も踏まえ、文化・スポーツとの連携を見据えた首長部局と教育委員会との協議の在り方というのがあっても

いいのではないか。

○社会教育施設の首長部門の移行は比較的ネガティブに書いてあるが、その意識によって、公民館機能を実質的に担っている RMO の位置づけが弱くなっているのではないか。RMO は社会教育の直系組織というように考えてもいいようなものであり、もう少し位置づけを大きくしてもいいのではないか。

○人材政策の横割化を今回の社会教育法の改正に伴って意識しているというメッセージが必要ではないか。ある段階まで議論があったということを踏まえて、修文等を考えていただきたい。

○OP. 17 の社会教育と連携してきた施設・団体等について、もう少し学校というところを前面に出した項立てが必要なのではないか。

○地域学校協働活動の関わりの言及は多いが、コミュニティ・スクールそのものについてはなかなか記載がない。保護者、地域住民の当事者意識を高める観点から、コミュニティ・スクールの記載をもう少し膨らませるといいのではないか。

○OP. 18 の 1 ポツについて、「社会教育士が連携の窓口となり」と唐突に出てくるが、ここで言っている社会教育士の意味するところが分かりづらいのではないか。

○社会教育士・社会教育主事の役割、首長部局との関連を踏まえ、配置促進をより強く打ち出す文言も入れるといいのではないか。

○OP. 14 の公民館に関する記載について、「住民にとって敷居が低くフラットな場」とあるが、かつては当たり前になような場であったが今はそのような状況にないと捉えるべきか、今までなかった機能としてこれからの公民館に作っていくという期待として捉えるべきか分かりづらい。

○OP. 15 の公民館の運営体制の充実について、営利事業の項目は、公民館にとって色々な面でハードルになっているように思う。文科省からも色々通達があったと思うが、より分かりやすい形で受け止められるようなガイドライン的なものがあるとよいのではないか。せ

○OP. 15 の 4 ポツについて、複合化への言及があるが、過去の議論では複合化の相手として学校も想定されていたと思う。今は廃校になった学校施設も多いと思うので、そういった状況も伝わるメッセージがあってもいいのではないか。

○公民館の運営に関して、今は 3 分の 2 ぐらいが使用料を徴収するようなシステムには変わっているのではないか。今も無料でやっているところと、そうではないところとの公平性についてある程度整理をしてもいいのではないか。

○OP. 17 の PTA、子ども会、コミュニティ・スクール等の記載について、それぞれの団体が子供というものを真ん中に置きながら連携していく融合体のようなものが生まれたほうがいいのではないか。

○OP. 19 の 5 ポツについて、NP0 に委託して事業を実施するにあたり、人件費の整理等に関して、市町村が判断するのではなく、一定のガイドライン的なものを示すことができれば、NP0 との関係性がもう少しスムーズに流れるのではないか。

○OP. 20 の RMO について、時代の変遷の中で様々な新しい組織体が生まれ、対立の構造が生まれて地域が分断された経験もある中で、地域団体の組織体として RMO を活用し、そこに

公民館が事務局機能として関与していくような仕組みがあるといいのではないか。

OP. 20 の「首長部局（防災、地域づくり、福祉）」の 1 ポツについて、外国人の社会教育にあたっては首長部局も大きな担い手であるため、「防災、福祉、地域づくり等」の記載の中に国際的分野を足せば、首長部局とつながるときに分かりやすくなるのではないか。

OP. 20 の「地域運営組織（RM0）、社会福祉法人等」の項目について、外国人との社会教育にあたり、どことつながっていけばいいのかということが明確になっていないので国際交流協会、あるいは地域国際化協会といったものが本項目の中にあってもいいのではないか。

OP. 20 の「首長部局（防災、地域づくり、福祉）」の 2 ポツについて、「福祉分野においても」以降の文章は内容が福祉ではなく地域づくりの話になっているのではないか。福祉分野においては、地域包括ケア等を通して、全ての住民を取り残さないような健康増進といった説明のほうが分かりやすいのではないか。

OP. 11 の社会教育士に関する記載について、社会教育士はどんな役割を担うのかといったことの記述は必要ないか。記述をするのであれば、前段の人づくり、つながりづくり、地域づくりといったような社会教育自体の役割というものと関連させながら記述するのがいいのではないか。

OP. 18 の 2 ポツについて、家庭の教育機能が低下しているイコール体験格差が生まれると言われると、習い事や学習塾による多忙化の問題に拍車をかける懸念があるため、記載を再検討するといいのではないか。

○社会教育士について、何をやる人なのか、どのような形で育成されて何が期待されているかということについてあまり書かれていないため、人材部会の議論等を引用しつつ社会教育士の称号を取った方々に期待されていることが書かれているといいのではないか。

○学区を基本につくられてきた様々な組織が今、学校の統廃合を含めて大きな再編期に入っていることを踏まえた議論をする必要があるのではないか。その時、いかにして人を中心にした社会教育で新しい地域コミュニティを作っていくかということ、及び、こども基本法との関わりも踏まえ、子供たちが社会を担っていく、作っていくという方向性も出てきていることを書き加えられるといいのではないか。

OP. 22 の国の推進体制について、大学の研究機能と連携しながら社会教育を振興できるとよいのではないか。国が所管する機関として、社会教育に関する研究機能を高めていただき、住民の様々な活動に還元してもらう方向性が出てくるといいのではないか。

OP. 14 の 5 ポツについて、公民館が身近な存在となる上で、現状としてそこに子供たちが行こうと思える状況になっていない時、そこにあるバイアスや古い価値観を押しつけられている場合がある。これが若者や女性たちの流出・人口減少につながっているため、そういうものを同時になくしていかなければならないのではないか。

OP. 19 の NP0 に関する記載について、最広義の NP0 と最狭義の NP0 をしっかり分かるような概念図を入れておかないと誤解されてしまうのではないか。「NP0 は…」とすると、法人格だけでなく、ボランティア団体なども含まれる。NP0 という言葉の意味を狭く取るのかどうかで考え方が違ってくるため、ここはもう少し書き込むといいのではないか。

OP. 19 の NP0 に関する記載について、NP0 の存在というのはウェルビーイングの中の 3 つ

のヘルスの中のソーシャルヘルスにとって非常に重要であるということも書き込んでおくといいいのではないか。

ONPO 等と行政が協働するためには、協定を結び、その中に人件費・運営費をしっかりと位置づけるとともに、その積算をしっかりと入れておくことが重要。これをフルコストでいくのかといったことは地域によって違ってくるので、ローカルコンパクトという考え方も含めて書き込めるといいのではないか。

OP. 19 の下から 2 ポツ目について、「民間企業においては、地域貢献活動や CSR 活動にとどまらず」とあるが、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる取組はまさに CSV (Creating Shared Value) に該当するので、CSV と書けば企業にとってもいいのではないか。

6 文科教第 6 3 8 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について

令和 6 年 6 月 2 5 日

文 部 科 学 大 臣

盛 山 正 仁

(理 由)

昭和 24 年 6 月に社会教育法が制定されてから、75 年が経ちました。この間、地方公共団体や関係機関・団体等をはじめ、各般におけるたゆまぬ努力により、個人の要望や社会の要請に応え、社会教育の振興が図られてきました。一方、社会情勢は大きく様変わりし、現代においては、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代となっており、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決や、人生 100 年時代における共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が求められています。さらに、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化しています。

こうした中、令和 5 年 6 月に第 4 期教育振興基本計画を閣議決定し、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。また、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要があります。

また、第 12 期生涯学習分科会では、第 11 期分科会までの議論を基に、第 4 期教育振興基本計画を踏まえ、社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材について重点的に議論を重ね、社会教育人材部会における調査審議も踏まえ、本年 6 月に議論の整理がとりまとめられました。ここでは、全世代の一人ひとりの主体的な学びを尊重し、個人の幸せと他者との関係性の構築といったウェルビーイングを目指す上で、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であるとされています。また、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されています。

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策についてです。

第 12 期生涯学習分科会の議論の整理や社会教育人材部会の最終まとめ等を踏まえ、今後の方向性が示された社会教育主事と社会教育士の役割、社会教育人材の質

的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について、これらの内容を実効性のあるものとするための具体的方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

特に、社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化、社会教育行政と関係機関（関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等）との連携促進、社会教育人材ネットワークの構築・活性化、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進の観点から、行政の役割も含め御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化

特に、社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方、社会教育士の更なる活躍促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

特に、異なる役割に応じた養成方法・内容の確立、講習実施機関の拡大、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策の観点からの御検討をお願いします。

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTA や子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域に

おける関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方についてです。

第一及び第二の検討事項を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方

特に、社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方

○ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、この他にも地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方と推進方策に関連し、必要な事項について御検討をお願いします。

* 社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

参考資料集

令和6年8月28日版

目次

○平成30年答申以降の社会教育に関する議論について＜P.3～24＞

・平成30年以降の社会教育関連の議論の概観	P.4～5
・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申、概要）	P.6
・第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）	P.7～8
・今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について	P.9～17
・第4期教育振興基本計画（概要）	P.18～20
・第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について（概要）	P.21～22
・社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)概要	P.23～24

○社会教育関連データ＜P.25～69＞

・社会教育について	P.26
・社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向	P.27～32
・社会教育費の推移とその内訳	P.33
・社会教育関係職員数の状況	P.34
・社会教育施設について	P.35～36
・社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割	P.37
・地域コミュニティに着目した他府省の施策例	P.38
・障害者の生涯学習等について	P.39～40
・国内の日本語学習について	P.41
・社会教育主事・社会教育士について	P.42～51

目次

○社会教育関連データ＜P.25～69＞

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について	P.52～62
・国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの概要	P.63
・社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業	P.64
・令和6年度 博物館に関する学芸員等の研修体系	P.65
・独立行政法人国立青少年教育振興機構について	P.66
・体験活動について	P.67～69

○社会教育を取り巻く状況＜P.70～78＞

・人口の推移と将来推計	P.71
・DX（デジタルトランスフォーメーション）について	P.72～73
・地域の繋がり希薄化	P.74～76
・障害者の状況	P.77
・外国人の推移について	P.78

○平成30年答申以降の社会教育に関する議論について

社会教育についてのこれまでの議論について①

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

P.5参照

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化等の多様化し複雑化する課題と社会変化に対応するためにも、今後の我が国にとって「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要
- 地域における新時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示し、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍の3つの観点が必要
- 社会教育施設には学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められる
- 地方公共団体からの意見も踏まえ、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例について、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に可とすべき

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

P.6～7参照

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)

- 一人として取り残すことのない社会的包摂の実現や、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるような社会の実現が大きな課題
- 生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高める
- 住民自治を支える社会教育は、持続的な地域コミュニティを形成する、社会全体の基盤

今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項・具体策)について

P.8～16参照

(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料)

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践プラットフォーム」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・社会教育施設が連携して担う
- 社会教育人材に関する事項について、中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討



社会教育についてのこれまでの議論について②



文部科学省

第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

P.17～19参照

○「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つがコンセプト

○基本的な方針3:地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められ、こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化
- ・公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)

P.20～21参照

- リカレント教育:多忙な社会人にも情報をわかりやすく提供することや、学び直しのための費用、時間、社会的評価等の課題の解決が必要であり、高等教育機関では地域社会の知の基盤として地方公共団体や地元企業などと連携し、企業等からの人的成長投資ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、社会人が学びやすい教育環境を整備することで、学びの成果が適切に評価され、個人のキャリアアップが促進される「学びと成長のエコシステム」の構築を図るなど、地域の人材拠点となる必要がある。
- 障害者の生涯学習:多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要
- 外国人の日本語教育:我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要
- 社会教育人材:学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る方策等に取り組む
- 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わりし、新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会) P.22～23参照

- 社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要
- 社会教育主事、社会教育士の役割はそれぞれ「地域全体の学びのオーガナイザー」、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」
- 地域の実情を踏まえつつも、講習・養成課程の修了(社会教育士の称号取得)は、あくまで社会教育人材のエントリー条件であり、その後の段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つであること、また任用後も実務経験や研修等によって必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待されること
- 社会教育人材の裾野の拡大に伴う量的拡大・質的向上に向けた対応方策
- 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策(社会教育人材のネットワーク化等)
- 社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策については、様々な観点から議論を継続していくことを期待

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」 （平成30年12月21日）について

- 今後の我が国において、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進していくことが一層重要。
○その実現のためには、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

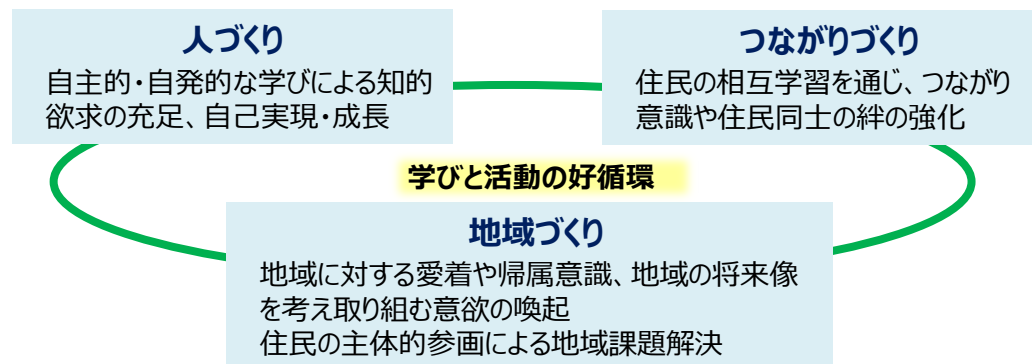
今後の地域における社会教育の在り方

- 人口減少、高齢化、グローバル化、つながりの希薄化、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 住民自らも地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要



個人の成長と地域社会の発展の双方
に寄与する社会教育に大きな期待

「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり



住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、総合教育会議の活用や地域学校協働活動の推進等を通じた首長、NPO、学校、企業等といった多様な主体の幅広い連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

「開かれ、つながる社会教育」へ

今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞ 各施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

公民館	地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点	図書館	他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる学習拠点	博物館	学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点
-----	--	-----	---	-----	---------------------------------------

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

- 地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

⇒上記を踏まえ、公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の所管の特例を認める制度改正を実施（第9次地方分権一括法の一部として社会教育法等を改正）

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状況にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバйд解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- **生涯学習**： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- **社会教育**： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ＋ 周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞
「個人」の生涯にわたる
自己実現を図る学習

＜社会教育＞
学びを通じた「人づくり・
つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを
支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状況にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバйд解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

＋
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、
地域コミュニティの基盤を安定させる

3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の 社会教育施設 の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材 の養成、活躍 機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の 連携・協働の 推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育 の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に 対応した生涯 学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

今後の生涯学習・社会教育の振興方策 (重点事項) について



ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～

教育振興基本計画の理念

自立 ・ 協働 ・ 創造

第9期生涯学習分科会答申

「社会教育の意義と果たすべき役割」

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

経済財政運営と改革の基本方針2022

「人への投資」

「デジタル田園都市国家構想」

第11期生涯学習分科会 議論の整理

ウェルビーイングの実現

社会的包摂の実現 共に学び支え合う
生涯学習・社会教育 地域コミュニティの基盤
デジタル社会への対応

次期教育振興基本計画（素案）の総括的基本方針

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」 「持続可能な社会の創り手の育成」

生活を支えるリテラシーの向上

デジタルデバイドの解消

障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等

地域づくりを支える社会教育の実現

様々な地域課題への取組・解決

持続可能な社会の創り手の育成等

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

「地域の学びと実践プラットフォーム」のねらいと効果

生活を支えるリテラシーの向上

- デジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することで、オンラインでの学習やSNSでのつながり作りなどを可能に。
(デジタルのコンテンツ・ネットワーク等の活用に加え、仲間・地域とリアルに繋がる場(公民館等)も提供)
- 社会教育主事等のコーディネートにより、公民館等の社会教育施設において、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学び・学び合いを支援

地域づくりを支える社会教育の実現

- 公民館活動への地域住民の参加を促進し、コミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進
- 社会教育士のネットワーク化や公民館等への配置を促進し、社会教育士の得意分野を活かして住民による地域づくりを組織的に支援
- 住民の主体的参画を重視し、他の地域活動との協働やコミュニティ・スクールとの連携等により、多世代の参画を推進。

「地域の学びと実践プラットフォーム」

一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築

期待される効果

- ①：高齢者等を含め、日本に暮らす全ての人が当たり前にデジタルの恩恵(行政・民間サービス)を享受。
(肝心な時はリアルなつながりも大切)



- ②：子供・若者を含む主体的な住民参画とそれを支援する行政の相乗効果で、地域住民の健康・住みやすさ・住民満足度等のウェルビーイングが向上



- ③：まちづくりや福祉・防災等の地域課題に関する行政も、地域の協力あってこそ。行政の施策効果やコスト面でも好影響。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



- ・市長のツイッターて何？
- ・マイナンバーカードってどう役立つの？

公民館のデジタル入門講座で学べますよ
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ



- ・オンラインで学習したい
- ・SNSなどで仲間と繋がりたい

公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう



公民館所属
〔社会教育士〕



簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ

- ・必要な情報にアクセスしたい
- ・地域の一人として参画したい



生涯学習推進員
〔社会教育主事OB〕



ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみよう
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ

- ・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
- ・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

学生
〔社会教育士養成課程〕

生活

地域

学びと実践

社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・
社会教育士

（地域における学びと実践のコーディネーター）

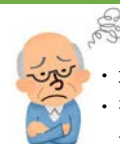
地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内会メンバー
〔社会教育士〕



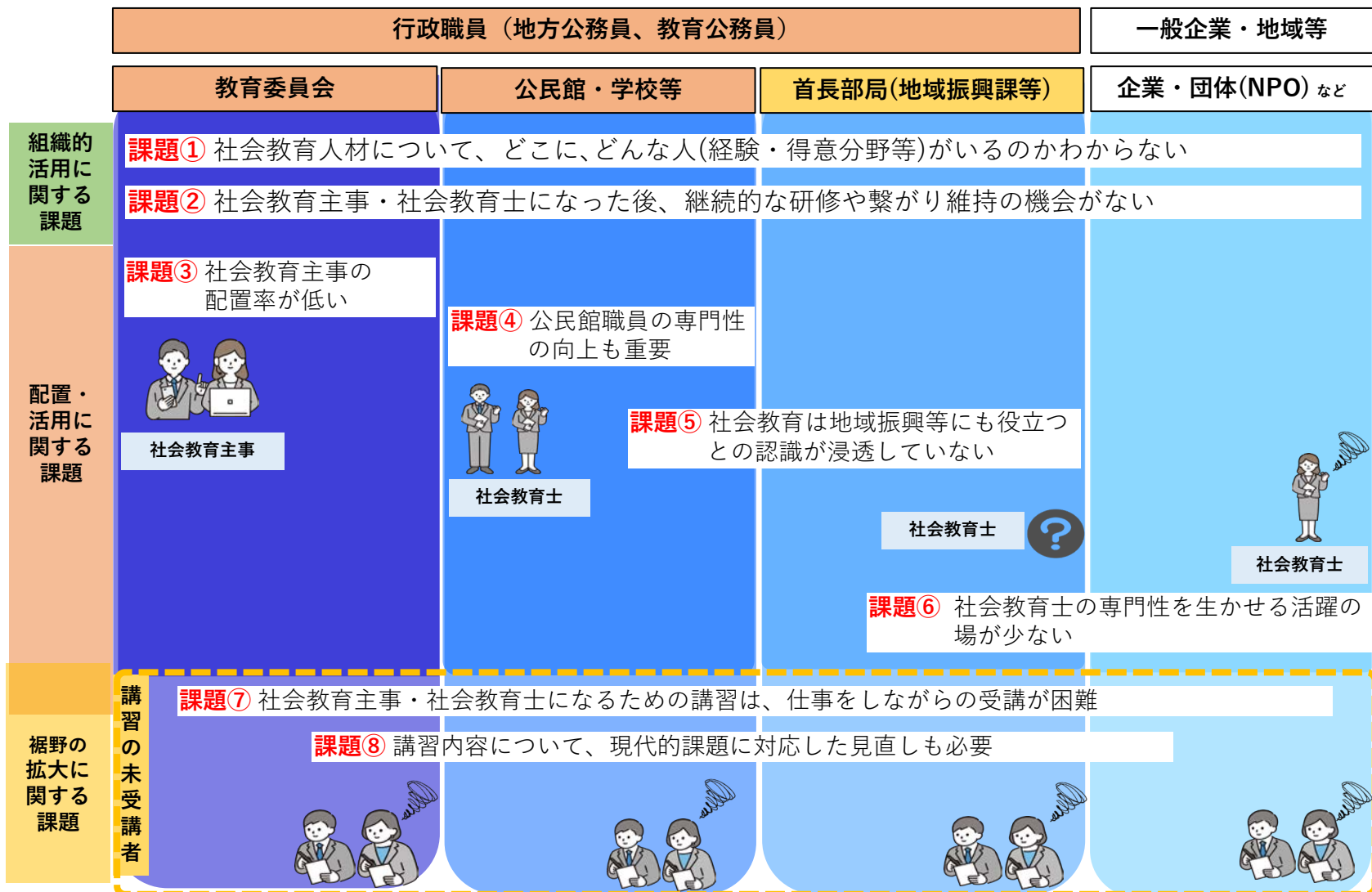
地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

社会教育人材の活用に関する現状の課題と重点事項（重点的に取り組むべき事項）



課題①②⑥関係

重点事項(1)

社会教育人材ネットワークの構築による組織的な活用

課題②⑧関係

重点事項(2)

社会教育士等の講習・研修の充実（継続的な学習・交流を支援。現代的ニーズを踏まえて内容を見直し。）

課題③④関係

重点事項(3)

社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置、社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

課題⑤⑥関係

重点事項(4)

地域振興分野等での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

課題⑦関係

重点事項(5)

講習の受講機会の拡大等（受講者枠拡大・オンライン化等）

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項（社会教育人材関係）

重点事項(1)

社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

- 社会教育主事・社会教育士に対し、研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等を組織的に行えるよう、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながらネットワークを構築・展開。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類（氏名や属性等）や、集約の主体・手法等とあわせて検討。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討。
- 社会教育士が地域で活動しやすくなるよう、社会教育士であることを証する修了証書やデジタルバッジ等の導入を検討。

重点事項(3)

社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

- 社会教育主事の配置状況を分析し、自治体に必要な働きかけの実施。
- 社会教育士の公民館や地域学校協働活動推進員への配置・登用を促進する。また、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の専門性の向上に向け、社会教育主事講習の受講を推奨する。

重点事項(5)

講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

- 働きながらも社会教育主事講習を受講したいというニーズに応えるため、社会教育主事講習のオンライン化や夜間・休日中心の講座を含む多様な社会教育主事講習を展開。社会教育主事講習の定員の増加等に向け、講習実施機関へ働きかけ。
- 民間資格等による科目代替の検討など社会教育士の資格取得の促進策を検討。

重点事項(2)

社会教育士等の講習・研修の充実

（講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援）

- 社会教育主事・社会教育士に必要とされる専門性に関する内容や、デジタル活用、多様なニーズへの対応に関する内容について、社会教育主事講習等に反映。
- 社会教育士等が継続的に学習できるよう、公開可能な研修をオンデマンド配信。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力しあえる人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

重点事項(4)

地域振興分野等での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

- 首長部局の地域振興担当等における社会教育士の活用が進むよう、当該部局の職員の講習受講を促進。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興施策への協力を促進。

横断的事項

- 生涯学習分科会において、社会教育教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、さらに専門的な議論・検討を行う。（議論・検討にあたっては、社会教育主事・社会教育士の制度的な位置づけを踏まえ、社会教育主事講習の名称変更も含めて検討。）
- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター（仮称）を創設。
- 社会教育におけるEBPMの推進。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：関係組織や住民等との連携）

地 域

他の行政施策・部局と連携し
多様な住民ニーズに対応
(地域振興、多世代交流、福祉等)

- 地域づくり（地域振興）をはじめ、多様な世代を対象とする他の行政施策や担当部局とのタイアップを推進し、多世代交流による地域コミュニティづくりを支援
- 住民の自主的な学びや参画を促し、行政施策の効果を高め、持続性やコストも改善

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童クラブ等を
公民館で実施

【地域運営組織】

公民館活動を母体とした地域運営組織の取組（子育て交流、学習支援等）や支援措置等を周知

【農村型地域運営組織（農村RMO）】

中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施

【重層的支援体制整備事業】

相談支援や交流の場など
社会福祉分野における協働

社会教育施設の複合化や
PFIの活用による官民連携の推進

生 活

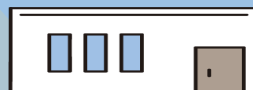


社会教育人材ネットワークとの連携

- 首長部局や地域にいる社会教育士と連携し、それぞれの強みを活かした協力を得て、多様な課題に対応・解決

社会教育主事・社会教育士

地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

デジタルとリアル双方の教育機会の提供による 「つながりづくり」

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルに繋がる場も提供
- デジタル技術の活用等、公民館のデジタル化を推進

社会的包摂の実現に向けた学習支援

- 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じて生活に必要な学び・学び合いを支援（福祉部局等とも連携）
- 不登校、貧困等の課題を抱える子供たちの学びを支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）
- 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携

地域住民による公民館運営への参画

- 身近な公民館の運営への住民の参画を促すことで、住民が行政に主体的に関わるようになる機会を提供
- 特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、子供や若者も集う地域コミュニティの拠点に。



民間企業やNPO等との連携

- 民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館が多様な属性をもつ者の活動が重なりあう場となることで、地域コミュニティの繋がりを強める。
- 企業と連携してリアルな体験活動等を推進し、リアルな体験や繋がりの良さを実感できる場に。



地域と学校等の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。



社会教育施設に関する現状の課題と重点事項

社会教育施設をめぐる課題

課題①

地域住民のニーズが多様化し、従来の取組だけでは、多様な住民の期待・ニーズへの対応が困難に。

課題②

様々な行政分野で、地域との関係性が重視され、地域づくりや自主的取組みに資する社会教育的な学びとの連携が求められている。

課題③

地域コミュニティにおける住民同士の関係性が希薄化。地域における様々な活動間(町内会や学校等の活動と公民館活動など)で、必ずしも連携が十分ではない。

課題④

様々な活動の際に集まれる場としての強みを地域コミュニティづくりに十分生かせていない。

課題⑤

公民館の運営や評価等について、地域住民の参画や意向の反映が必ずしも十分ではないことも。

課題⑥

公民館等での学びが、住民同士の繋がりづくりや地域づくりをはじめとした、地域における実践に十分に結びついていない。

重点的に取組むべき事項を 明確化

重点事項(1)

他の行政施策・部局と連携し
多様な住民ニーズに対応
(地域振興、多世代交流、福祉等)

重点事項(2)

地域との連携推進による
地域づくりの主導
(地域住民、NPO、社会教育
関係団体、学校等)

重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化



「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項(社会教育施設関係)

重点事項(1)

他の行政部局・施策と連携し、多様な住民ニーズに対応

(地域振興、多世代交流、福祉等)

○地域づくり(地域振興)を始めとする他の行政施策・部局とのタイアップを推進

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】放課後児童クラブ等を公民館で実施。

【地域運営組織】公民館活動を母体とした地域運営組織の取組(子育て交流、学習支援等)や支援措置等を周知。

【農村型地域運営組織(農村RMO)】中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施。

【重層的支援体制整備事業】相談支援や交流の場など福祉分野における協働。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育との連携が重要な部局の職員に社会教育主事講習の受講を推奨。
- ・公民館等で活用する社会教育士も、地域づくり施策への協力に努める。

○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

重点事項(2)

地域との連携推進による地域づくりの主導(地域住民、NPO、社会教育関係団体、学校等)

○地域住民による公民館運営への参画

- ・公民館運営における地域住民の意向を反映するため手引きの作成を検討。
- ・特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、運営に反映。

○民間企業やNPO等との連携

- ・民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館活動への多世代の参画を推進。
- ・企業と連携してリアルな体験活動等を推進。
- ・企業等との円滑な連携に向けて、営利的な活動との関係について具体的事例を整理・周知。

○地域と学校等の連携・協働の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。

重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化

○社会的包摂の実現に向けた学習支援

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援(福祉部局とも連携)。
- ・不登校や貧困等の課題をかかえる子供たちへの支援(地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携)。

○子供や若者の社会教育への参加促進

- ・若い世代の声を公民館の運営に反映するとともに、社会教育施設が子供や若者の学び合う場となり、こどもの居場所としての役割も果たせるよう、具体的事例を周知。

○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

- ・社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- ・デジタル技術の活用等、公民館等のデジタル化を推進。
- ・デジタルリテラシーの学習機会を提供。
- ・地域住民同士がリアルに繋がる場も提供。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育士の公民館等への配置や公民館主事等の専門性向上(資格取得促進)。
- ・社会教育士それぞれの強みを活かせる協力を要請。

横断的事項

○重点事項(1)～(3)について「公民館の設置及び運営に関する基準」において明示することを検討。

○「優良公民館表彰」に年度毎の重点分野を設定し、その優良取組事例を収集・横展開。

○国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター(仮称)を創設(再掲)。

○社会教育におけるEBPMの推進(再掲)。

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けたいと思う児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

＜生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿＞

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

＜デジタル社会への対応＞

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

＜社会的包摂への対応＞

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

＜生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方＞

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

＜生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの＞

【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】 自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1. 社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

社会人 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

3.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4.社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化 等に取り組む

今後の展望

- ・社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- ・社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）概要（令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会）

1. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

（1）社会教育の裾野の拡大

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

- **学校教育と社会教育との連携**による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における**地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大**
- **社会教育の担い手**は、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、**首長部局や民間企業に広がるなど、多様化**
- ⇒ **社会教育の裾野が拡大**する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる**社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要**

（2）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事

「**地域全体の学びのオーガナイザー**」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、**地域全体の社会教育振興の中核**を担う

社会教育士

「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」

現場レベルの活動において、**各分野の専門性と社会教育の知見を活かし**ながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

- 社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、**社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化**する役割を担うことが重要に
- ⇒ 各教育委員会における**社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果**が生まれるような体制の整備が望まれる

（3）社会教育人材の確保の必要性

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけではなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、**社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要** ⇒ **幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要**

2. 社会教育人材の養成について

（1）社会教育人材に求められる能力・知見

- 全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、**地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得**が求められる
- 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、**関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図る**ことが必要

（2）社会教育人材の養成の在り方

- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置く**ことを基本とすることが適当
- **社会教育主事**については、地域の実情を踏まえつつ、**講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用**することが望ましい方向性の一つ
- 講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、**各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい**
- 講習・養成課程の修了後においても、**多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用**を通じて**社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要**

3. 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事講習の定員拡大

受講希望者の増加により、定員超過が継続→社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務

多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

【受講形態の多様化】 オンライン・オンデマンドを含め、できる限り受講者のニーズに応じられるように多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

- ・複数機関によるカリキュラムの策定により講習内容の維持・充実を図る ・現行でも可能な分割履修の円滑な実施に向け、国は受講記録の保存期間を5年以上と設定
- ・各講習実施機関は、提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等の分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが期待される

【講習科目の提供方法の弾力化】 国は、大学等の判断により1から4科目の開設を可能とし、国の委託費を活用しない講習について、複数年での開講や、受講料の徴収を認める

養成課程における取組

教職課程を含めた他分野専攻の学生が履修しやすいような取組など、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進を期待

講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

国は、講習実施機関を対象とする意見交換会を定期的を開催し、講習実施機関間の連携・協力を促進

講習の受講資格の明確化

国は社会教育関係団体や地域学校協働活動等の一定の活動経験、海外大学卒を講習の受講資格要件に参入できる旨を通知等で明確化

社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

国は、資格の内容等に応じて講習受講科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準の検討を進める必要

4. 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

社会教育主事の配置促進

- ・国は、市町村における社会教育主事の配置の好事例等を周知し、社会教育主事の専門職としての有用性について改めて理解増進を図る必要
- ・地方公共団体における社会教育人材の計画的な育成のため、国は任用予定者の受講枠の確保、講習の受講促進、定員増加等を進め、社会教育主事の配置を促していく必要

社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示

国は、活躍事例の収集・分析、ロールモデルや活躍先の提示等により社会教育士の活用イメージを広く周知する必要

社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

・国は、社会教育士の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用等を促す必要

- ・指定管理の社会教育施設が、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件等とすることや、社会教育士を称する際に自らの専門性を付記することも有効
- (「社会教育士(講習)×学校連携」、「社会教育士(養成課程)×まちづくり」など)

社会教育人材のネットワーク化

・社会教育人材ネットワークは、全国規模、都道府県・市町村等の地域単位、自発的な「同窓会型」等、機能毎に複層的に構築することが重要

- ・全国規模のネットワークは、国が中心となり、都道府県・指定都市の社会教育主事が集まる場の充実を図るとともに、持続的なネットワークの確立に向けた課題について検討
- ・地域単位のネットワークは、地方公共団体等が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域の幅広い社会教育人材のつながりの構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、各地域の実情に応じて運営し、研修や交流を行うことが望ましい
- ・「同窓会型」(同じ講習・養成課程の修了者)のネットワークは、顔の見える関係を活かした機動的な交流や、持続可能性の観点から他のネットワークとの連携に期待

旧制度における受講者の社会教育士の称号付与の促進

令和2年度以降の新設2科目を受講しやすい環境の整備など、旧制度下の修了者の社会教育士の称号取得を促進

修了証書の在り方

講習実施機関が発行する修了証書について、社会教育士の称号が付与された旨を明確化するとともに、養成課程についても同様の協力を求める必要

継続的な学習機会の確保等

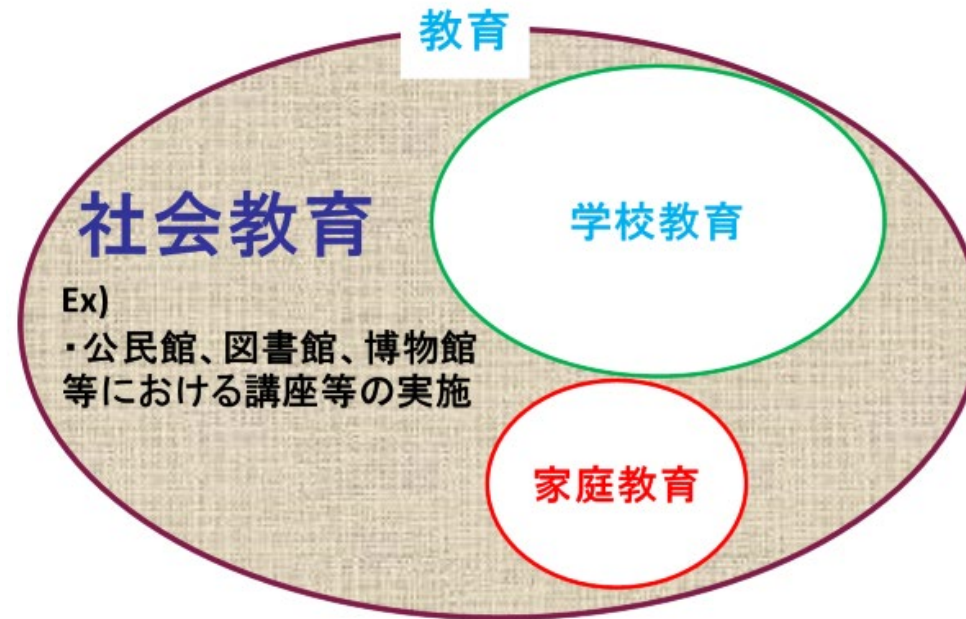
- ・国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要
- ・学習の成果や、専門性・得意分野を示すことにもつながりうるデジタルバッジの活用について、具体的な調査検討を進める必要

5. おわりに

社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待

○社会教育関連データ

社会教育について



○教育基本法(平成十八年法律第二十号)(抄) (社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)(抄) (社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向①

※矢印（→）以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印（➡）以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
昭和23年	社会教育振興方策について（教育刷新委員会建議）
昭和24年	社会教育法制定（以下法という。）
昭和25年	図書館法制定
	博物館法制定
昭和26年	人 ➡法改正により都道府県の教育委員会に対し社会教育主事と社会教育主事補を置くことを義務付け
昭和28年	青年学級振興法の制定
昭和29年	施 →社会教育施設に対する運営費補助、建築費補助を増強
	➡法改正により、社会教育主事講習実施者の範囲の拡大、社会教育関係団体への補助金支出を認める、公民館基準の制定、社会教育委員の役割の変化（青少年に対する助言・指導の追加）等が行われた
昭和34年	人 ➡法改正により市町村の教育委員会に対し、社会教育主事と社会教育主事補を置くことを義務付け（※人口1万人未満の町村においては当分の間猶予等）
	施 「公民館の設置及び運営上必要な基準について」（社会教育審議会答申） ➡公民館の設置及び運営に関する基準を告示
昭和40年	国立社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）を設置

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向②

※矢印（→）以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印（➡）以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
昭和40年	国立社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）を設置
昭和46年	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（社会教育審議会答申） →急激な社会の変化の中での社会教育に対する期待に応ずるため、これまでの社会教育の実績と問題点を明らかにしたうえで、今後における社会教育推進の基本方針を検討し、今後の社会教育のあり方を総合的、体系的に明らかにした
昭和49年	人 「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」（社会教育審議会答申） →派遣社会教育主事の国庫補助制度開始
昭和56年	生涯教育について（中央教育審議会答申） →生涯学習の考え方を初めて提示
昭和57年	人 ➡法改正により都道府県及び市町村に対する社会教育主事補の必置制が廃止、任意に
昭和60年	人 派遣社会教育主事の国庫補助制度を交付金制度に改正
昭和61年	特殊法人国立教育会館と国立社会教育研修所が統合し、国立教育会館社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）となった
昭和62年	「教育改革に関する第四次答申」（臨時教育審議会答申） →個性重視の原則の下、学校中心の考えを改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図るべきとした。 ➡文部省組織令の改正により、社会教育局を生涯学習局（現在の総合教育政策局）に再編（昭和63年）

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向③

※矢印（→）以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印（➡）以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
平成 2 年	「生涯学習の基盤整備について」（中央教育審議会答申） →国と地方公共団体における連絡調整組織を法的に整備すること、都道府県に生涯学習推進センターを設置し、及び大学・短期大学には生涯学習センターの設置を期待すること、教育・スポーツ・文化等の生涯学習事業を地方の住民に集中的に提供できるようにするため、生涯学習活動重点地域を設置すること、そして、カルチャーセンターなど民間教育事業の振興のために国及び地方公共団体の間接的な支援が必要 ➡生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定
平成 9 年	施 社会教育施設整備費補助事業を廃止し、平成10年から一般財源化し、地方交付税にて措置
	人 派遣社会教育主事の交付金制度を廃止し、平成10年から一般財源化し、地方交付税にて措置
平成10年	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」（生涯学習審議会答申） →地方分権等の推進や、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズ、生涯学習社会の進展等の新たな状況を踏まえ、社会教育施設の規制の大綱化・弾力化や社会教育行政における住民参加の促進等が必要であるとした ➡法改正により公民館運営審議会の任意設置化（平成11年）
平成11年	「青年学級振興法」の廃止
平成12年	「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」（教育改革国民会議） →21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討し、「教育の原点は家庭であることを自覚する」、「奉仕活動を全員が行うようにする」等の17の提案を行う。 ➡法改正により社会教育・学校教育・家庭教育の連携を国・地方自治体の任務に追加、家庭教育及び青少年の社会奉仕体験活動を教育委員会の事務に追加（平成13年）

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向④

※矢印（→）以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印（➡）以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
平成13年	国立教育会館が解散し、国立教育政策研究所に移管され、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターとなる
平成18年	➡教育基本法の全部改正により、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する条文が新設された
平成20年	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(中央教育審議会答申) →学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力をより一層進めるため、社会教育と学校教育が目標を共有し、地域の教育力向上のための方策の展開が必要とした。 ➡教育基本法を踏まえた法改正により「放課後子供教室」、「学校支援地域本部」等を教育委員会の事務に追加
平成25年	「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 →社会教育行政の今後の方向性をネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」とした 「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」(中央教育審議会生涯学習分科会) →社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事として得た知識・経験は、社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面や、NPO やボランティア団体等の活動でも幅広く活用することが可能であることから、社会教育主事任用資格の有用性が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要とした

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向⑤

※矢印（→）以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印（➡）以降は法令改正の内容

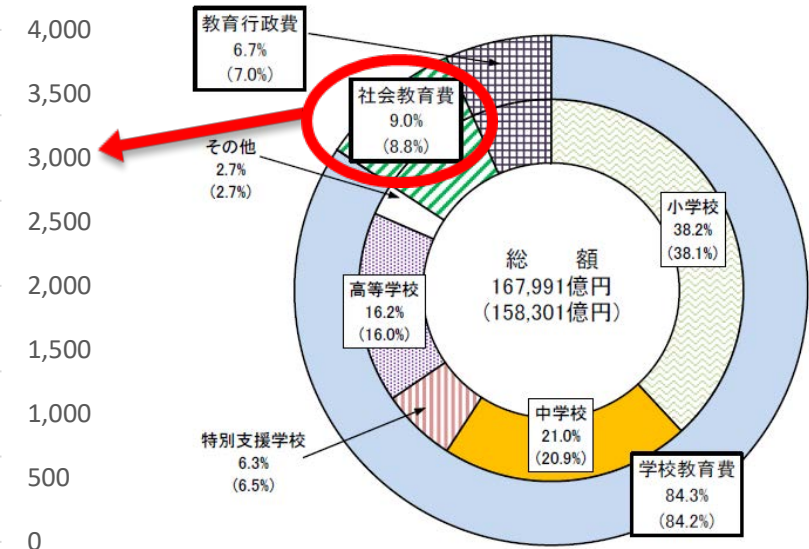
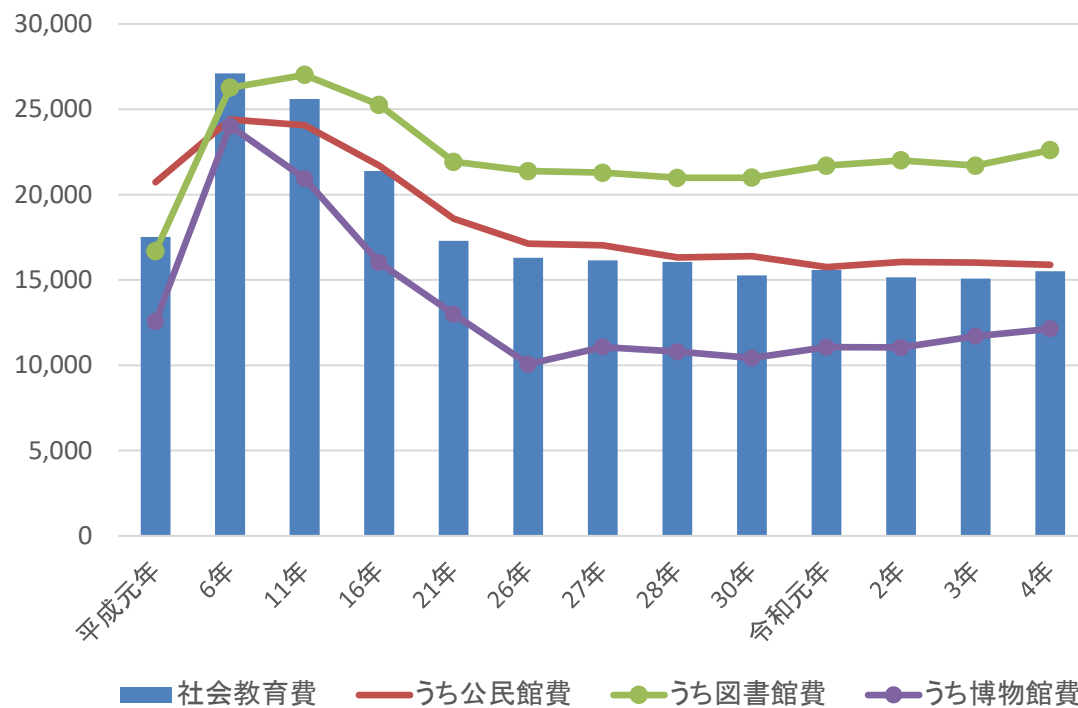
年代	社会教育関連の動向
平成27年	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申） →これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を整理し、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進が必要とし、制度的位置づけの検討が必要とした。 ➡法改正により「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備、「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（平成29年）
平成30年	施 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会答申） →「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指すべきとし、また他行政分野との一体的な運営等により効果的と判断される場合の社会教育施設の所管に関する考え方をまとめ、地方公共団体の長が所管することができる特例が必要とした。 ➡地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの法改正により、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を地方公共団体の長が所管することを可能とする（第9次地方分権一括法、令和元年） ➡文部科学省組織令の改正により、生涯学習政策局から総合教育政策局に再編、加えて社会教育課から地域学習推進課に再編され、博物館に関する業務は文化庁へ移管
令和2年	人 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会） ➡社会教育主事講習等規程の改正により、社会教育士の創設

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向⑥

※矢印（→）以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印（➡）以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
令和 5 年	第 4 期教育振興基本計画 →「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成し、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められ、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要とした
令和 6 年	「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 →社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材を重点的に議論、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であり、社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示 人 「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」(中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会) →社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要とした

社会教育費の推移とその内訳



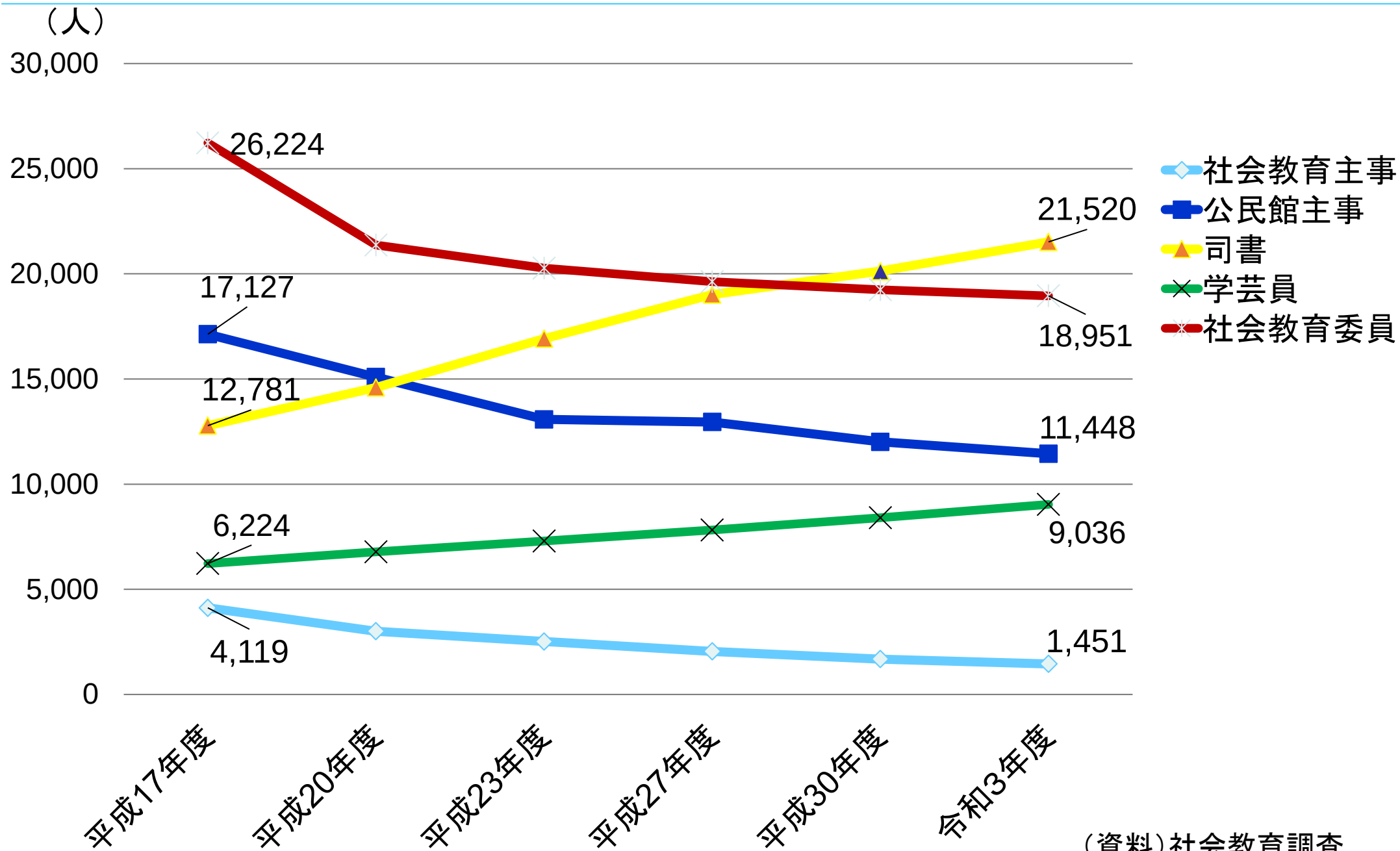
※ 1 令和2会計年度
 2 ()内は債務償還費を控除した数値
 3 「その他」は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校

単位: 億円

	平成6年	11年	16年	21年	26年	27年	28年	30年	令和元年	2年	3年	4年
社会教育費	27,103	25,609	21,383	17,291	16,298	16,141	16,046	15,267	15,591	15,143	15,073	15,507
うち公民館費	3,253	3,209	2,893	2,477	2,282	2,271	2,175	2,185	2,100	2,139	2,134	2,118
うち図書館費	3,502	3,601	3,368	2,922	2,850	2,837	2,797	2,799	2,892	2,934	2,894	3,014
うち博物館費	3,203	2,792	2,136	1,732	1,342	1,475	1,439	1,389	1,474	1,472	1,560	1,618

(出典) 地方教育費調査

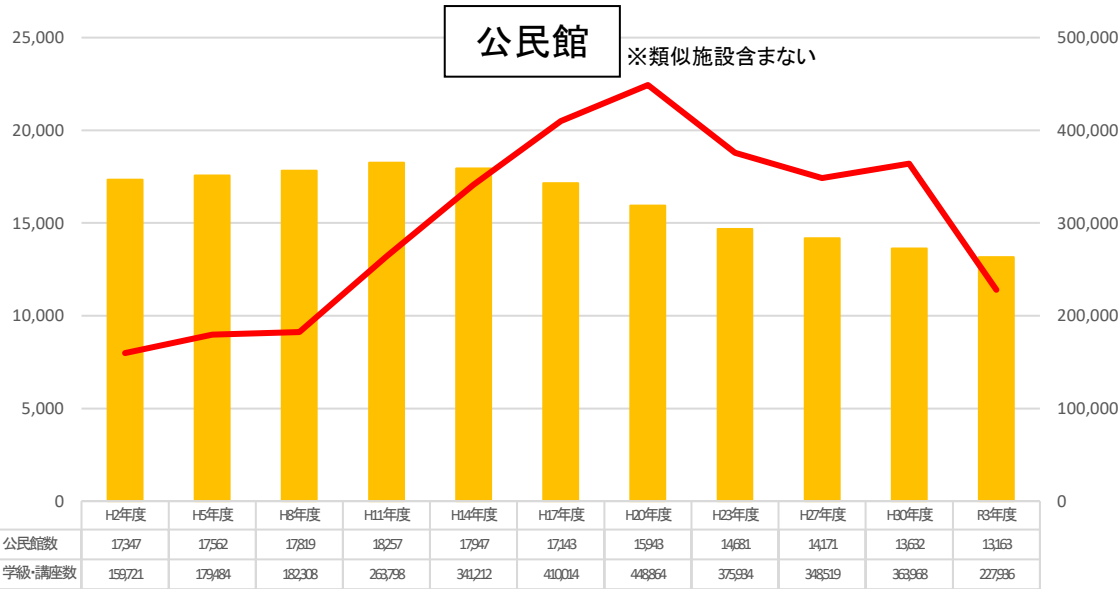
社会教育関係職員数の状況



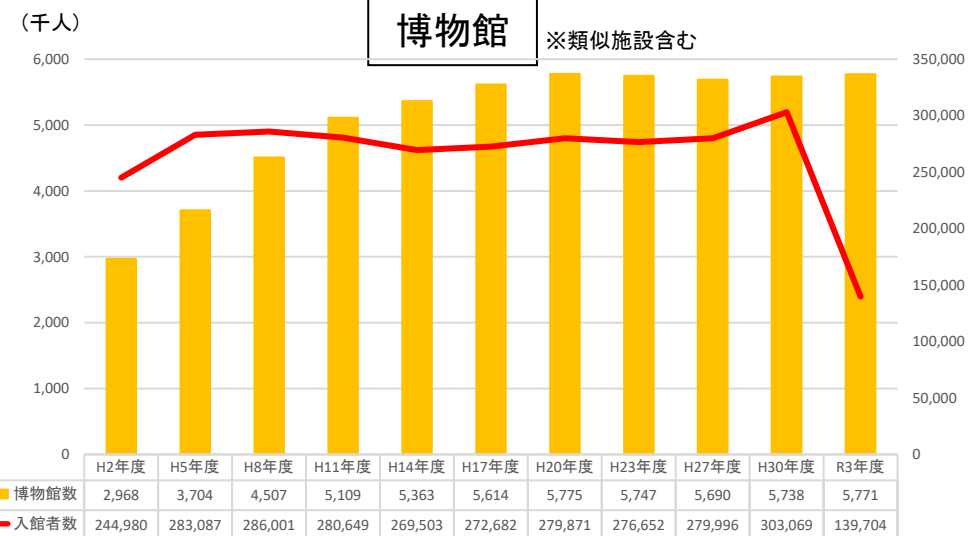
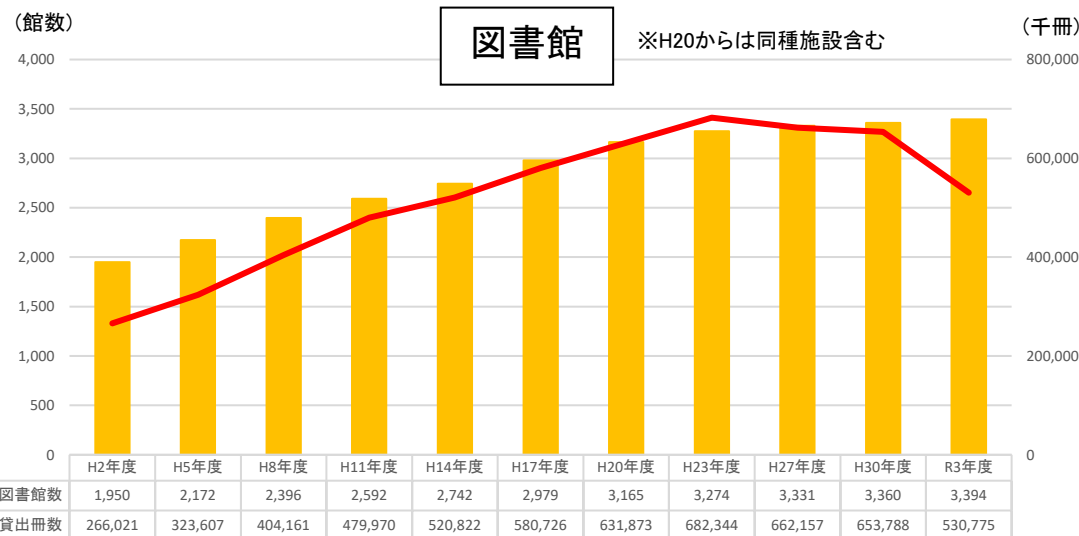
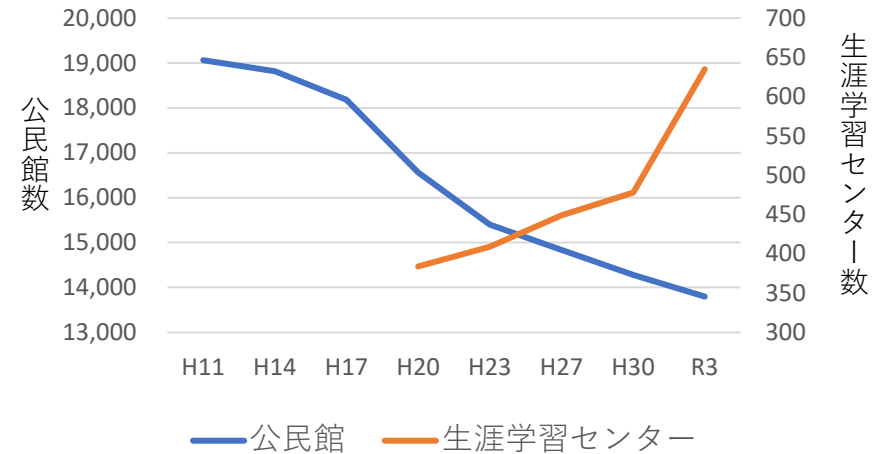
(注)学芸員数は、博物館登録施設、博物館相当施設及び博物館類似施設の学芸員の合計。

主な社会教育施設の数と利用状況

公民館は館数、学級・講座数とも減少傾向。要因として、コミュニティセンター等の施設としての転用、施設の老朽化や市町村合併に伴う廃止・整理統合が考えられる。博物館、図書館はコロナ禍の影響もみられるものの館数は増加傾向を維持。



(参考) 公民館数と生涯学習センター数の推移



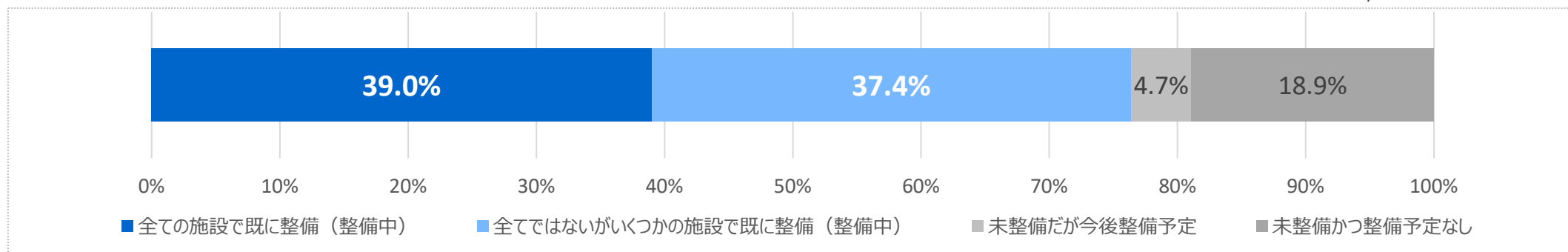
※施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。
 ※H23の学級講座数、貸出冊数及び入館者数には、岩手県、宮城県、福島県の数値は含まれない。
 (社会教育調査より作成)

社会教育施設（公民館・図書館）におけるデジタル環境の整備状況

（１）公民館における来館者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- ▶ 来館者が利用できるWi-Fi設備が、全ての公民館で既に整備又は整備中であると回答した「自治体」は39.0%
- ▶ 一部の施設では整備されている「自治体」を含めると76.4%

【 デジタル環境の整備状況・今後の予定 】



出典：令和5年度社会教育デジタル活用等推進事業「社会教育施設のデジタル環境の整備等に関する調査」（文部科学省）

（参考）無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可) [H31.1月時点] 29.7%（公民館数 n=5401） 出典：全国公民館実態調査（(公社)全国公民館連合会）

（２）図書館における利用者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- ▶ 利用者が使える無料のWi-Fiサービスがあると回答した「図書館」は72.1%

【 図書館内で利用できるWi-Fiサービス提供の有無 】（R5.10.1時点）

n = 721

・利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある	72.1%	・有料のWi-Fiサービスを案内している	0.1%
・Wi-Fiサービスは特に案内していない	20.7%	・その他、無回答	6.7%

出典：「電子図書館・電子書籍サービス調査報告2023」((一社)電子出版制作・流通協議会)

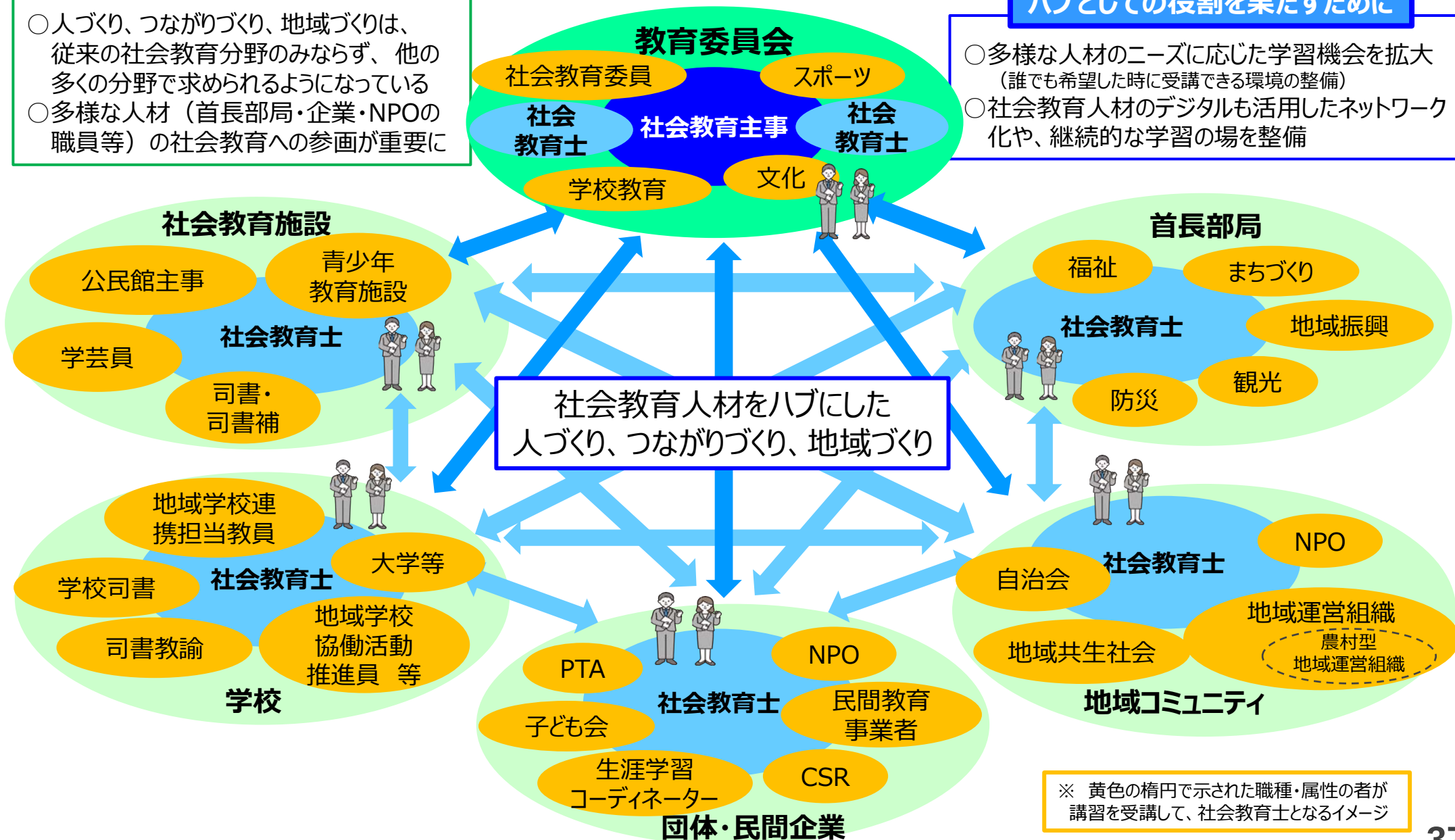
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

地域コミュニティに着目した他府省の施策例

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

・中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村RMO形成伴走支援
農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

・市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設 ※令和2年社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始

Ⅰ 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

Ⅱ 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就業支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就業体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

地域運営組織の形成・運営（総務省）

・地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援（市町村）
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
2. 地域運営組織の経営力支援（都道府県及び市町村）



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

・人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。



障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうになってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約**92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
(就職1年後の定着率：知的障害**68%**、身体障害**60.8%**、精神障害**49.3%**)

障害者の生涯学習の機会の充足度／取組状況 ※令和4年度調査研究より

生涯学習の機会が十分にある、ある程度あるを足した割合 → **38.2%**

現在、生涯学習に取り組んでいる割合 → **20.7%**

生涯学習に取り組んでいない理由

「どのような学習があるのか、知らない」 → **55.8%**

課題

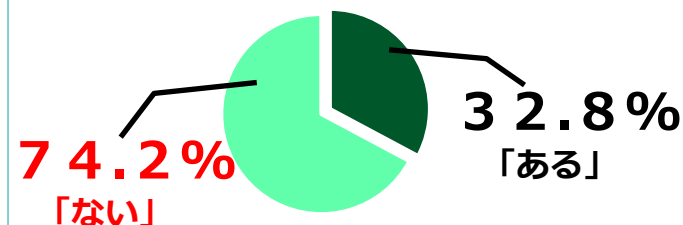
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
- ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**32.8%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
情報発信にも課題があり、障害者に生涯学習の情報が届いていない
- ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性や成果の波及力に課題**がある

対応

- ・ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
- ・ 発達段階や障害種等に応じた**学習プログラムの開発**やその**担い手を育成する**

【公民館等が「障害者の生涯学習活動の支援」に関わった経験の有無】

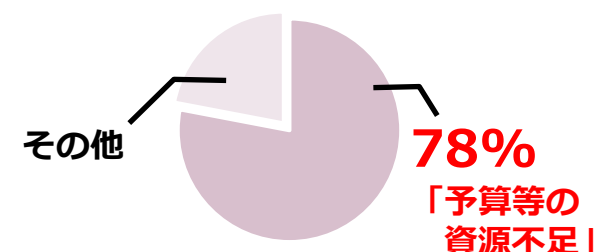
※令和5年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
 - ・ 障害福祉サービス等
- 【文化庁】
 - ・ 障害者芸術文化活動普及支援事業
- 【スポーツ庁】
 - ・ 障害者スポーツ推進プロジェクト 等

地方自治体における障害者の生涯学習の状況

(129回分科会資料 1 國本教授発表資料)

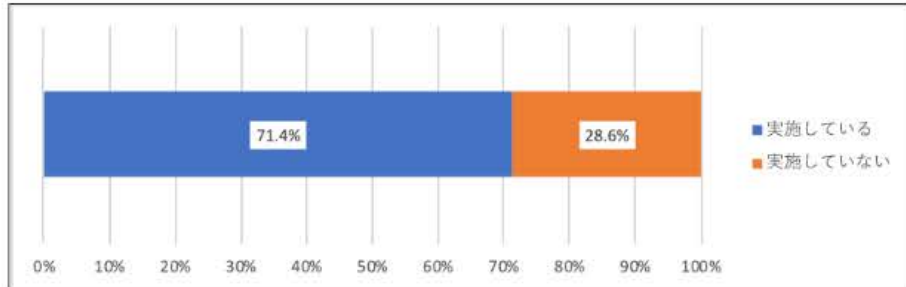


図 2-3-10 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【都道府県】(N=35)

都道府県

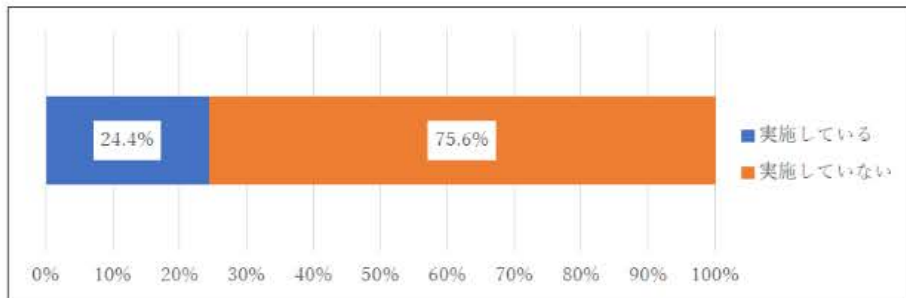
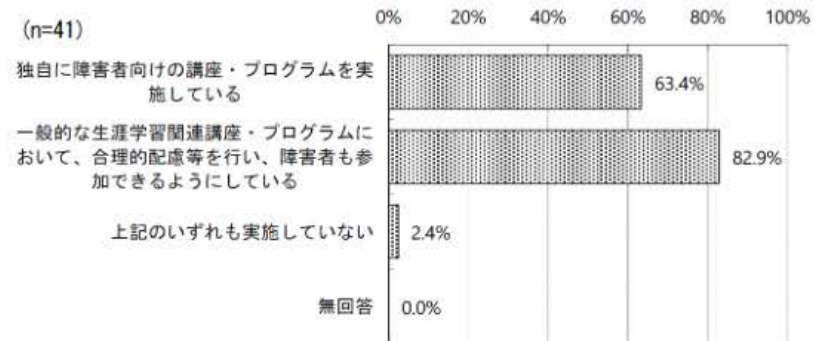


図 2-4-10 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【市区町村】(N=929)

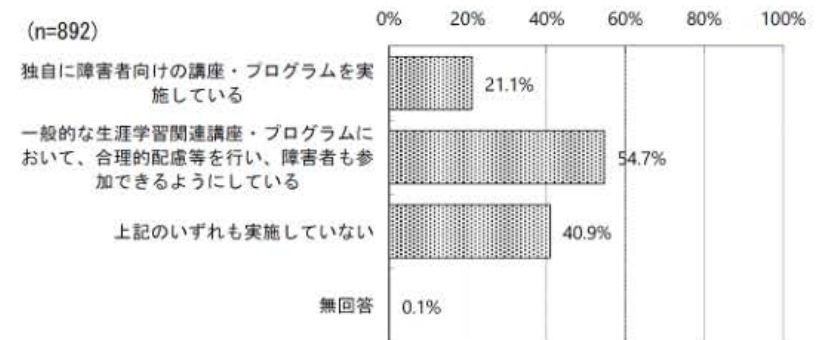
市町村

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2018)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査 報告書」(平成29年度 文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」)

図表 2-27 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施状況(複数選択)



図表 2-122 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施状況(複数選択)



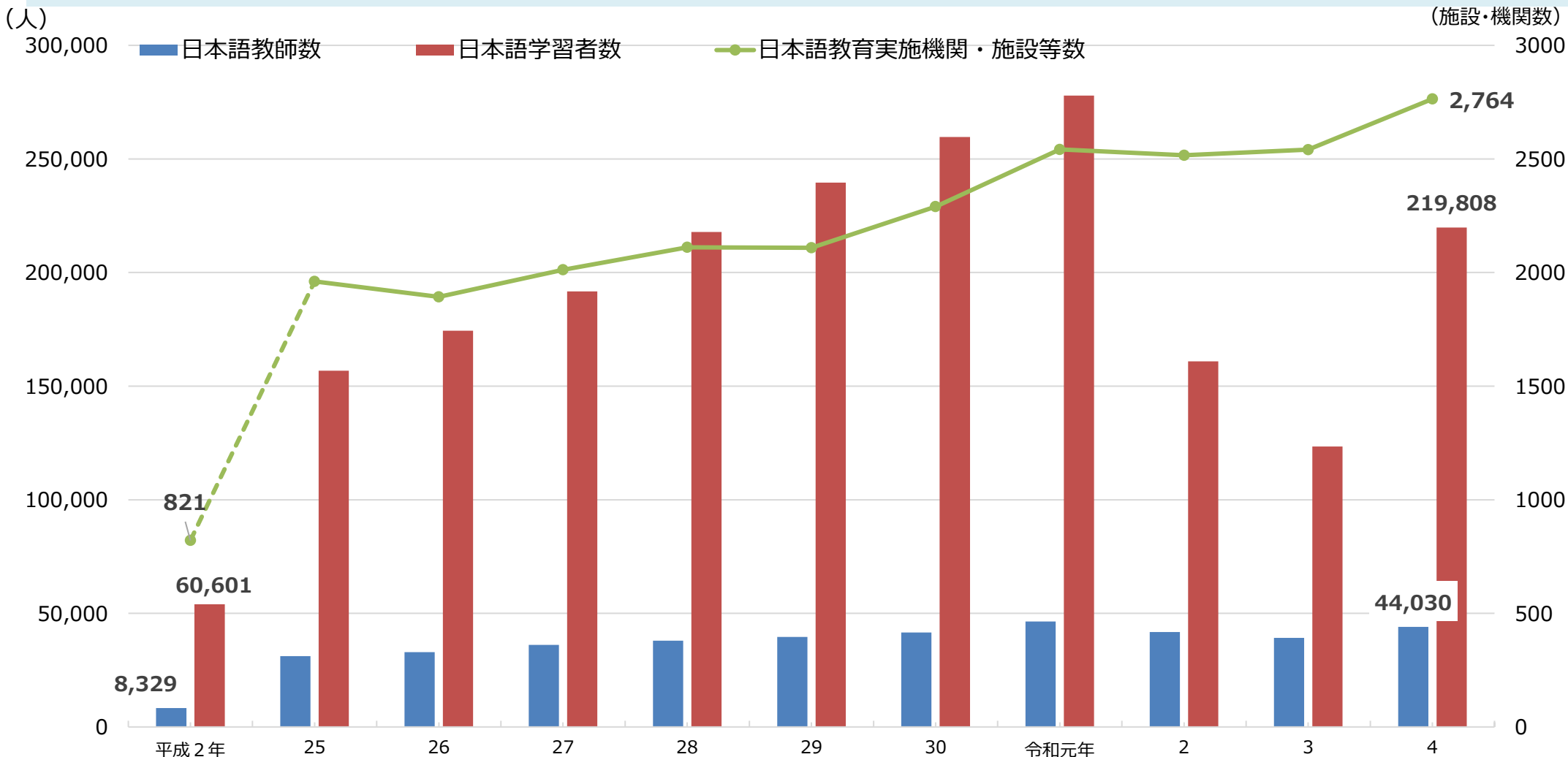
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～報告書」(令和4年度 文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」)

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和4年：22万人)
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和4年：2,764機関)
- ▶日本語教師数 (平成2年：8,329人 → 令和4年：44,030人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

社会教育主事の職務と期待される役割

- 社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている(※)専門的教育職員**であり、地域の**社会教育事業の企画・実施**及び**専門的な助言と指導**を通し、**地域住民の学習活動の支援**を行う。
- そのほか、**地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談**など、その職務は多岐にわたっている。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

※町村の社会教育主事の設置に関しては、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）附則第2項に経過規定が置かれており、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口1万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができることとされている。

期待される役割

- 「**地域全体の学びのオーガナイザー**」（※）として、**学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担う**こと。
- 社会教育関係者への専門的技術的な助言指導や、地域の社会教育に関する計画・事業・研修等の企画・立案・実施とともに、**地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化**する役割を担うことが今後ますます重要となる。

（参考）「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について」
（令和6年6月 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会最終まとめ）

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」（平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理）より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
- 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**

〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

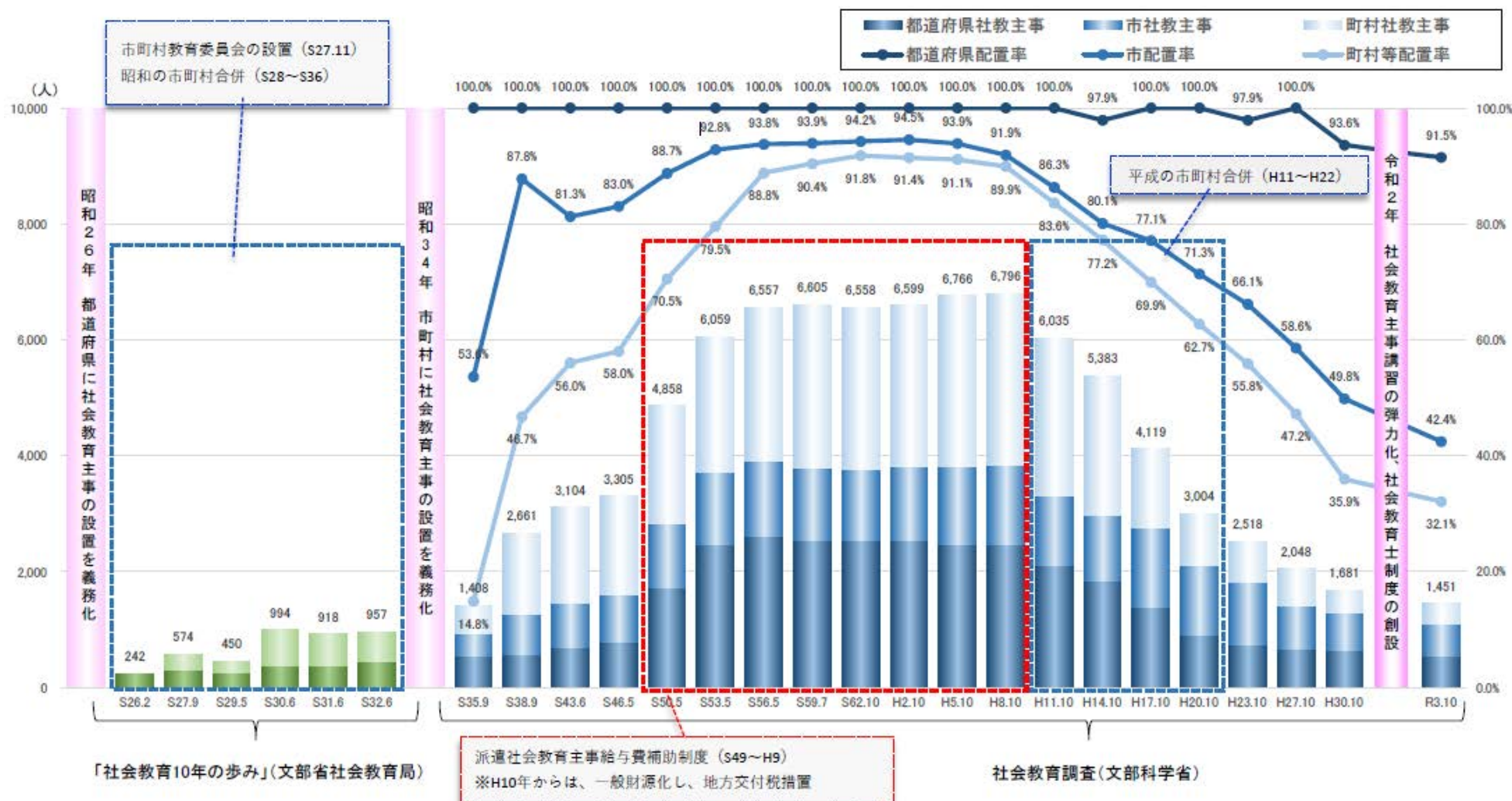
「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

（平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
（平成30年文部科学省令第5号）、令和2年4月1日施行

社会教育主事の配置率の低下

都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少と考える」(『社会教育』(通巻第766号)2010年4月全日本社会教育連合会)、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」(札幌国際大学 佐久間 章)の資料を基にして作成。

(出典)「社会教育10年の歩み」(文部省社会教育局)、「社会教育調査」(文部科学省)

社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査

○調査主体

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

○調査期間

令和5年6月下旬～8月下旬

○回答状況等

(1) 対象：都道府県及び市（区）町村等教育委員会社会教育主管課長

(単位：教育委員会数)

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,396(77.8%)	47(100.0%)	666(81.9%)	548(74.3%)	135(68.5%)

(注) ()内の数値は、令和3年10月1日現在における地方公共団体数に占める割合である。

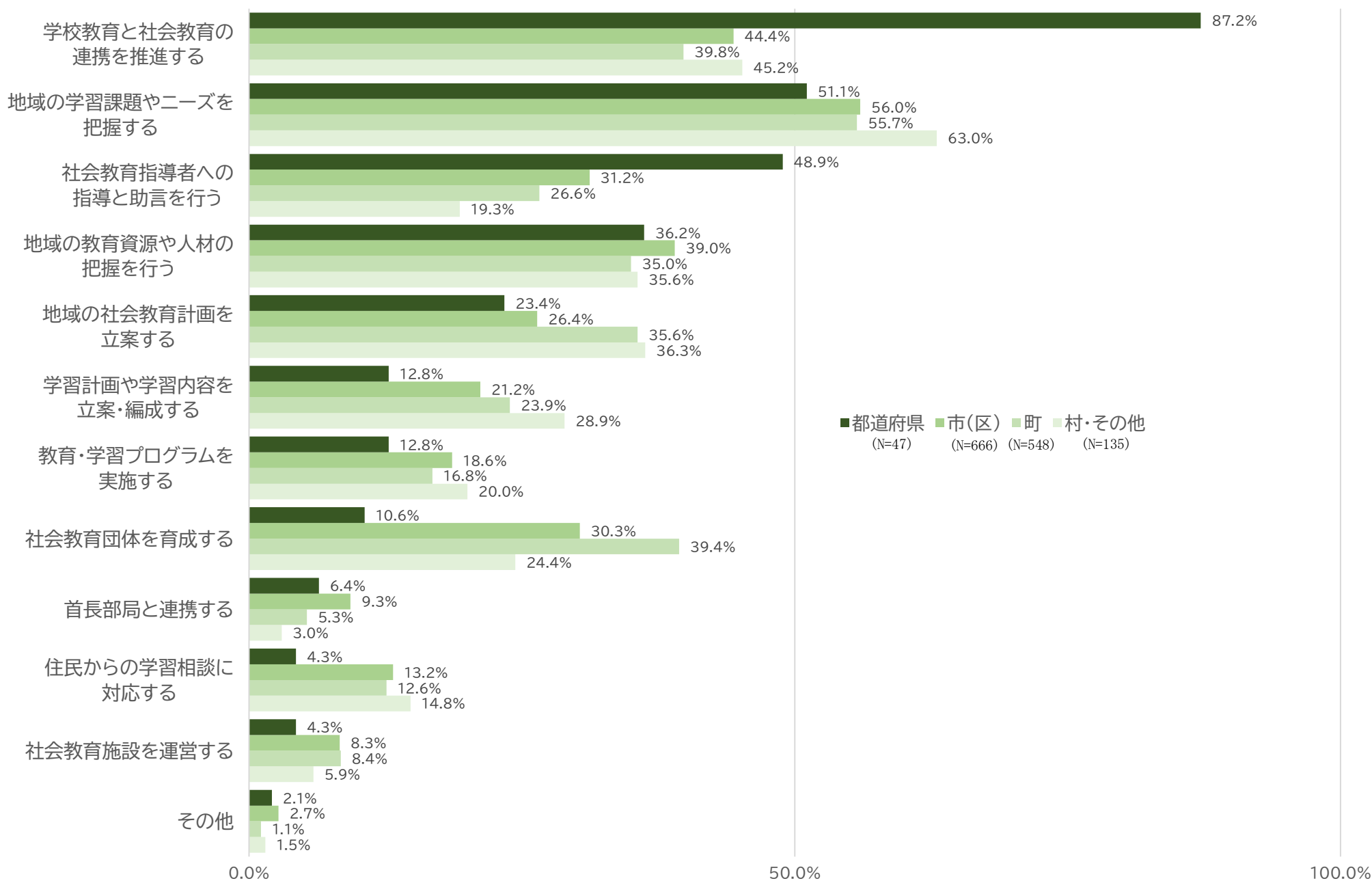
(2) 対象：社会教育主事発令者（令和5年5月1日現在発令者）

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,472人(21人)	490人(▲64人)	684人(148人)	269人(▲56人)	29人(7人)

(注) ()内の数値は、令和3年度社会教育調査における社会教育主事発令者との増減値である。

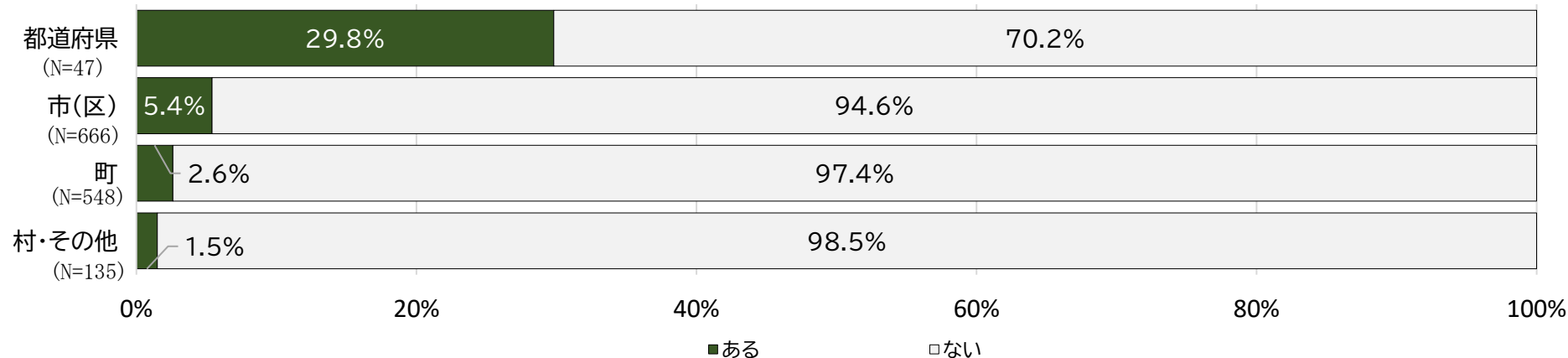
【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育主事に期待する役割（※3つ選択）



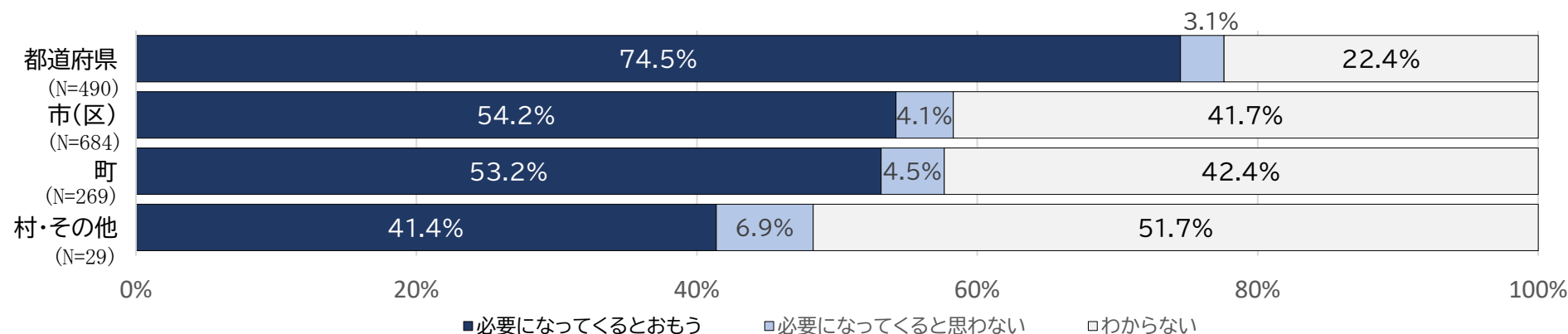
【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育士を活用・連携した取組(事業)等があるか



【対象：社会教育主事発令者】

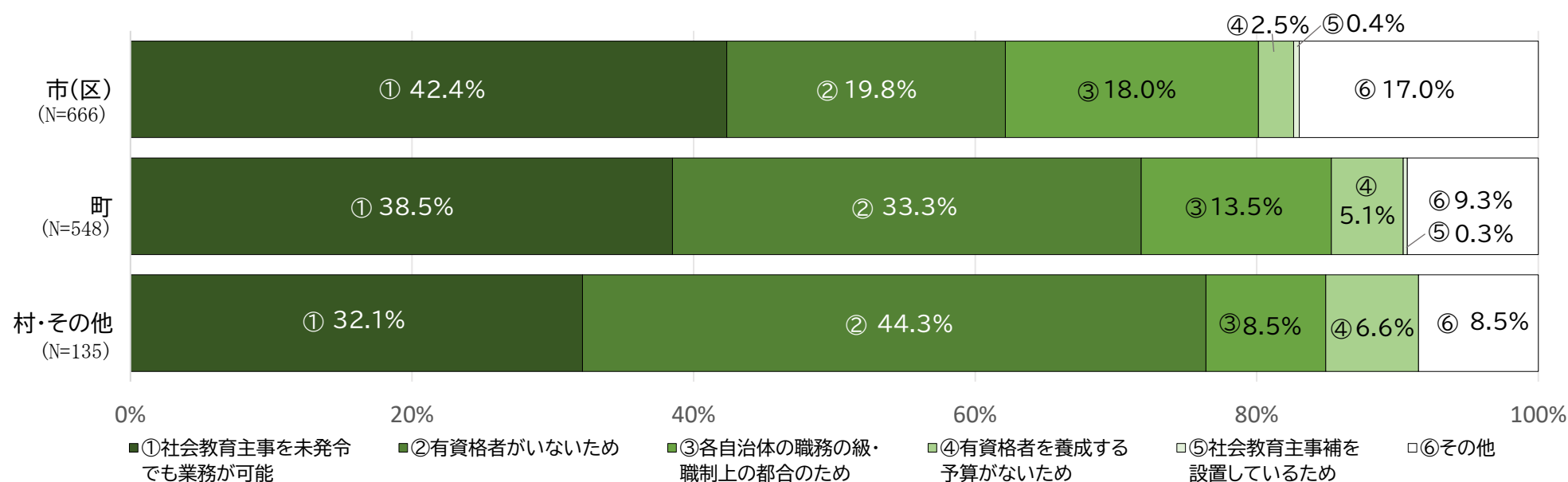
今後、社会教育士を活用した取組がこれまで以上に必要になってくると思うか



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育主事の発令が困難な理由(※社会教育主事未設置の市(区)町村)



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

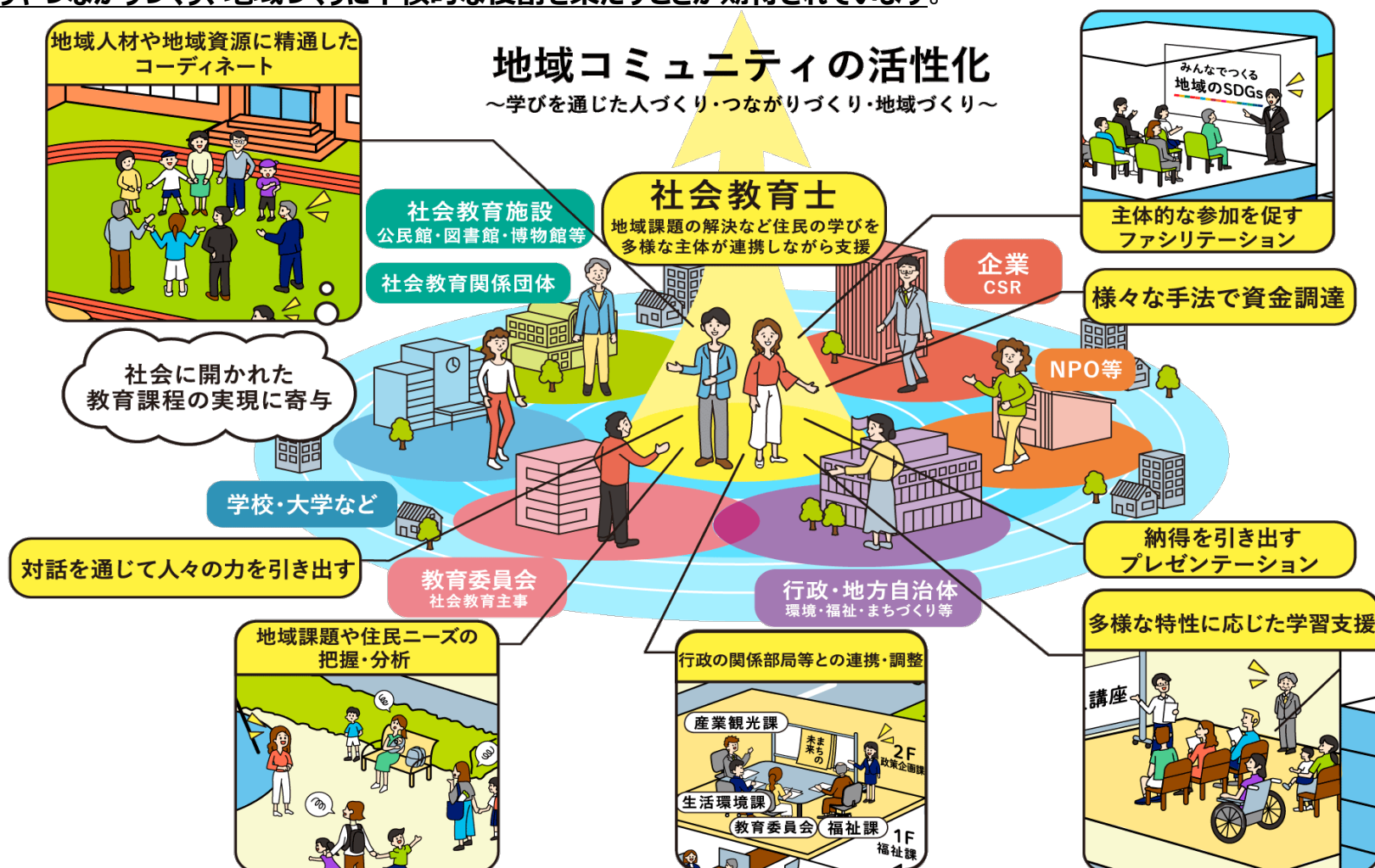
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。 (社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。	(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。 (社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人(令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。 【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。 さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。	【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。 【今後】 各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。
求められる能力・知見	①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力 行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)	

地域全体の学びのオーガナイザー

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて

大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に
社会教育主事講習又は
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・
社会教育課題研究のうち1科目
以上(3単位)

社会教育主事講習(4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習
(2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
＋
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
＋
勤務経験(A)3年以上

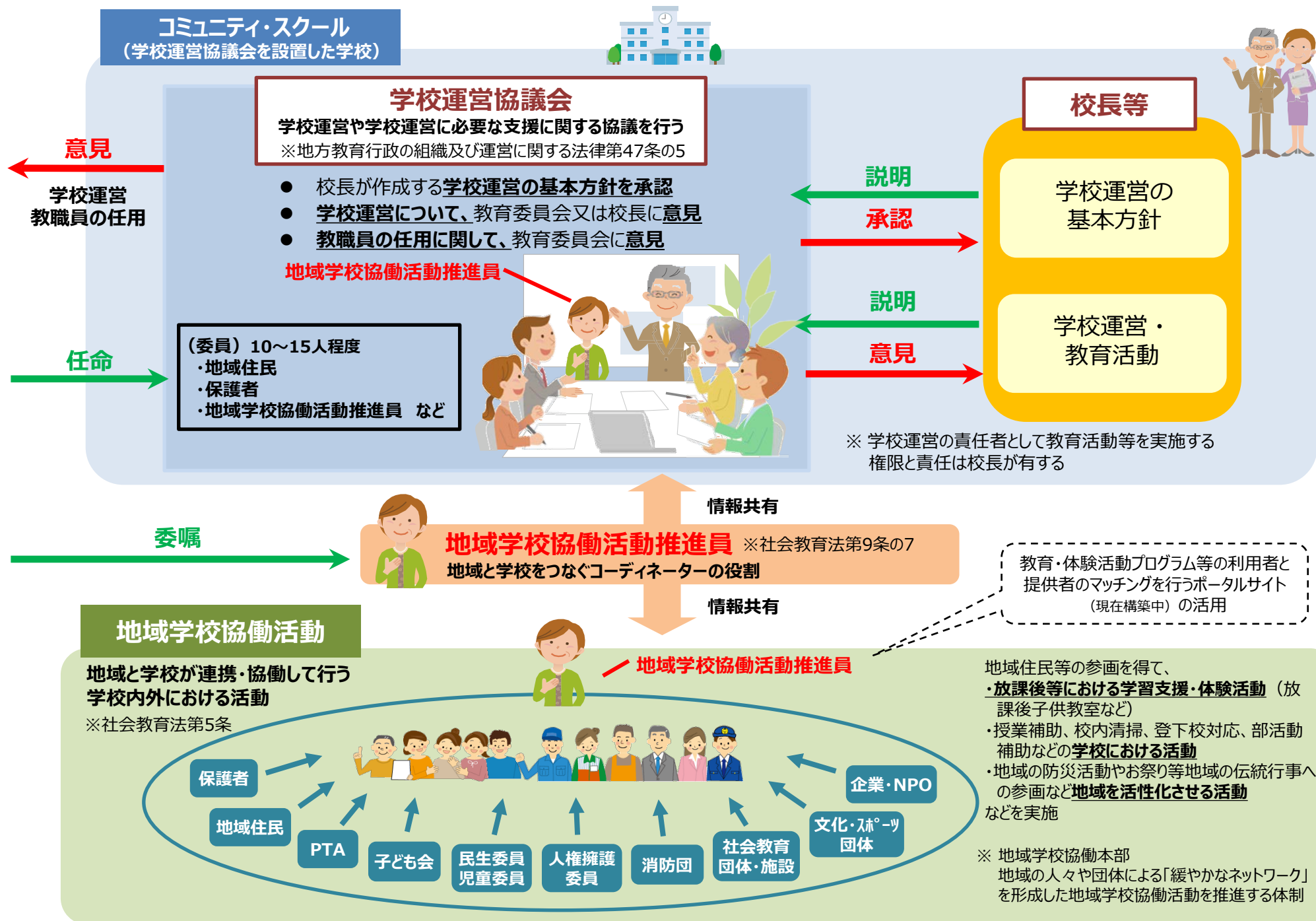
教育職員の普通免許状
＋
勤務経験(B)5年以上

これらに相当する教養と
経験があると都道府県
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A): 社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間
勤務経験(B): 学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

（例）岡山県浅口市

保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

（例）鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

これらの全ての役割を受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで地域学校協働活動推進に取り組むことも考えられます。

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

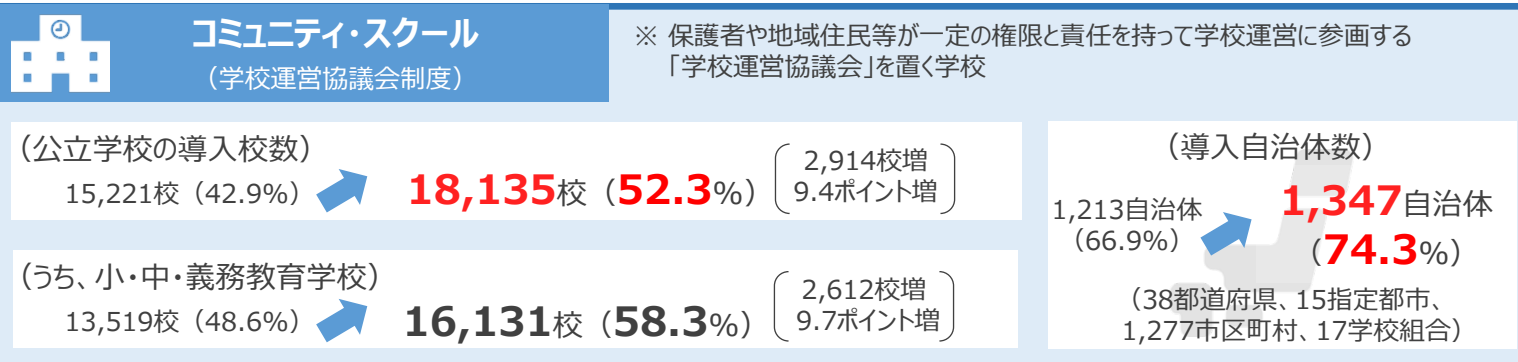
- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

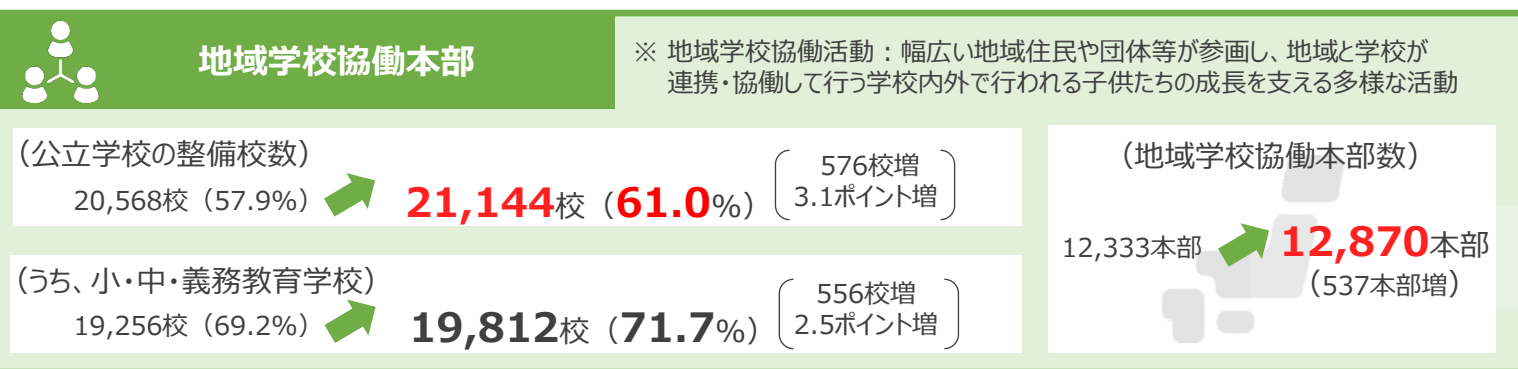
文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和5年度（令和5年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

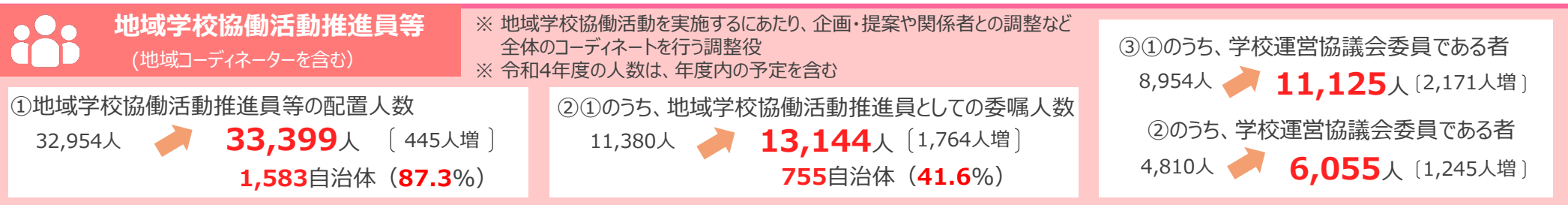
（調査基準日：令和5年5月1日）



※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,818校（前年度から1,334校減）



コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況



【今後の方針】

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和5年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,437園 (3,060園)	341園 (325園)	14.0% (10.6%)	510園 (612園)	20.9% (20.0%)
小学校	18,437校 (18,619校)	10,812校 (9,121校)	58.6% (49.0%)	13,487校 (13,160校)	73.2% (70.7%)
中学校	9,010校 (9,061校)	5,167校 (4,287校)	57.3% (47.3%)	6,173校 (5,976校)	68.5% (66.0%)
義務教育学校	202校 (159校)	152校 (111校)	75.2% (69.8%)	152校 (120校)	75.2% (75.5%)
高等学校	3,449校 (3,482校)	1,144校 (975校)	33.2% (28.0%)	581校 (494校)	16.8% (14.2%)
中等教育学校	35校 (34校)	8校 (7校)	22.9% (20.6%)	4校 (4校)	11.4% (11.8%)
特別支援学校	1,117校 (1,103校)	511校 (395校)	45.7% (35.8%)	237校 (202校)	21.2% (18.3%)
合計	34,687校 (35,518校)	18,135校 (15,221校)	52.3% (42.9%)	21,144校 (20,568校)	61.0% (57.9%)

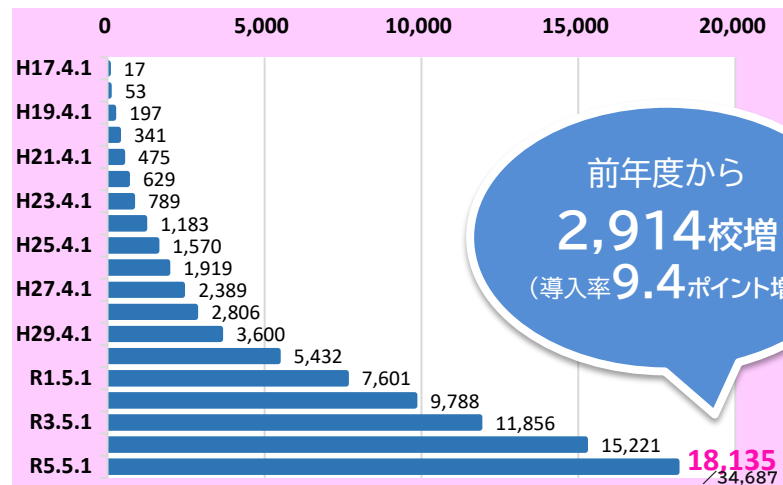
※ 括弧内は令和4年度の調査結果

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

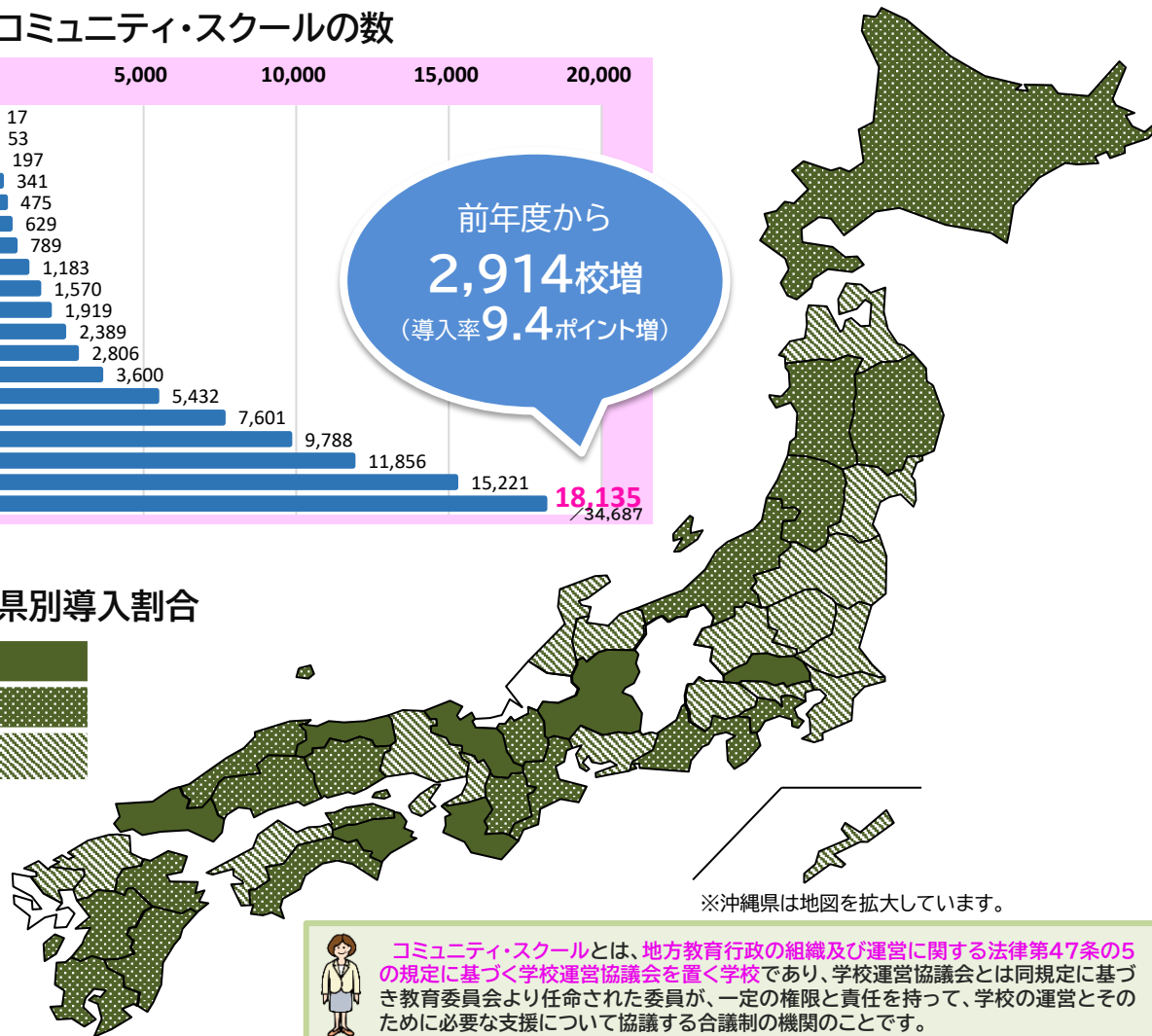
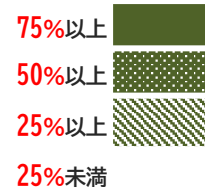
令和5年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数:**18,135**/34,687校
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入割合

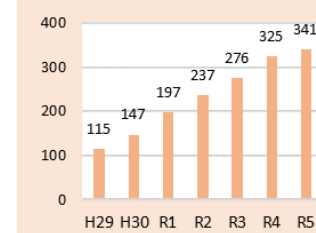


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

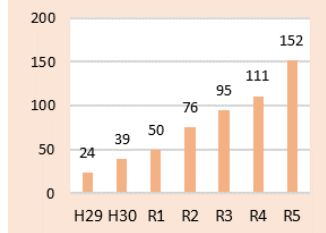
幼稚園

341/2,437園



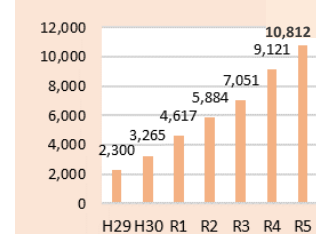
義務教育学校

152/202校



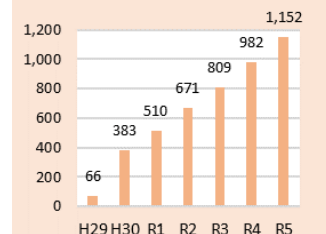
小学校

10,812/18,437校



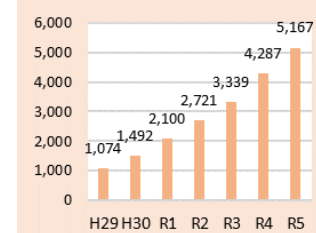
高等学校(中等教育学校含む)

1,152/3,484校



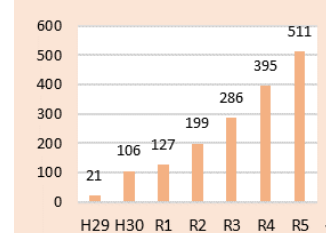
中学校

5,167/9,010校



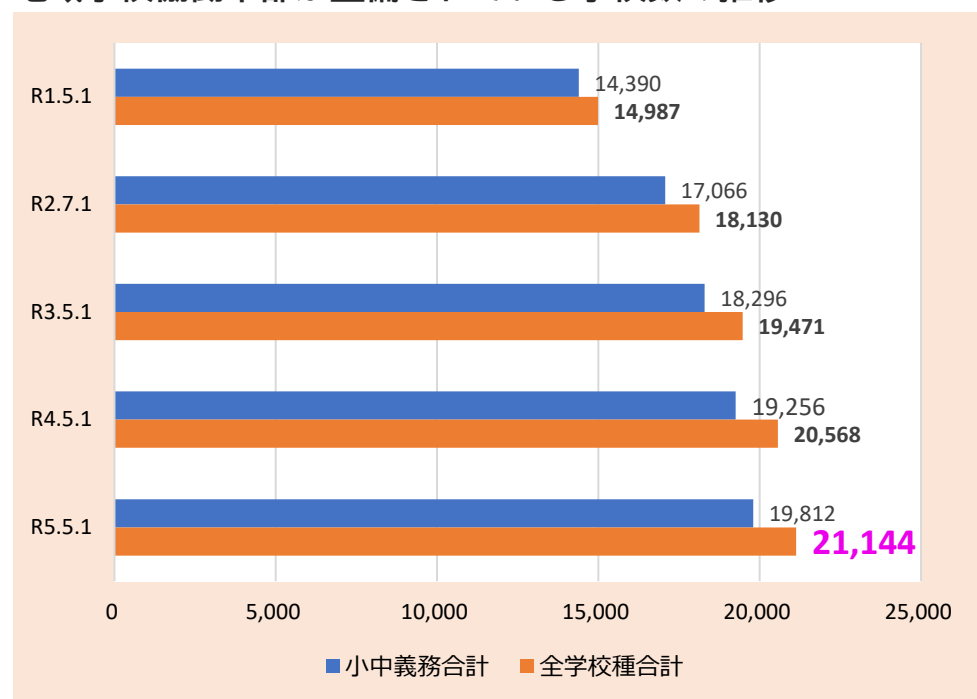
特別支援学校

511/1,117校

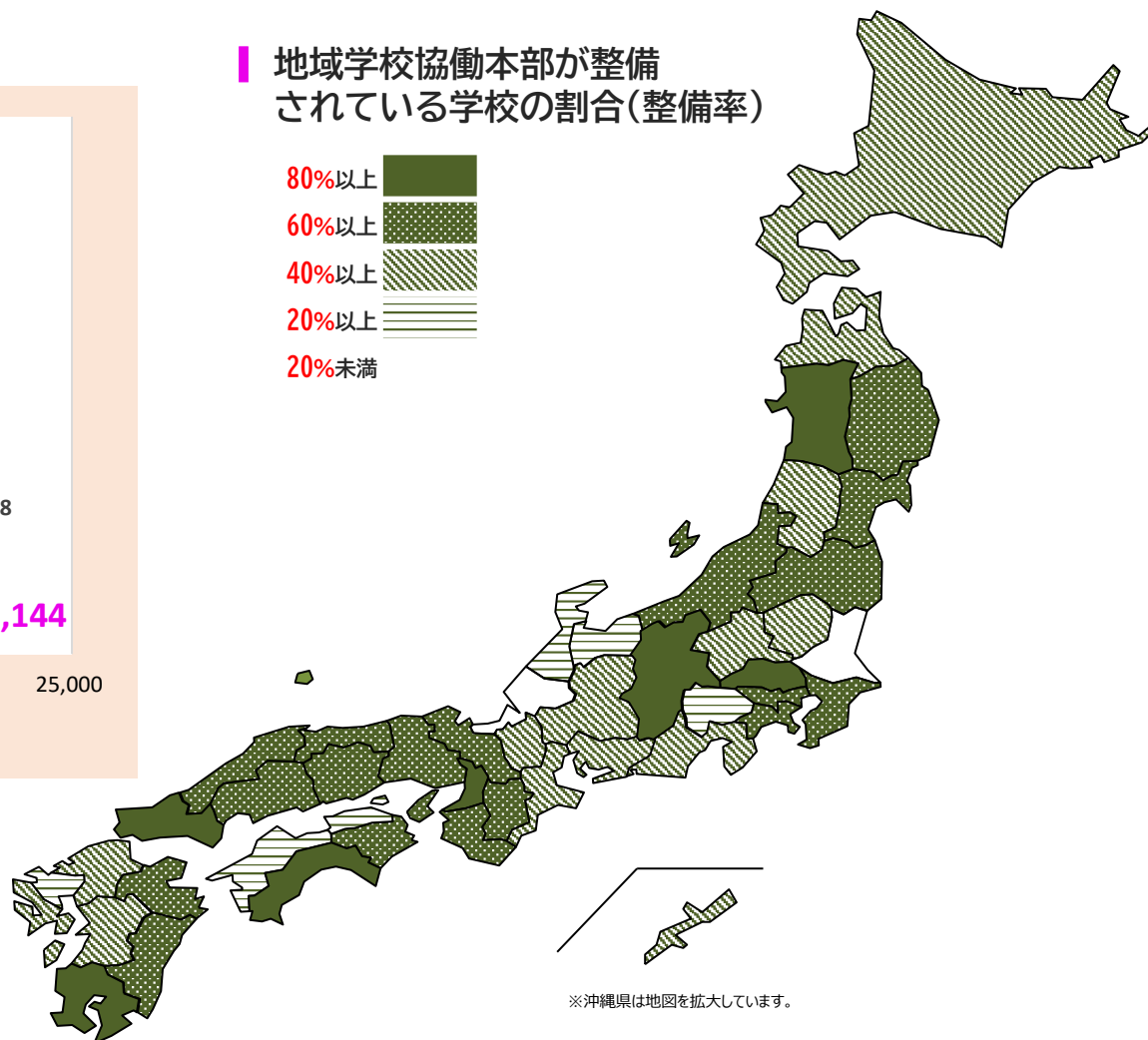
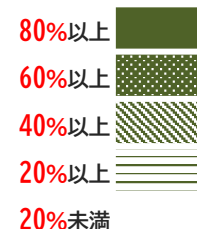


地域学校協働本部が整備されている公立学校数：**21,144/34,687** 校
全国の公立学校のうち、**61.0%**がカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数の推移



地域学校協働本部が整備されている学校の割合(整備率)



- **地域学校協働本部**とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

<地域学校協働本部の要素>

- ①コーディネート機能
- ②多様な活動(地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)
- ③継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

- **地域学校協働本部が整備されている**とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではありません。



地域・学校の連携・協働による教育活動に関係し得る団体等

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリスト（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト）を作成。

掲載団体（令和6年5月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
（教育に関する調査研究・普及活動等）

- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- ・全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- ・消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- ・公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本証券業協会
- 日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)

《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

○ 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。

○ こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの概要

I 概要

社会教育実践研究センターは、社会教育関係者に対する専門的・技術的研修を行う機関として、昭和40年に設置された国立社会教育研修所を、社会教育事業のための実践的な調査研究体制を整備するために、業務を見直して、平成13年4月に国立教育政策研究所内に設置された研究組織。

都道府県・市町村における社会教育事業の推進に資するため、全国の社会教育活動の実態調査や、社会教育事業のプログラム開発、社会教育指導者の育成・資質向上に関する調査研究等を実施。

全国の社会教育関係者、研究者等の参加を得て、新たな研究課題の抽出や研究方法の改善を図る研究セミナーを開催するほか、文部科学省や文化庁などとの共催で社会教育指導者のための研修事業も実施。

II 調査研究事業（令和6年度）

- 1 共生社会の実現を推進する社会教育とボランティアに関する調査研究
- 2 社会教育主事と社会教育士等の配置・在り方に関する調査研究
- 3 社会教育主事講習の充実に資する教材等の開発に関する調査研究（生涯学習概論）

III 「研究交流会・研究セミナー」「文部科学省・文化庁共催研修及び委嘱事業」等（令和6年度）

- 1 研究交流会・研究セミナー（社会教育実践研究センター主催の研究交流会等）
全国生涯学習センター等研究交流会、地域教育力を高めるボランティアセミナー
- 2 文部科学省・文化庁との共催研修等（主として現職の社会教育専門職等に対する研修）
「全国社会教育主事の会」交流研修会、図書館司書専門講座、ミュージアム・トップマネジメント研修、公民館職員専門講座、社会教育主事専門講座
- 3 文部科学省委嘱事業
社会教育主事講習【A：7～8月開催】、社会教育主事講習【B：1～2月開催】（社会教育主事の資格付与のための講習）

この他にも

- ・調査研究報告書・基礎資料集等
- ・インターネット等による情報発信
- ・全国体験活動ボランティア活動総合推進センター事業 等を実施

※社会教育実践研究センターのホームページはこちら
<https://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>



社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者の立場にある公民館職員としての力量を高める。(参考 令和5年度)

「地域社会のウェルビーイングの向上に資する公民館—地域のコミュニティ拠点機能の強化を目指して」

- ・講座期間: 令和5年11月16日～11月21日
- ・受講対象: 公民館の館長
及び職員、社会教育主事、公民館類似施設・生涯学習関連施設の長
及び職員等の経験が1年以上あるもの
- ・受講者数: 37名

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現に向けて図書館が果たしうる役割」

- ・講座期間: 令和5年6月15日～6月28日
- ・受講対象: 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書または職員で、
勤務経験がおおむね7年以上で
指導者の立場にある者
- ・受講者数: 63名

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導者の立場にある社会教育主事としての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現を目指すための社会教育の役割」

- ・期間: 令和5年10月12日～10月17日
- ・対象: 勤務経験が1年以上の社会教育主事
及び社会教育主事と同等の職にある者
- ・受講者数: 32名

○公募により委託して実施しているもの

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

- ・実施機関: 筑波大学
- ・開講形式: オンライン形式(全国に配信)
- ・講習期間: 令和5年9月20日～9月22日
- ・受講対象: 公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者
- ・受講者数: 198名

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

- ・受講機関、開講形式、講習機関は下表の通り

	実施機関名	講習期間	開講形式
1	福島県教育委員会	10月18日～10月20日	対面・オンライン
2	埼玉県教育委員会	11月28日～12月1日	対面
3	石川県教育委員会	12月5日～12月8日	対面
4	奈良県教育委員会	1月23日～1月25日	対面
5	島根県教育委員会	12月5日～12月8日	対面・オンライン
6	熊本市教育委員会	1月31日～2月2日	対面・オンライン

- ・受講者数: 629名(6機関合計)

令和6年度 博物館に関する学芸員等の研修体系

1年目→ 若手 5年目→ 中堅 10年目→ 中間管理職 20年目→ 館長クラス 30年目

文化庁が実施

マネジメント職
ガバナンス職

文化をつなぐミュージアム研修

- ・開催: 令和6年12月上旬 3日間
- ・定員: 300人(オンラインのみ)
- ・対象: 設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関係する者
- ・内容: デジタル化、PPP/PFI、広報、収入の多角化、発信と交流、観光、国際化、ネットワーク等に焦点



ミュージアムトップマネジメント研修

- ・開催: 令和7年2月 3日間
- ・定員: 50人(オンライン同時配信)
- ・対象: ミュージアムの館長・管理職
- ・内容: 法改正対応、マネジメント、事業評価・改善、資金調達等を強化

オペレーション職

ミュージアム・パブリックリレーションズ研修

- ・開催: 令和6年9月頃 4日間
- ・定員: 対面50人(オンライン同時配信)
- ・対象: ミュージアムの学芸員等専門職員
- ・内容: 広報発信・地域交流、地域課題解決、資金調達、デジタル化等に焦点

博物館法

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

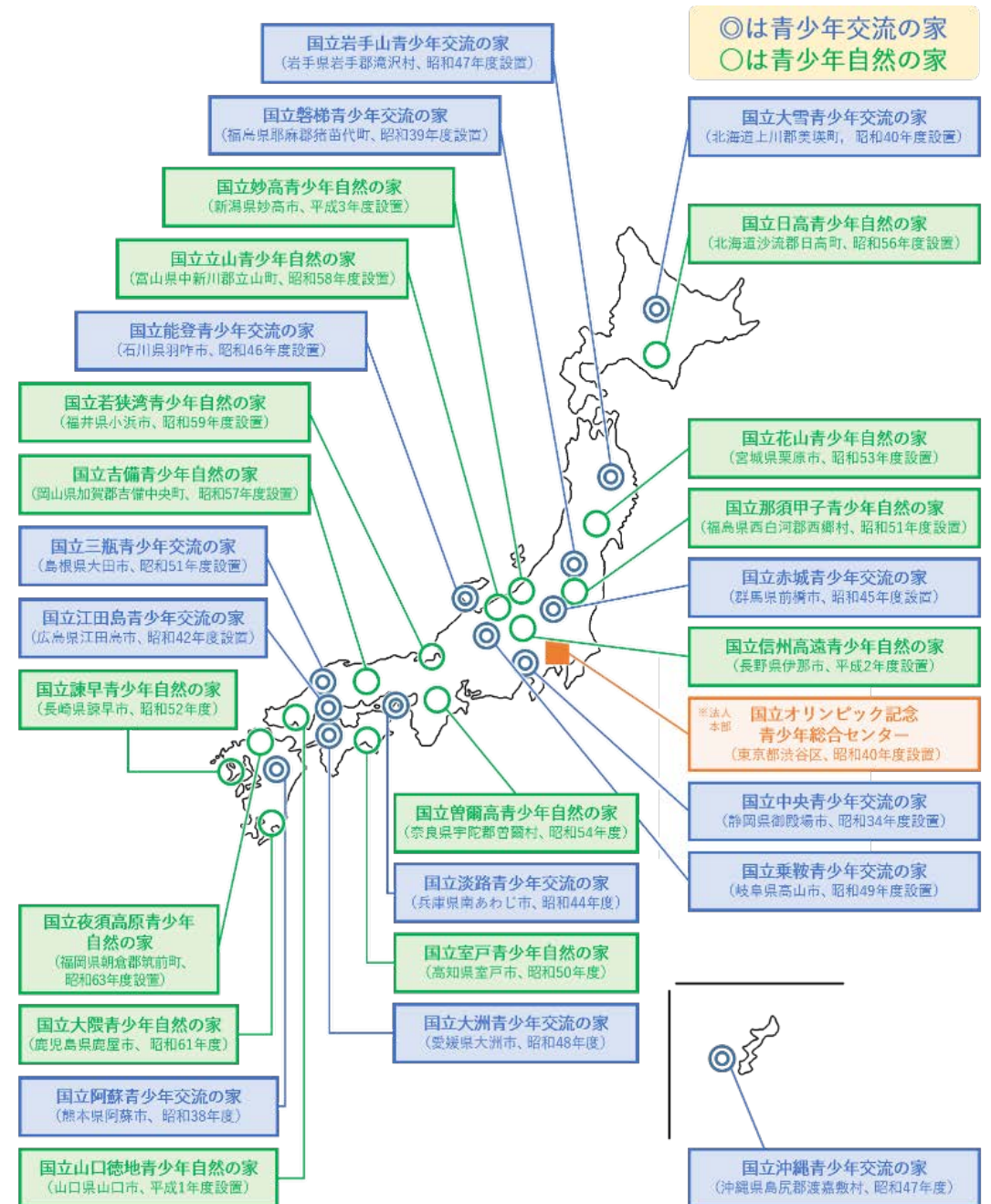
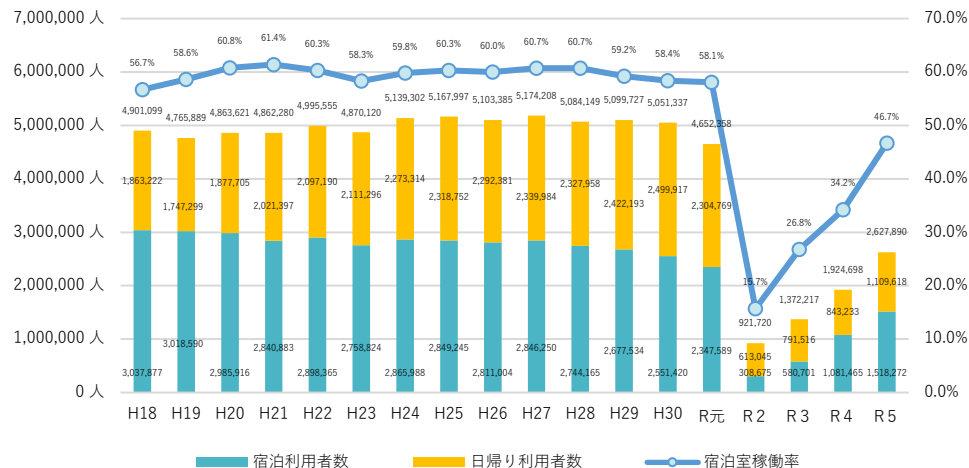
独立行政法人国立青少年教育振興機構について

目 的

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、全国28か所の国立青少年教育施設を活用し、青少年に対し教育的な観点から、体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、**我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的**とする。

事業概要

- ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施
- ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援
- ③ 青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究
- ④ 青少年教育団体が行う活動に対する支援



体験活動の現状等について

体験活動に関する近年の動向

- 少子化や子供たちの生活の多様化、家庭環境の変化等により、子供の体験活動の場や機会は減少傾向となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子供の体験活動の減少に拍車がかかっている。

体験活動の定義、効果・意義、現状

I 体験活動の定義

- 体験活動とは「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として体験するものに対して意図的・計画的に提供される体験」(H19中教審答申)
 - 体験活動は、具体的には、「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」に分類(H25中教審答申)。
- ※企業等による職場体験や科学体験、国際交流体験、読書活動等も含まれる。

II 体験活動の効果・意義

- 自尊感情、自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇、物事に対する意欲の向上
- 体験活動を提供する企業における、社員の所属する企業の社会的役割の再認識、労働意欲の向上 等

III 子供の体験活動の現状

自然体験に関する行事に参加した子供の割合の減少

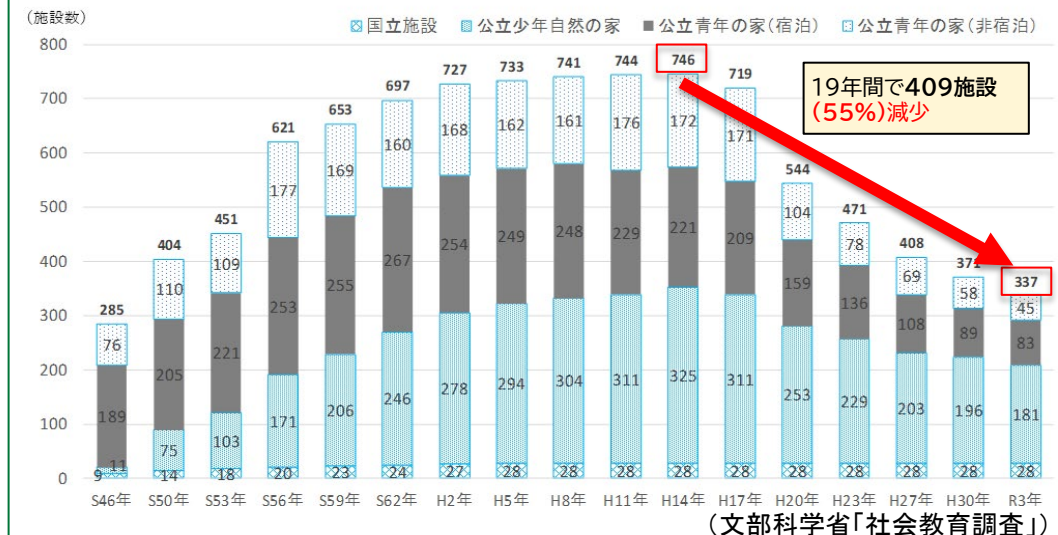
学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年～6年生)の割合(%)は、平成21年度から令和4年度の13年間で54.7%から36.7%に減少



(独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」)

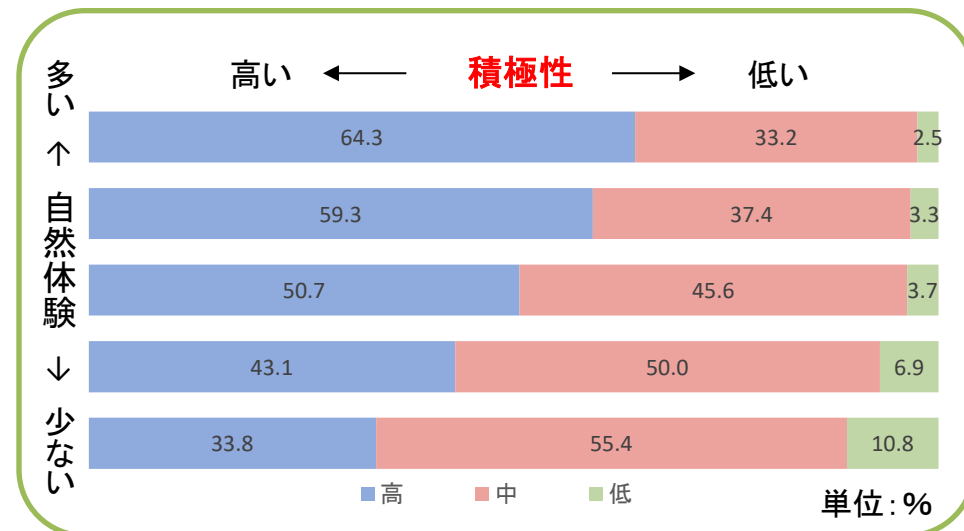
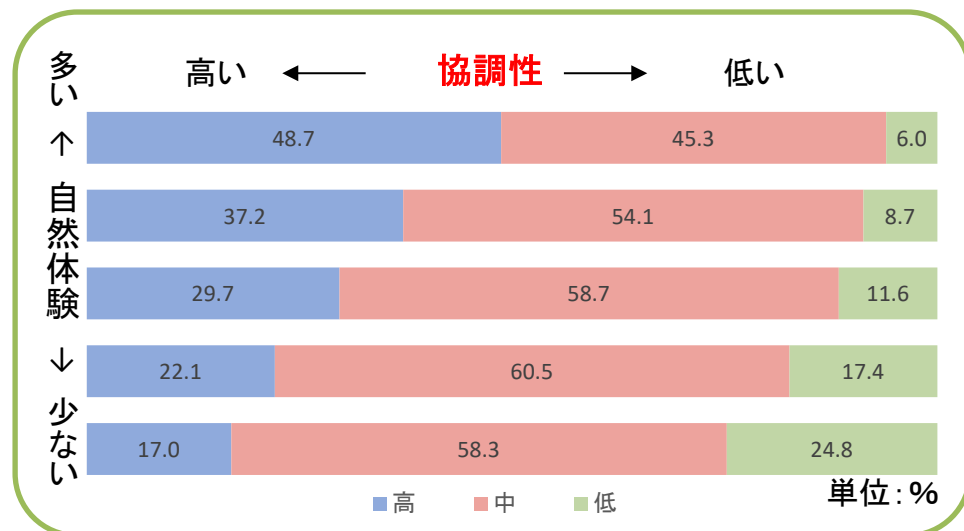
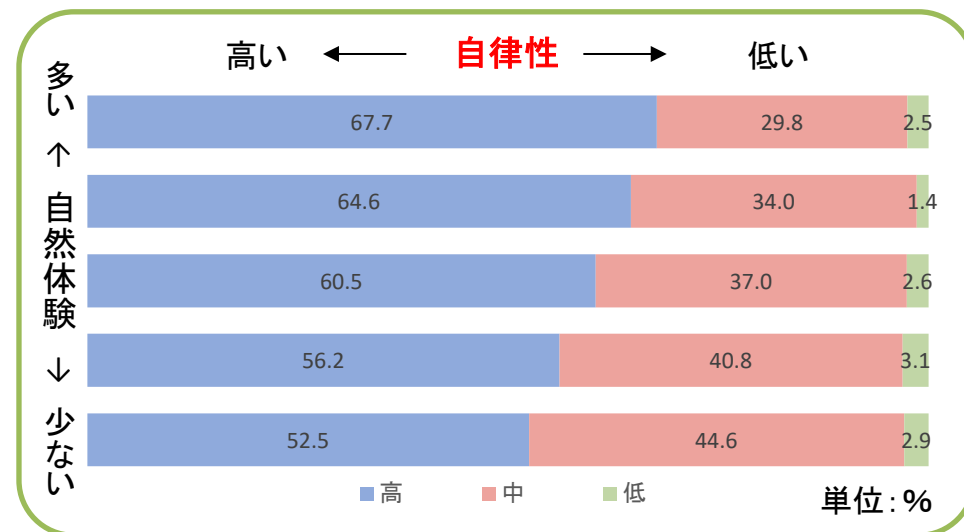
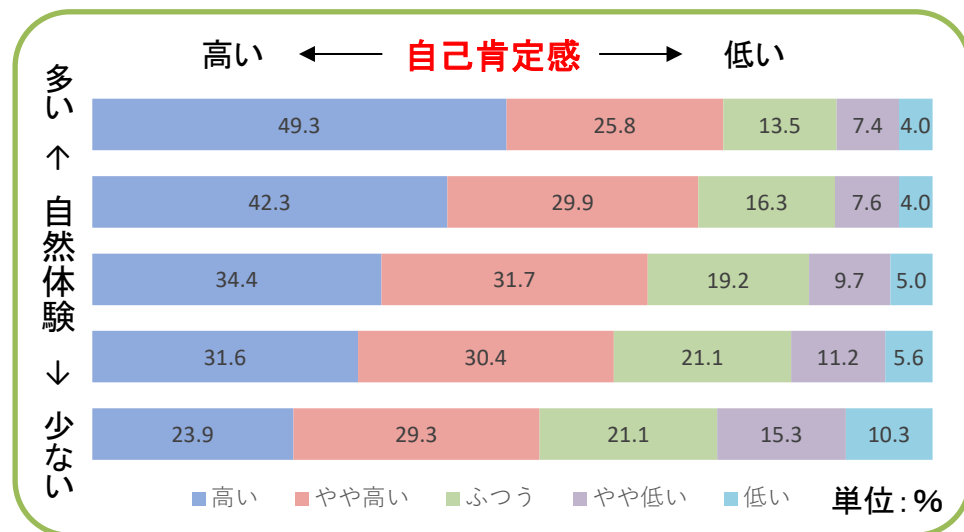
青少年教育施設の減少

国公立青少年教育施設数は平成14年度の746施設をピークに、年々減少を続け、令和3年度には337施設に減少



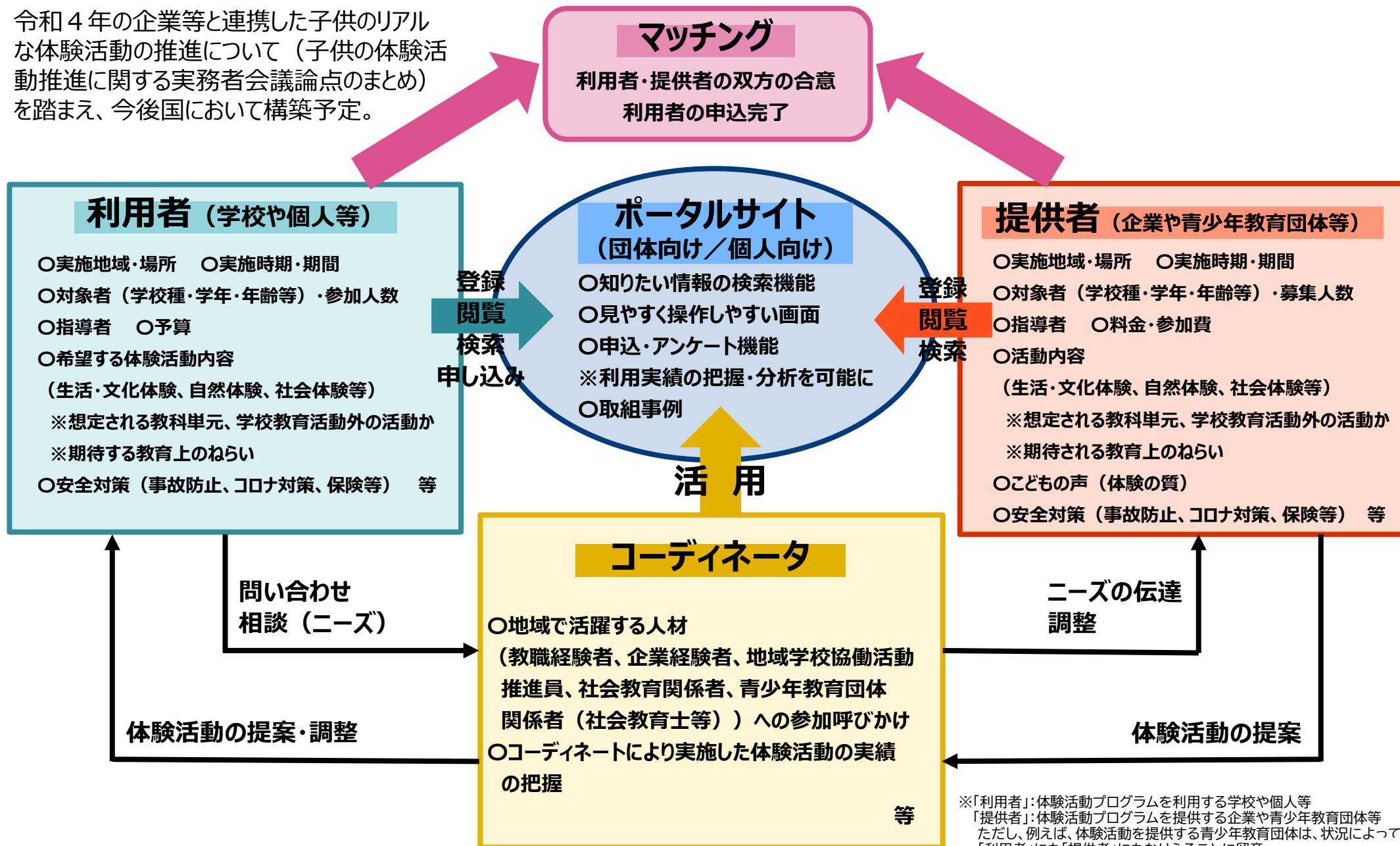
自然体験活動の効果

自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなる、という傾向が見られる。



体験活動プログラムの利用者と提供者のマッチング（イメージ）

令和4年の企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について（子供の体験活動推進に関する実務者会議論点のまとめ）を踏まえ、今後国において構築予定。

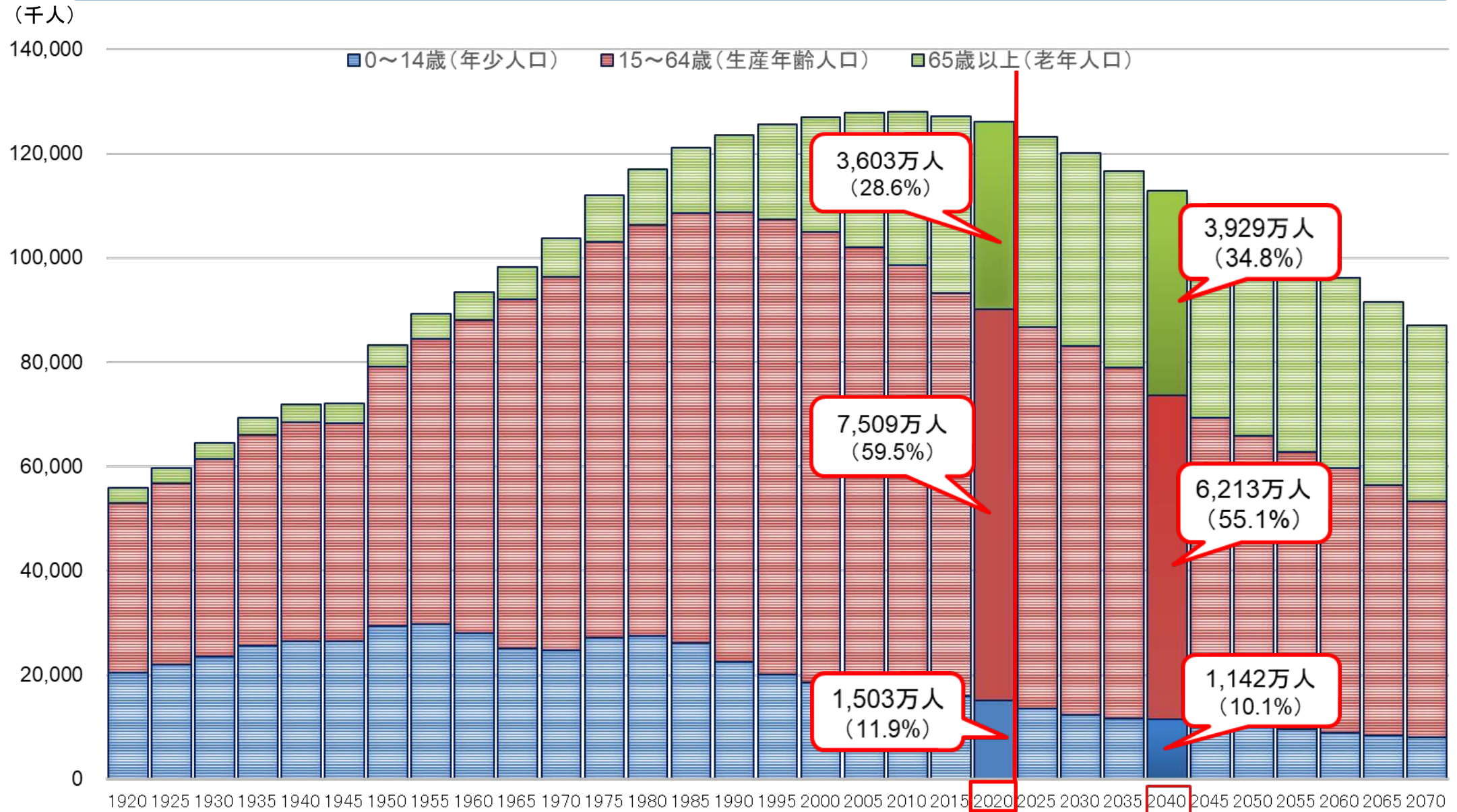


※「利用者」：体験活動プログラムを利用する学校や個人等
「提供者」：体験活動プログラムを提供する企業や青少年教育団体等
ただし、例えば、体験活動を提供する青少年教育団体は、状況によって、「利用者」にも「提供者」にもなりうることに留意。

○社会教育を取り巻く状況

人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



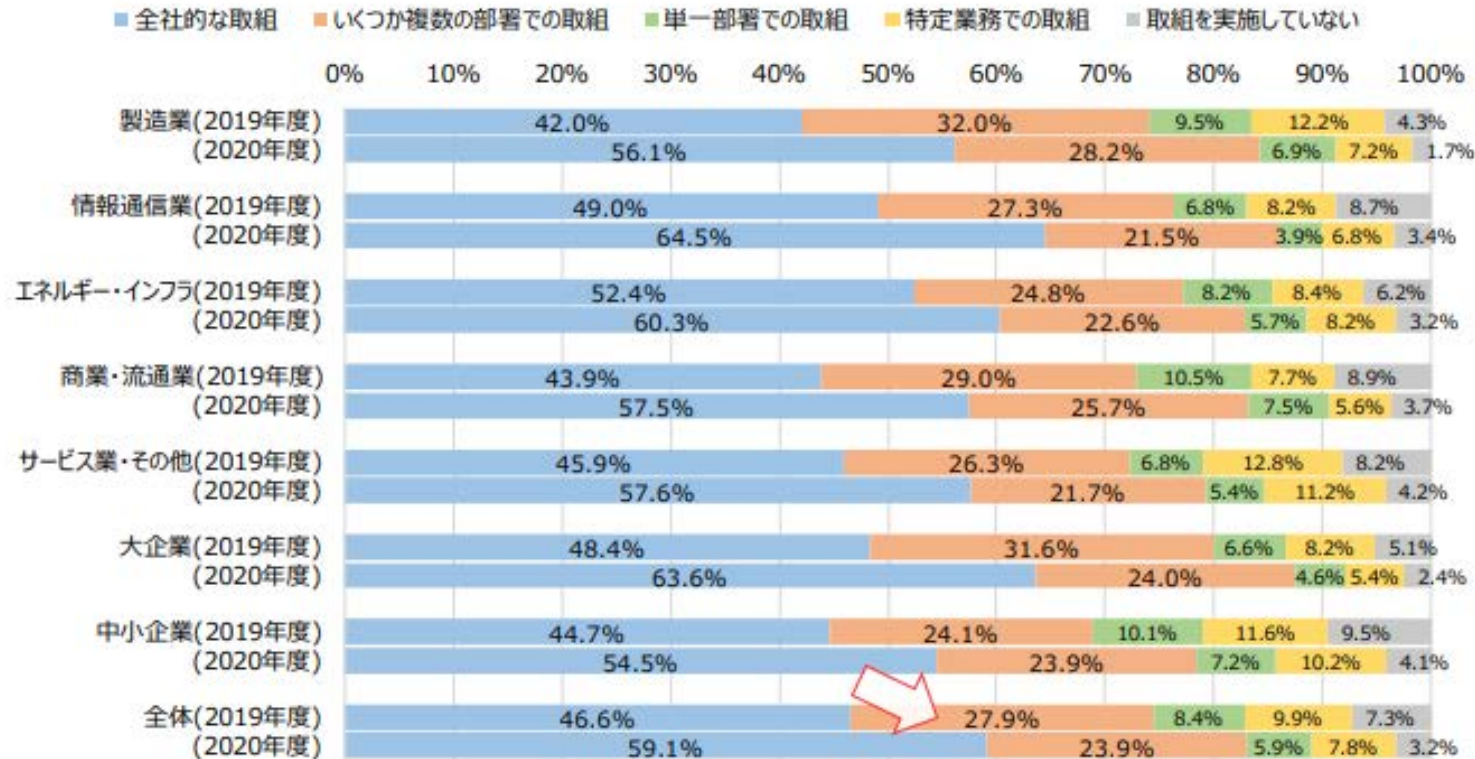
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

(出典)1920年～2020年:「人口推計」(総務省)、2025年～2070年:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

推計値

DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する状況

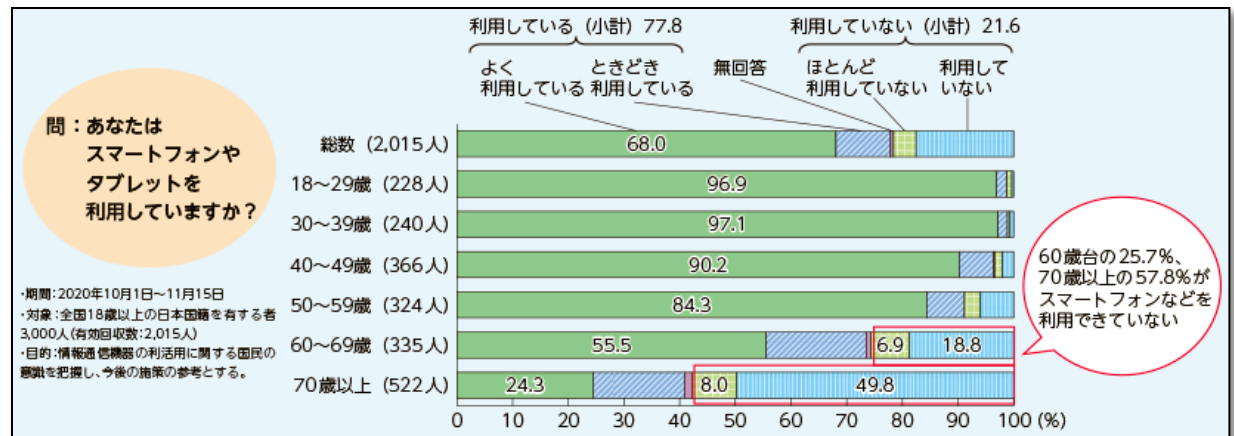
日本は、DXに関連する取組が行われている範囲は、業種・規模によって大きな差異は見られず、**いずれの業種・規模においても2020年度に範囲が拡大している。**



(出典)総務省委託調査「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書(株式会社情報通信総合研究所)」(2021年3月)

その一方で…
世代別デジタルデバイドの現状は
60歳台の4分の1、70歳台の半数以上が
スマートフォン等を利用できていない状況。

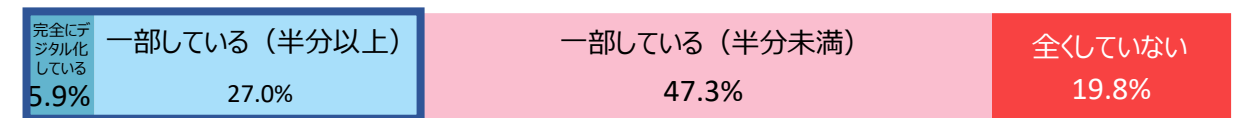
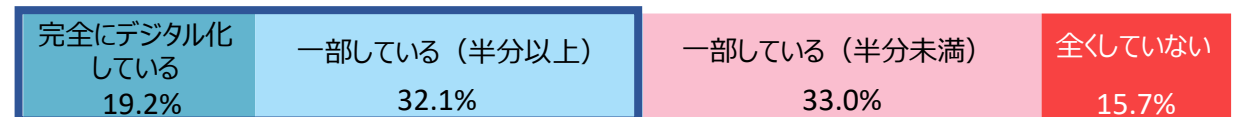
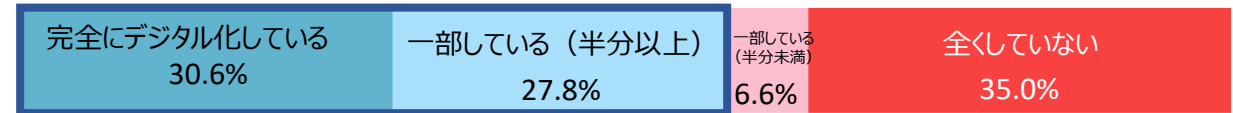
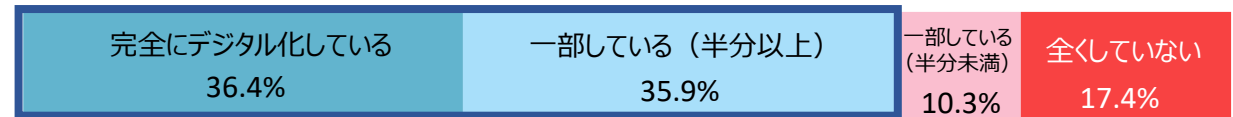
(出典)令和4年度版 情報通信白書 データ集 (第4章コラム3)



GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト自己点検結果（学校）

教員と保護者間の連絡のデジタル化

- ① 学校徴収金について、現金徴収ではなく、口座振替、インターネットバンキング等を活用して徴収金の徴収を行っていますか
- ② 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、P C・モバイル端末等から受け付け、学校内で集計していますか
- ③ 保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計していますか
- ④ 学校から保護者へ発信するお便り・配布物等をクラウドサービスを用いて一斉配信していますか
- ⑤ 業務時間外の保護者からの問い合わせや連絡事項について、クラウドサービス等を用い、P C・モバイル端末等から受け付ける体制を整えていますか
- ⑥ 保護者から学校への提出資料をクラウドサービスを用い、受け付けていますか
- ⑦ 保護者との日程調整をクラウドサービスを用いて行っていますか
- ⑧ 学校説明会や保護者面談などにオンライン形式を取り入れていますか



0.5% 完全にデジタル化している



2.9% 完全にデジタル化している



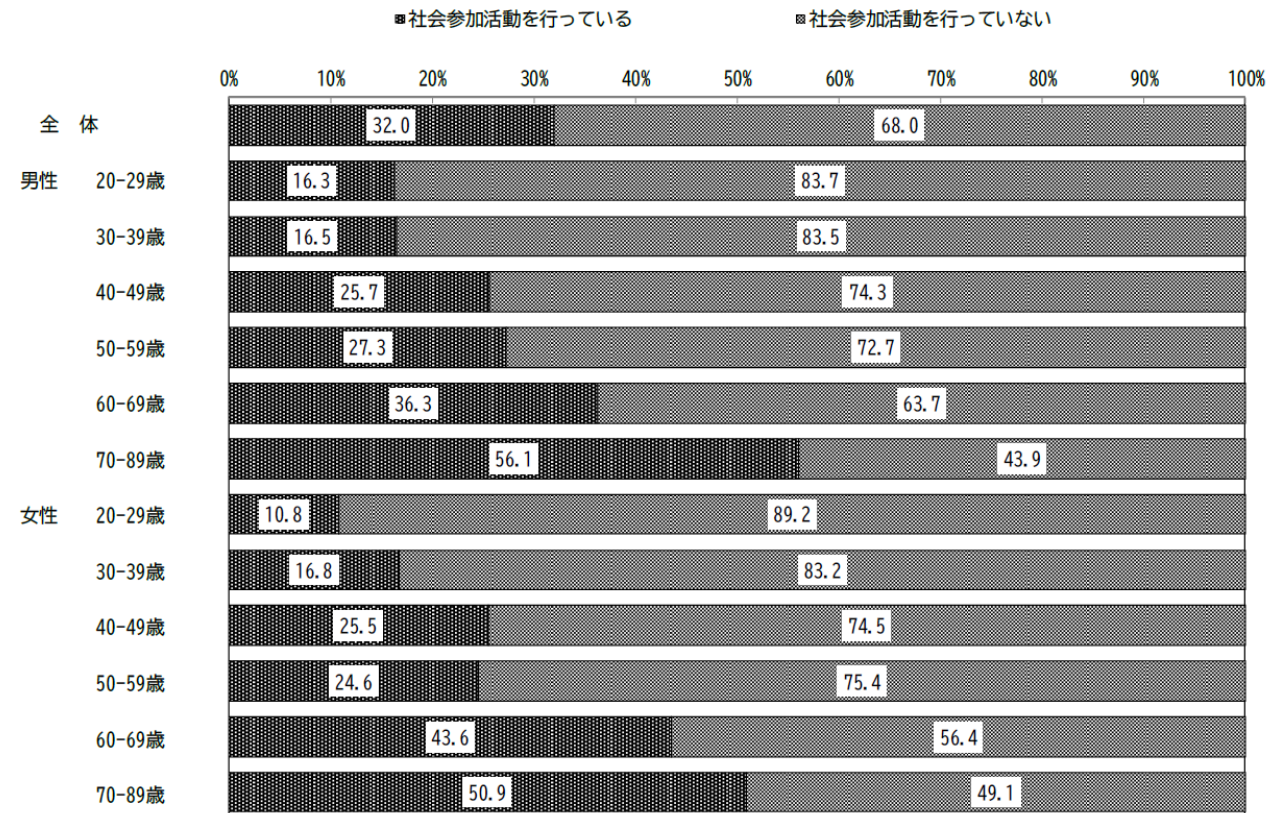
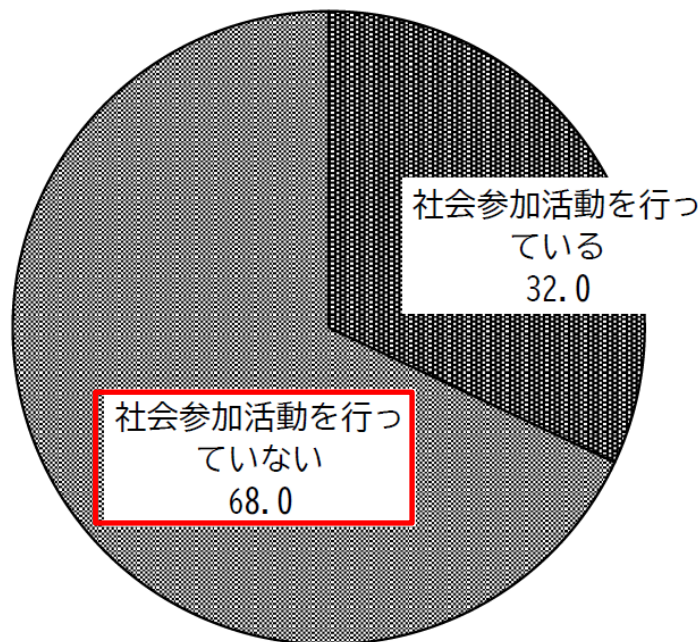
4.4% 一部取り入れている（半分以上）

地域の繋がり希薄化①

- 2022年1年間の社会参加活動状況について、全体では「社会参加活動を行っていない」が68.0%を占めた。
- 年代別にみると、「社会参加活動を行っていない」と回答した割合がもっとも高いのは20～29歳であり、年齢を重ねるごとに参加している割合は減少傾向にある。

○2022年1年間の社会参加活動状況

※ここでの社会参加活動は、地域における子ども・高齢者・障害者など困難を抱える人々を手助けする手助けをするボランティアもしくはNPOなどの活動(子ども食堂、保育への手伝い、高齢者見守りネットワーク、家事援助、車いす町歩きなど)、地域における交流・まちづくりに関するボランティア(町内会のイベント、催し物の手伝い、交流スペースへの参加、環境美化、緑化推進等、安全活動、防災活動、PTA、自治会、町内会)などの活動を想定。



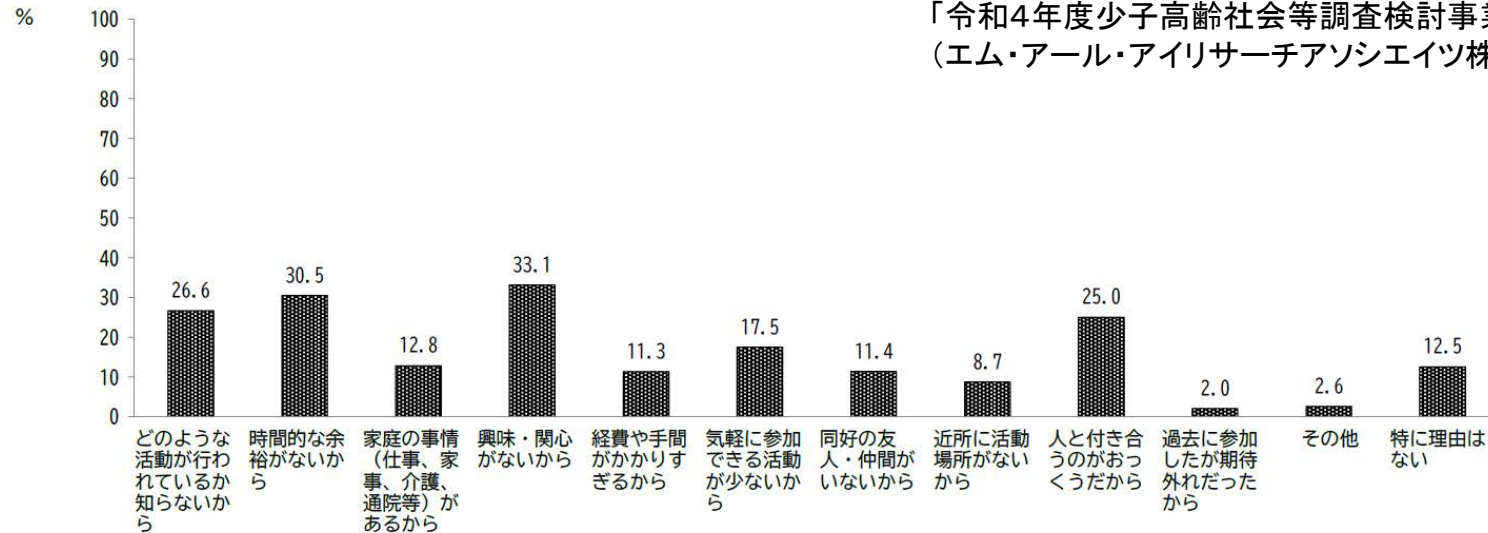
(出典) 令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社)」(令和5年3月)

地域の繋がり希薄化②

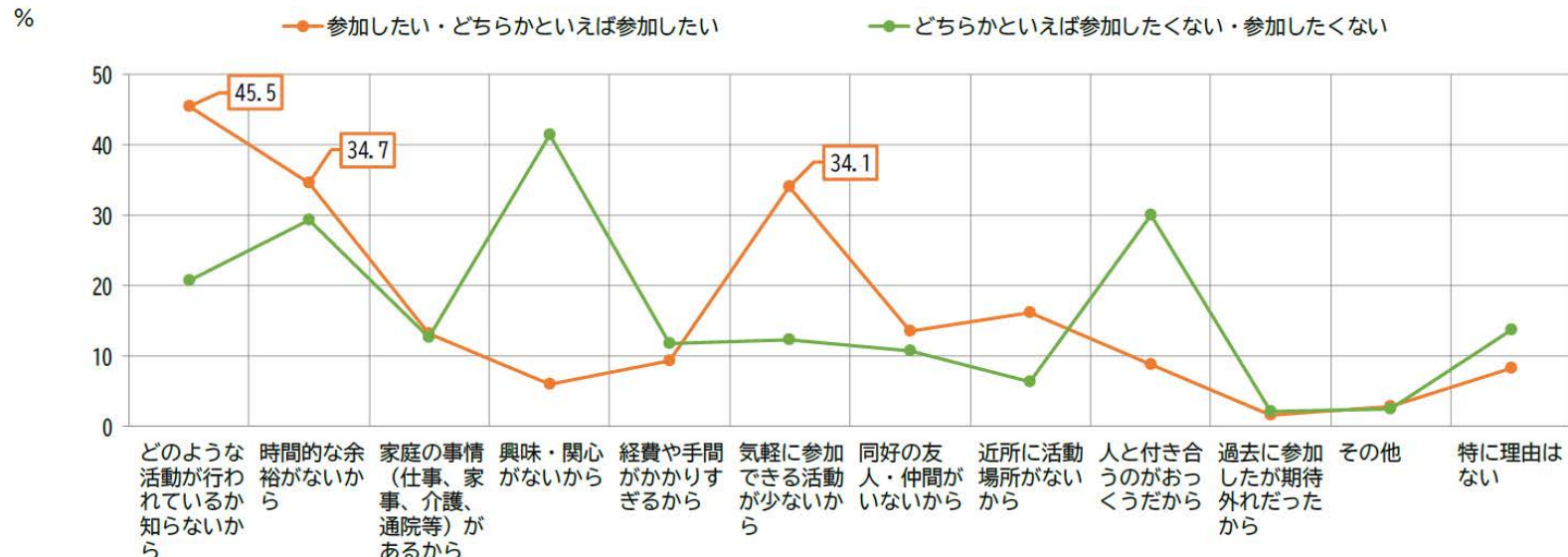
- 社会参加活動をしていない理由は、全体では「興味・関心がないから」が33.1%で最多、次いで「時間的な余裕がないから」が30.5%であった。
- 参加意向別にみると、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した人の社会参加活動をしていない理由として高かったのは、「どのような活動が行われているか知らないから」（45.5%）であった。

○社会参加活動をしていない理由

(出典) 令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社)」(令和5年3月)



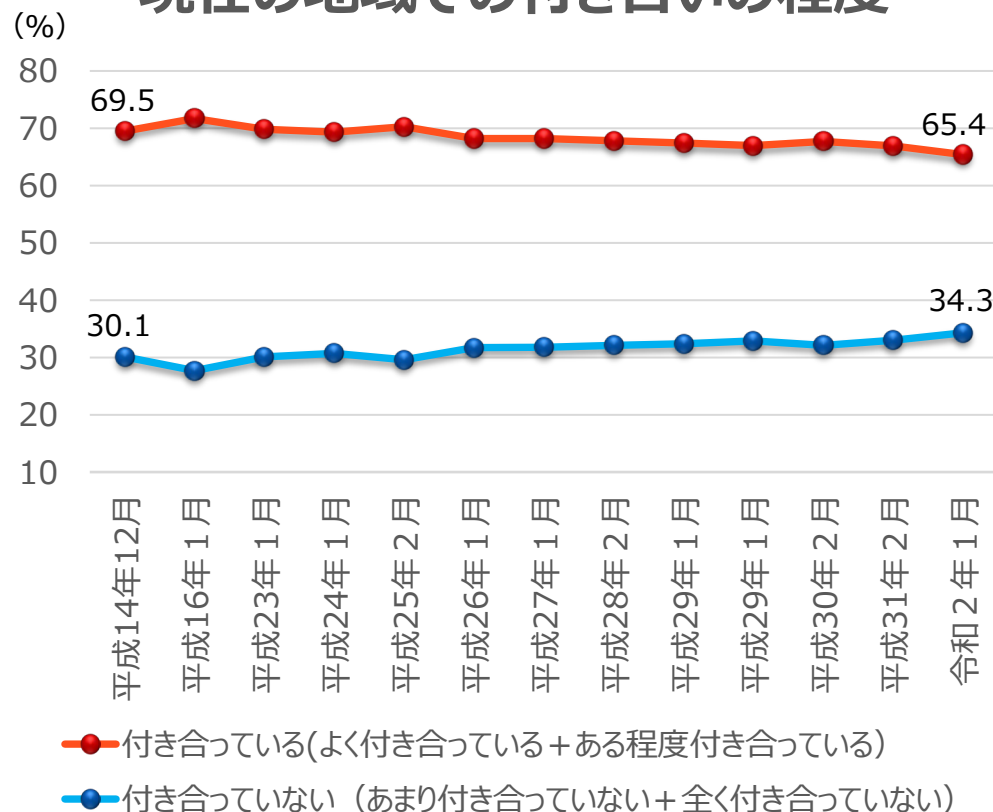
○参加意向別の社会参加活動をしていない理由



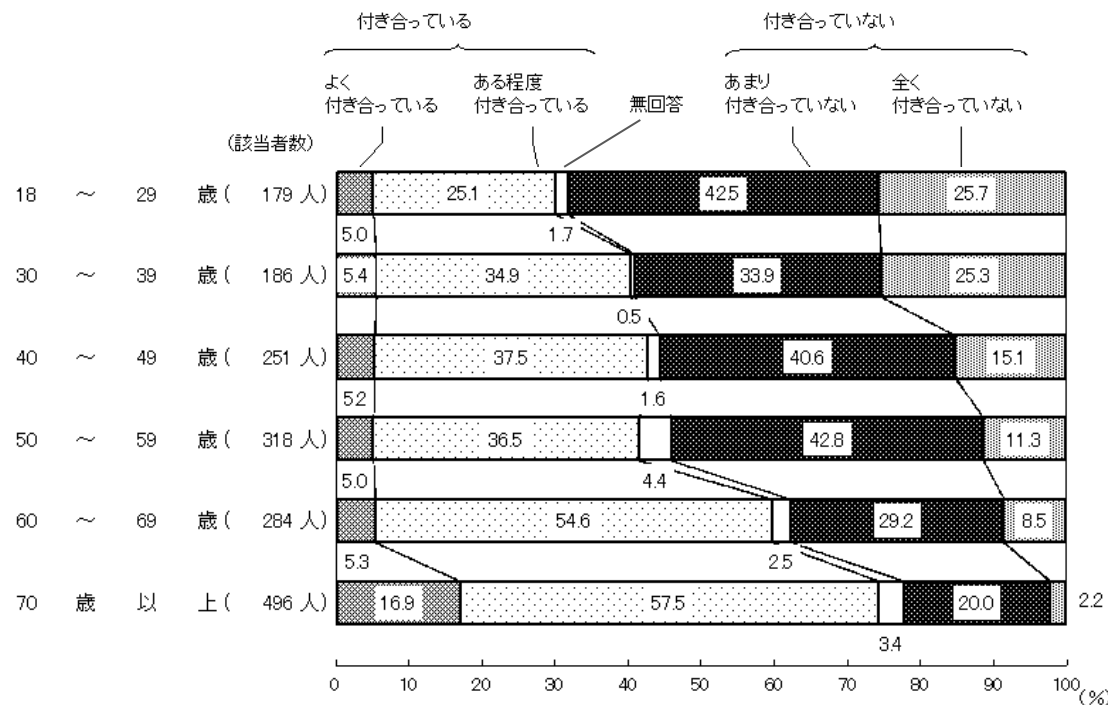
地域の繋がり希薄化③

- 現在の地域での付き合いの程度については、徐々に付き合っていないの割合が増加している。
- 年齢別にみると、付き合っていない割合が60歳以上で約4割で、18～29歳で約7割になる。

現在の地域での付き合いの程度



年齢別の内訳 (令和5年11月調査)



(注) 令和2年1月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査以降との単純比較は行わない。

(注) 平成29年1月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ

(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」

障害者の状況

○身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109万4千人、精神障害者614万8千人となっている。

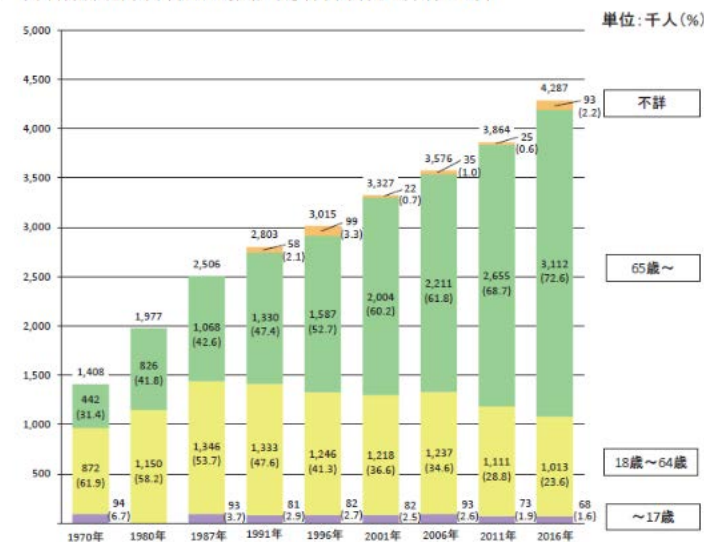
○これを人口千人当たりの人数（※）でみると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人となる。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、**国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることになる。**

○各区分の障害者の概数は増加傾向にある。

なお、当該身体障害者数及び知的障害者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計されたものである一方、精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

（※）身体障害者、知的障害者については、総務省「人口推計」2016年10月1日（確定値）、精神障害者については、総務省「人口推計」2020年10月1日（確定値）を用いて算出。

年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））

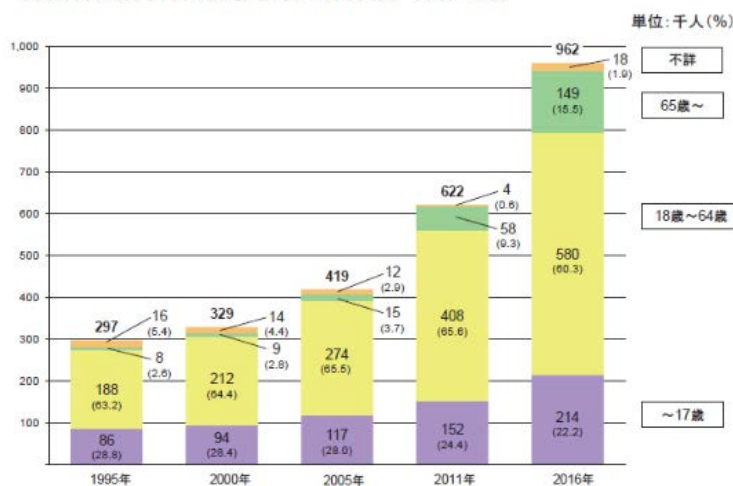


注1:1980年は身体障害児(0~17歳)に係る調査を行っていない。

注2:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(~2006年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

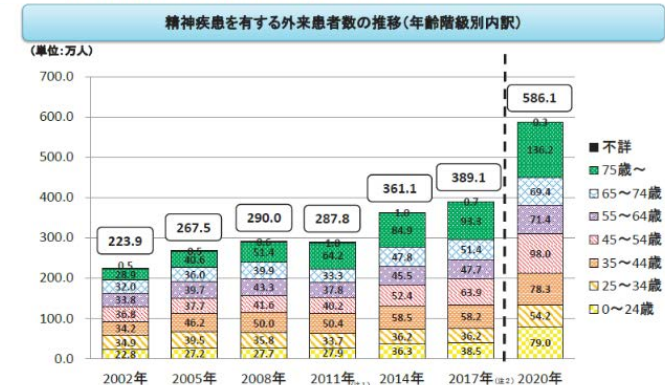
年齢階層別障害者数の推移（知的障害児・者（在宅））



注:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~2005年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

年齢階層別障害者数の推移（精神障害者・外来）



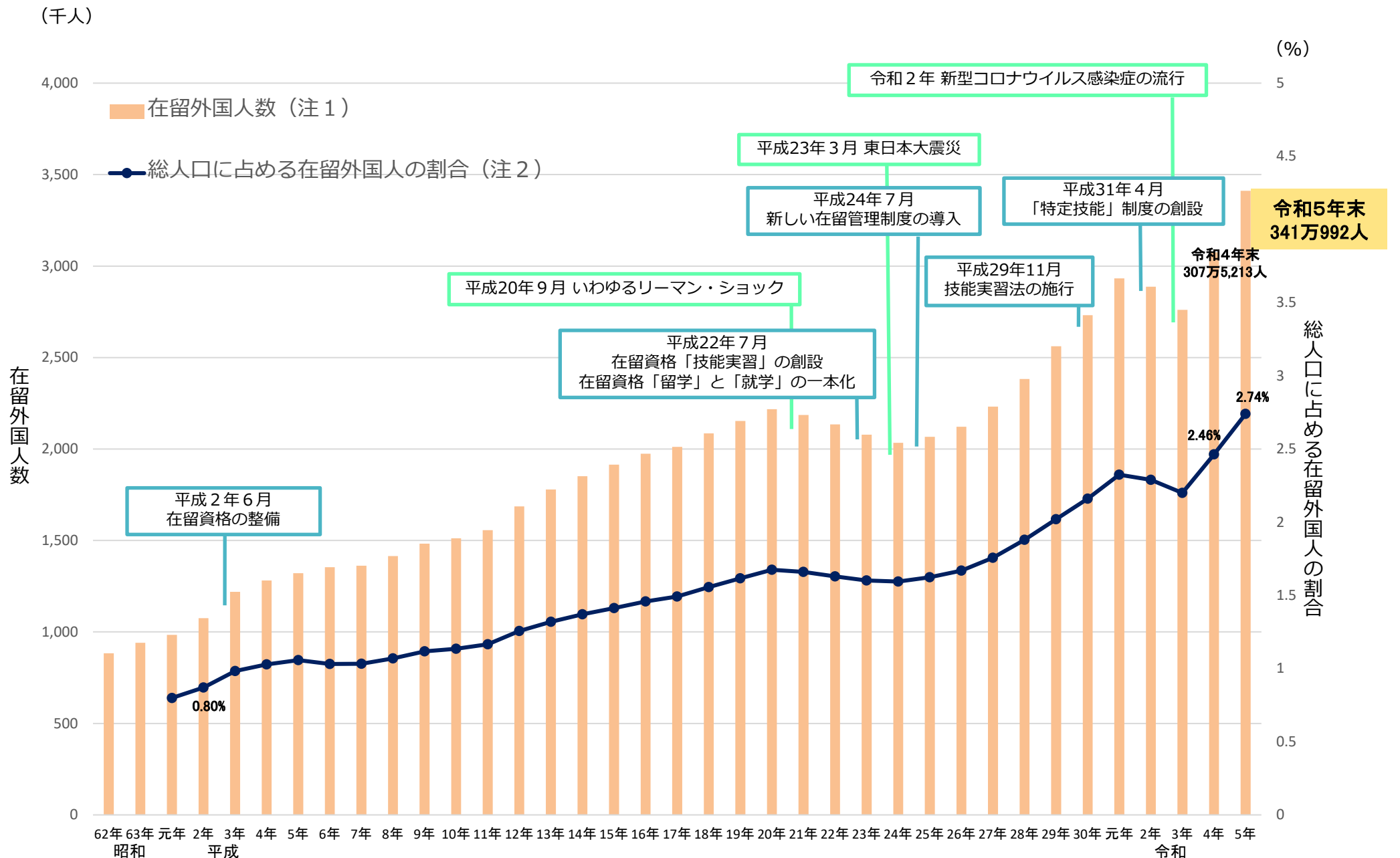
注1)2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2)2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前同診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出)。

注3)四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「患者調査」(2020年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

在留外国人数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

第五回特别国会

第三次吉田内閣

改正

昭和二十五年	五月一〇日法律第一六八号
同 二六年	三月一二日同 第一七号
同 二七年	六月六日同 第一六八号
同 二八年	八月一四日同 第二一一号
同 二九年	六月三日同 第一五九号
同 三一年	六月三〇日同 第一六三号
同 三二年	五月二日同 第九五号
同 三四年	四月三〇日同 第一五八号
同 三六年	六月一七日同 第一四五号
同 三六年一〇月三一日同	第一六六号
同 三八年	六月八日同 第九九号
同 四二年	八月一日同 第二一〇号
同 五三年	四月二四日同 第二七号
同 五六年	五月一九日同 第四五号
同 五七年	七月二三日同 第六九号
同 五八年一二月二日同	第七八号
同 五九年	五月一日同 第二三号
同 六〇年	七月一二日同 第九〇号

(社会教育法)

一ノ二六

同 六一年一二月二六日同	第一〇九号
平成 二年 六月二九日同	第七一号
同 一〇年 六月一二日同	第一〇一号
同 一一年 七月一六日同	第八七号
同 一一年一二月二二日同	第一六〇号
同 一三年 七月一日同	第一〇五号
同 一三年 七月一日同	第一〇六号
同 一五年 七月一六日同	第一一七号
同 一五年 七月一六日同	第一一九号
同 一八年 六月二日同	第五〇号
同 一八年一二月二二日同	第二一〇号
同 一九年 六月二七日同	第九六号
同 二〇年 六月一日同	第五九号
同 二三年 六月二二日同	第七〇号
同 二三年 六月二四日同	第七四号
同 二三年 八月三〇日同	第一〇五号
同 二三年一二月一四日同	第一二二号
同 二四年 八月二二日同	第六七号
同 二五年 六月一四日同	第四四号
同 二六年 六月二〇日同	第七六号
同 二七年 六月二四日同	第四六号
同 二八年 五月二〇日同	第四七号
同 二九年 三月三一日同	第五号

令和 元年 五月二四日同 第一一号
同 元年 六月 七日同 第二六号
同 四年 六月一七日同 第六八号
社会教育法をここに公布する。

社会教育法

目次

第一章 総則（第一条―第九条）	
第二章 社会教育主事等（第九条の二―第九条の七）	
第三章 社会教育関係団体（第十条―第十四条）	
第四章 社会教育委員（第十五条―第十九条）	
第五章 公民館（第二十条―第四十二条）	
第六章 学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）	
第七章 通信教育（第四十九条―第五十七条）	
附則	

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（平一八法一二〇・一部改正）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（平二四法六七・一部改正）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正）

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(昭三六法一六六・平一三法一〇六・一部改正)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校が行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催

並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他の適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（昭二八法二一一・昭三四法一五八・平一一法八七・平一

三法一〇六・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一

部改正）

（都道府県教育委員会の事務）

第六条 都道府県教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（昭二八法二一一・昭三六法一六六・昭四二法一二〇・平

一一法八七・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一

部改正）

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で

視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

（昭三六法一六六・平一三法一〇六・令元法二六・一部改

正）

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（令元法二六・追加）

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特

定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（令元法二六・追加）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

（昭二六法一七・追加、平二九法五・改称）

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（昭三四法一五八・全改、昭五七法六九・一部改正）

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（昭二六法一七・追加、平二〇法五九・一部改正）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号

及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

（昭二六法一七・追加、昭二九法一五九・昭三四法一五八・昭三六法一四五・平一一法一六〇・平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正）

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（昭三四法一五八・全改、平一一法一六〇・一部改正）

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（昭三四法一五八・追加、昭六一法一〇九・平一一法一六〇・一部改正）

〇・一部改正）

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項に

つき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(平二九法五・追加)

第三章 社会教育関係団体

(昭二六法一七・旧第二章繰下)

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人である与否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(平一一法一六〇・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正)

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

第四章 社会教育委員

(昭二六法一七・旧第三章繰下)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言する

ため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育

委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三二法一六三・平二五法四四・

一部改正)

(社会教育法)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

第五章 公民館

(昭二六法一七・旧第四章繰下)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実

際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正)

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、

左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

二ノ二七

- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

(昭二八法二二一・平一一法八七・一部改正)

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

()の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。

(公民館の基準)

- 第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(昭三四法一五八・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(公民館の設置)

- 第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、

公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第二十五条及び第二十六条 削除

(昭四二法一二〇)

(公民館の職員)

- 第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(昭三四法一五八・一部改正)

- 第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(昭三四法一五八・平一一法八七・平二六法七六・令元法

二六・一部改正)

(公民館の職員の研修)

- 第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(昭三四法一五八・追加)

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二

三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(平一一法八七・一部改正)

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・全改)

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(昭三八法九九・一部改正)

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第三十六条 削除

(昭三四法一五八)

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

(昭三八法九九・平一一法一六〇・一部改正)

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・平一一法一六〇・一部改正)

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公

民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(昭二八法二一一・昭六〇法九〇・昭六一法一〇九・令元

法二六・一部改正)

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

(昭二八法二一一・昭六〇法九〇・昭六一法一〇九・令四

法六八・一部改正)

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(昭二六法一七・旧第五章繰下)

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校(学校教育法第一条に規定する学校(以下この条において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（平一五法一一七・平一五法一一九・平二四法六七・一部改正）

（学校施設の利用）

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外

の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

（平一一法一六〇・平一五法一一七・平一五法一一九・平一九法九六・平二四法六七・平二八法四七・令元法一一・一部改正）

（学校施設利用の許可）

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

（社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立

学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

(昭三六法一四五・平一五法一一七・平一五法一一九・平一九法九六・平二四法六七・平二七法四六・平二八法四七・一部改正)

第七章 通信教育

(昭二六法一七・旧第六章繰下)

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に關しては、この章の定めるところによる。

(昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一三法一〇五・平

一九法九六・一部改正)

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により

一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般

財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(昭二七法一六八・昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平一八法五〇・一部改正)

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に關しては、この限りでない。

(昭五三法二七・昭五六法四五・昭五九法二三・平一一法一六〇・平一五法一一七・一部改正)

第五十三条 削除

(昭二七法一六八)

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用

する。

(平一一法一六〇・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律施行前通信教育認定規程(昭和二十二年文部省令第二十二号)により認定を受けた通信教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

附 則 (昭和二五年五月一〇日法律第一六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六年三月一二日法律第一七号)

1 この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十一号)施行の日から施行する。

(施行の日) 昭和二六年六月一六日

2 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二十八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

(平一一法一六〇・一部改正)

附 則 (昭和二七年六月六日法律第一六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二八年八月一四日法律第二一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月三日法律第一五九号） 抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）昭和二九年一二月三日）

附 則 （昭和三一年六月三〇日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月二日法律第九五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三四年四月三〇日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）

4 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

附 則 （昭和三六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

（施行の日）昭和三六年六月一七日）

附 則 （昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三八年六月八日法律第九九号） 抄

（施行期日及び適用区分）

第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改

正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年五月一九日法律第四五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月二三日法律第六九号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和五九年五月一日法律第二三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二年六月二十九日法律第七一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日（国等の事務）

第五百九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が

法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていらないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその

手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定

めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一

月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 （平成一三年七月一日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年七月一日法律第一〇六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年七月一六日法律第一一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成一六年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七号 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八号 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行の日）平成二〇年一二月一日

（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第三六二号で平成一九年一二月二六日から施行)

附 則 (平成二〇年六月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の社会教育法第九条の四第一号に規定する社会教育に係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間は、第一条の規定による改正後の社会教育法第九条の四第一号に掲げる期間とみなす。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日）平成二十三年八月三〇日

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第

六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九號、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條(道路法第二十四条の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第一百一條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第一百二條(道

路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。)、第一百八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百十九條の三、第四百一十一條の二及び第四百十二條の改正規定に限る。)、第二百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第三百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第一百四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。)、第四百十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第四百十五條、第四百十六條(被

災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四百九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第五百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第五百五十七條、第五百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。）、第六十九條、第七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第七十四條、第七十八條、第八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「第

四條第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二条（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第一百條、第一百二條、第一百五條から第一百七條まで、第一百十七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四條第八項の改正規定に限る。）、第一百九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第八十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、

当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一月四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

二四法律六七）抄

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日）平成二七年四月一日

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二五年六月一日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条

の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百一条の二の次に二条を加える改正規定中第四百一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二条の規定 公布の日

（社会教育法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年五月二四日法律第一一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の

規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)(を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)(を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりな

お従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日) 令和七年六月一日

一 第五百九条の規定 公布の日

教育基本法（抄）（旧法）昭和 22 年法律第 25 号

※下線、太字は引用者による

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た教育基本法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第 1 条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第 2 条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第 3 条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

- ② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第 4 条（義務教育）

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

- ② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第 5 条（男女共学）

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない

第6条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- ② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第7条（社会教育）

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

- ② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条（政治教育）

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

- ② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第9条（宗教教育）

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

- ② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第10条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

- ② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第11条（補則）

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

※下線、太字は引用者による

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければな

- らず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

- 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

- 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

- 第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適性が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携 協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を

してはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

認定日本語教育機関の認定並びに登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等の審査結果について（報告）

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会において、令和8年4月15日付で、下記の認定日本語教育機関の認定並びに登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等の審査結果等について議決を行い、中央教育審議会運営規則（令和7年3月17日中央教育審議会決定）第4条第3項に基づき、本部会の議決をもって生涯学習分科会の議決とした。

1. 概要（協議内容）

（1）認定日本語教育機関の認定の審査結果

日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）に基づく認定日本語教育機関の認定について、令和7年度2回目申請機関の審査の結果を、別添1のとおり確認した。

審査結果の概要は以下のとおり。

（認定日本語教育機関に係る令和7年度2回目申請機関の認定審査状況）

- ・申請機関総数 100件
- ・認定とした日本語教育機関 32件
- ・不認定とした日本語教育機関 2件
- ・審査中に取下げを行った日本語教育機関 53件
- ※継続審査 13件

（2）登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等の審査結果

日本語教育機関認定法に基づく登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等について、令和7年度2回目申請機関の審査の結果を、別添2のとおり確認した。

審査結果の概要は以下のとおり。

（登録実践研修機関に係る令和7年度2回目申請機関の登録審査状況）

- ・申請機関総数 17件
- ・登録した機関 13件
- ・審査中に取下げを行った機関 2件
- ※継続審査 2件

（登録日本語教員養成機関に係る令和7年度2回目申請機関の登録審査状況）

- ・申請機関総数 19件
- ・登録した機関 13件
- ・審査中に取下げを行った機関 3件
- ※継続審査 3件

2. 別添

- ・（別添1）認定日本語教育機関の認定の審査結果一覧
- ・（別添2）登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等の審査結果一覧

認定日本語教育機関の認定結果一覧

○認定とした日本語教育機関（令和7年度2回目）

	設置者名	機関名	課程名	所在地	設置 課程分野
1	株式会社スリースターズグローバル	みつぼし日本語学校	進学2年コース 進学1年6か月コース	愛知県	留学
2	株式会社万和教育グループ	万和国际教育学院	進学2年コース 進学1年9か月コース 進学1年6か月コース 進学1年3か月コース	大阪府	留学
3	Coto World株式会社	Coto Japanese Institute	Practical Japanese & Career Readiness - (1 year) Advanced Japanese Communication & Career Growth - (1 year)	東京都	留学
4	学校法人穴吹学園	穴吹国際みらい専門学校日本語学科	進学2年コース 進学1年6か月コース	広島県	留学
5	一般財団法人国際教育振興会	日米会話学院日本語研修所	キャリア形成1年課程A キャリア形成1年課程B キャリア形成1年課程C キャリア形成1年課程D キャリア形成1年課程E キャリア形成2年課程A キャリア形成2年課程B	東京都	留学
6	株式会社ネクストアメニティ	Japan Language School 横浜	進学2年コース 進学1年6か月コース	神奈川県	留学
7	学校法人服部学園	YAMASA言語文化学院	言語文化研究2年課程	愛知県	留学
8	東京国際交流株式会社	東京国際交流学院池袋校	進学2年課程 進学1年6か月課程	東京都	留学
9	株式会社 福和楽	えびす日本語学校	進学2年コース（初級1スタートクラス） 進学2年コース（初級2スタートクラス） 進学1年6か月コース（初級1スタートクラス） 進学1年6か月コース（初級2スタートクラス）	大阪府	留学
10	有限会社 光和商事	日本語学校ひかり	進学2年課程 進学1年6か月課程	沖縄県	留学
11	学校法人 北工学園	東川国際文化福祉専門学校	進学2年課程 就職2年課程 進学1年6か月課程 就職1年6か月課程 介護進学1年課程 特定技能1年課程	北海道	留学
12	学校法人滋慶学園	東洋言語学院	キャリアデザイン進学専攻2年課程 キャリアデザイン進学専攻1年9か月課程 キャリアデザイン進学専攻1年6か月課程 キャリアデザイン進学専攻1年3か月課程 キャリアデザイン就職専攻1年課程	東京都	留学
13	株式会社三立教育	LINK国際アカデミー	進学2年課程 進学1年6か月課程	大阪府	留学
14	有限会社東京ワールド外語学院	東京ワールド日本語学校	進学1年課程 進学1年3か月課程 進学1年9か月課程 進学1年6か月課程 進学2年課程	東京都	留学
15	株式会社 J C L	J C L 外国語学院	進学2年課程 進学1年9か月課程 進学1年6か月課程 進学1年3か月課程 日本文化・言語2年課程	京都府	留学
16	株式会社TCJグローバル	TCJ日本語学院 留学校	進学準備2年課程 進学準備1年9か月課程 進学準備 1年6か月課程 就職準備2年課程	東京都	留学
17	株式会社アイ・シー・エイ	ICA国際会話学院 博多校	進学2年課程 進学1年6か月課程	福岡県	留学
18	学校法人平井学園	神奈川柔整鍼灸専門学校日本語学科	進学2年課程 進学1年9か月課程 進学1年6か月課程	神奈川県	留学
19	株式会社JY不動産	巣鴨日本語教育学院 東京校	進学2年コース 進学1年6か月コース	東京都	留学
20	Seven stars国際株式会社	Seven Stars 日本語学校	専門学校・短期大学・大学進学2年コース 専門学校・短期大学・大学進学1年6か月コース	大阪府	留学
21	学校法人小津奨学会	名古屋経営会計専門学校 日本語科	進学2年コース 進学1年6か月コース	愛知県	留学
22	学校法人香川学園	メロス言語学院	進学2年課程 進学1年9か月課程 進学1年6か月課程 進学1年3か月課程 進学1年課程 準備教育2年課程 準備教育1年6か月課程 準備教育1年課程	東京都	留学
23	学校法人ISI学園	専門学校長野ビジネス外語カレッジ	進学2年コース 進学1年6か月コース	長野県	留学
24	T&Tグローバル株式会社	東京桜橋外語学院	進学2年コース 進学1年9か月コース 進学1年6か月コース	東京都	留学
25	Plus ten株式会社	熊本国際日本語学校	進学2年コース 進学1年6か月コース	熊本県	留学

26	株式会社マイルストーン	共立日本語学校	進学2年コース 進学1年6か月コース	東京都	留学
27	株式会社エスホールディングス	SCG日本語学校	進学2年コース 進学1年6か月コース	京都府	留学
28	HIKARI JAPAN株式会社	みのり国際学院	進学2年コース 進学1年6か月コース	山梨県	留学
29	学校法人穴吹学園	専門学校穴吹ITビジネスカレッジ日本語学科	進学2年課程 進学1年6か月課程	香川県	留学
30	学校法人穴吹学園	専門学校徳島穴吹カレッジ 日本語学科	進学2年課程 進学1年6か月課程	徳島県	留学
31	独立行政法人日本学生支援機構	日本学生支援機構大阪日本語教育センター	進学準備教育1年課程 進学準備教育1年6か月課程	大阪府	留学
32	学校法人 文化学園	文化外国語専門学校	進学1年上級後期課程 (B2-C1) 進学1年上級前期課程 (B1-B2) 進学1年中級後期課程 (A2-B2) 進学1年中級中期課程 (A1-B2) 進学1年6か月上級前期課程 (A1-B2) 進学1年6か月中級後期課程 (A1基礎-B2)	東京都	留学

○不認定とした日本語教育機関（令和7年度2回目）

	設置者名	機関名	課程名	所在地	設置 課程分野
1	ONE OF A KIND株式会社	かなで日本語学校	進学2年コース 進学1年6か月コース	兵庫県	留学
2	学校法人レムナント学園	ひかり日本語学校	進学2年コース 進学1年6か月コース	愛知県	留学

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等の審査結果一覧

○登録を可とした実践研修機関（令和7年度2回目）

	法人名称	学校名等	課程名	所在地
1	株式会社京進ランゲージアカデミー	京進ランゲージアカデミー	登録日本語教員養成課程・実践研修	東京都
2	学校法人駒澤学園	駒沢女子大学	日本語教員養成課程	東京都
3	学校法人白百合学園	白百合女子大学	登録実践研修課程	東京都
4	学校法人順天堂	順天堂大学	登録日本語教員養成課程・日本語教育実践研修	東京都
5	学校法人昭和女子大学	昭和女子大学	登録日本語教員養成コース（実践研修） 登録日本語教員養成コース（学部・基礎） 登録日本語教員養成コース（大学院・基礎）	東京都
6	学校法人清泉女学院	清泉女子大学	日本語教員課程	東京都
7	学校法人津田塾大学	津田塾大学	日本語教員養成課程	東京都
8	学校法人帝京大学	帝京大学	日本語教員養成課程	東京都
9	国立大学法人金沢大学	金沢大学	日本語教員養成課程	石川県
10	愛知県立大学法人	愛知県立大学	日本語教員課程	愛知県
11	学校法人大阪産業大学	大阪産業大学	日本語教員養成課程	大阪府
12	学校法人四国大学	四国大学	日本語教員養成課程	徳島県
13	国立大学法人高知大学	高知大学	日本語教員養成プログラム	高知県

○登録を可とした登録日本語教員養成機関（令和7年度2回目）

	法人名称	学校名等	課程名	所在地
1	株式会社京進ランゲージアカデミー	京進ランゲージアカデミー	登録日本語教員養成課程・実践研修	東京都
2	学校法人駒澤学園	駒沢女子大学	日本語教員養成課程	東京都
3	学校法人順天堂	順天堂大学	登録日本語教員養成課程・日本語教育実践研修	東京都
4	学校法人創価大学	創価大学	日本語教員養成プログラム	東京都
5	学校法人昭和女子大学	昭和女子大学	登録日本語教員養成コース（実践研修） 登録日本語教員養成コース（学部・基礎） 登録日本語教員養成コース（大学院・基礎）	東京都
6	学校法人清泉女学院	清泉女子大学	日本語教員課程	東京都
7	学校法人津田塾大学	津田塾大学	日本語教員養成課程	東京都
8	学校法人帝京大学	帝京大学	日本語教員養成課程	東京都
9	国立大学法人金沢大学	金沢大学	日本語教員養成課程	石川県
10	愛知県立大学法人	愛知県立大学	日本語教員課程	愛知県
11	学校法人大阪産業大学	大阪産業大学	日本語教員養成課程	大阪府
12	学校法人四国大学	四国大学	日本語教員養成課程	徳島県
13	国立大学法人高知大学	高知大学	日本語教員養成プログラム	高知県

○登録実践研修機関の研修事務の廃止に係る許可申請（令和7年度2回目）

	法人の名称	登録実践研修 機関登録番号	届出年月日	申請事由	休止し、又は廃止しようとする研修事務の範囲	休止し、又は廃止しようとする理由	休止し、又は廃止しようとする年月日
1	学校法人瀧澤学園	B0241202	令和7年12月10日	法律第57条の研修事務の休廃止	CMB日本語教育実践研修 コースの研修事務全般	CMB日本語教員養成コースの廃止に伴い、本校日本語科での教壇実習の開催が不可能となり、実習実施場所、カリキュラム内容等大幅な変更が必要となったことから、認可当時のカリキュラムが履行できなくなる見込みのため廃止を申請するに至りました。	2026年1月30日